



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.11 事故時に必要な要員</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として本部長（所長）が<sup>あたり</sup>、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれ「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>②～⑥の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、ブルーム通過の前・中・後でも対策要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>① 警戒対策体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>② 第1緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③ 第2緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、第2緊急体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>泊発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報管理・火災対応、③資機材等リソース管理・社外対応、④情報収集・計画立案、⑤現場対応を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が<sup>あたり</sup>、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれ<sup>の責任者として</sup>「班長」を<sup>置く</sup>。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、<sup>また</sup>事故の進展や収束の状況により異なるが、<sup>万が一</sup>ブルームが発生する事態となった場合においてもブルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>①原子力防災準備体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>②原子力応急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③原子力緊急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、原子力緊急事態体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違                  （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  ・発電所原子力防災組織の構成相違</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違                  女川：本部長（所長）                  泊：発電所対策本部長                  （以降、同様な相違理由記載は省略する。）</p> <p>【女川】                  ・原子力防災組織の相違                  ・設計の相違                  泊は重大事故等対策としてCVフィルタベントがないことから「万が一ブルームが通過する事態となった場合においても」と記載した。</p> <p>【女川】                  ・体制名称の相違                  原子力事業者防災業務計画に定める各体制の名称に相違はあるものの、区分している内容は同じであり、相違ない。（以降、本項目において同様の相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【女川】                  ・記載表現の相違</p>

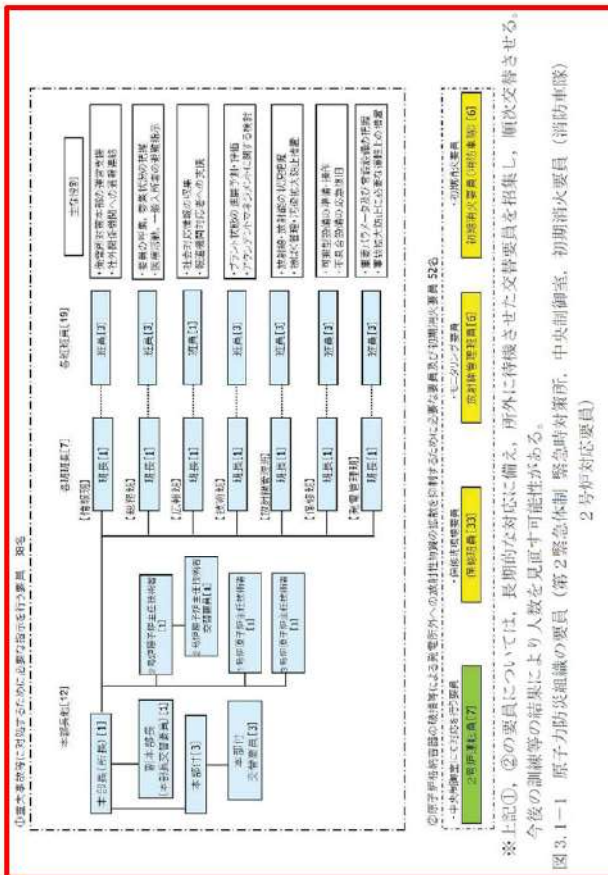
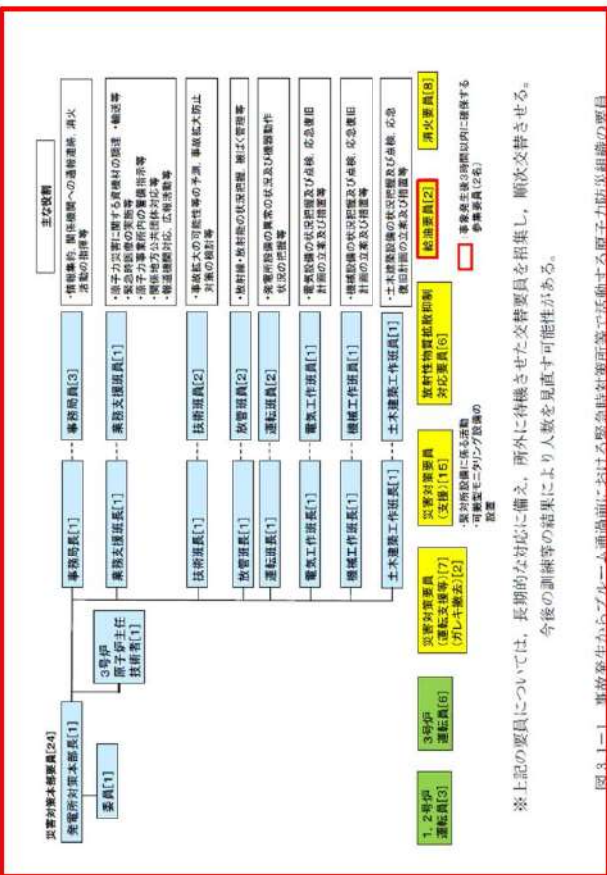


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員が緊急時対策所にとどまることができる設計としている。重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員65名、緊急時対応として設置した可搬型代替低圧注入ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動のために必要な要員23名、3、4号機運転員12名の合計100名に1号炉及び2号炉の運転員の10名※1を加えた合計110名が緊急時対策所にとどまることができるように設計する。</p> <p>緊急時対策所にとどまる要員の内訳を図12及び表3に示す。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員6名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室にとどまる運転員7名と保修班員の17名、初期消火要員（消防車隊）6名を加えた合計36名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備である常設のモニタリングポストの指示値により判断を行う。</p> <p>放射線管理班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>第2緊急体制において、緊急時対策所に対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員38名である。また、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員52名のうち中央制御室にて対応を行う運転員7名を除く45名についての待機場所としては、緊急時対策所に収容できるものとする。</p> <p>ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名とする。</p> <p>本部長は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員として災害対策本部要員3名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、災害対策要員9名及び災害対策要員（支援）15名を常駐させ、3号炉運転員6名及び消火要員8名を含め発電所災害対策要員合計41名を確保する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備である常設のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値により判断を行う。</p> <p>放管班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>原子力応急事態体制において、緊急時対策所に対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員24名である。また、②原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散抑制のために必要な要員を含む各班員46名のうち、中央制御室にて対応を行う運転員6名を除く40名についての待機場所としては、緊急時対策所指揮所または緊急時対策所待機所に収容できるものとする。</p> <p>ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は交代要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計60名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員20名に、1、2号炉運転員3名を加えた合計の83名とする。</p> <p>発電所災害対策本部長は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・初動対応体制の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 ・設備の相違 泊ではより多くの入手可能な情報から事象判断をすることを目的に、自主対策設備としてモニタリングステーションも使用する。</p> <p>【女川】 ・体制名称の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違</p> <p>【女川】 ・要員収容場所の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】 ・原子力防災組織の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時退避しとどまる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>① 原子力発電所本部の組織等による緊急時対応要員の配置は、図3.1-1の通りである。</p>  <p>② 原子力発電所本部の組織等による緊急時対応要員の配置は、図3.1-1の通りである。</p> <p>※上記①、②の要員については、長期的な対応に備え、所外に待機させた交替要員を招集し、順次交替させる。今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>図3.1-1 原子力防災組織の要員 (第2緊急体制 緊急時対策所、中央制御室、初期消火要員 (消防車隊) 2号炉対応要員)</p>	<p>① 原子力発電所本部の組織等による緊急時対応要員の配置は、図3.1-1の通りである。</p>  <p>② 原子力発電所本部の組織等による緊急時対応要員の配置は、図3.1-1の通りである。</p> <p>※上記の要員については、長期的な対応に備え、所外に待機させた交替要員を招集し、順次交替させる。今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>図3.1-1 事故発生から30分以内の緊急時対策所等では、原子力防災組織の要員</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の相違</li> </ul> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>図 3.1-2 原子力防災組織の要員（夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）、緊急時対策所、中央制御室、初期消火要員（消防車隊）2号炉対応要員）</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>図 3.1-2 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体制の相違</li> </ul> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 36名</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による発電所内への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び切離済要員 42名</p> <p>※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性はある。</p> <p>図 3.1-3 ブルーム通過時 緊急時対策所、中央制御室にとどまる2号炉対応要員</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対応を行う要員60名</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による発電所内への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員20名</p> <p>※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性はある。</p> <p>図 3.1-3 ブルーム通過時に緊急時対策所にとどまる3号炉対応要員</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の相違</li> </ul> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

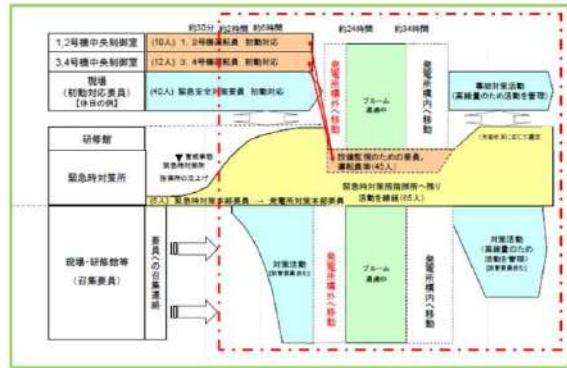
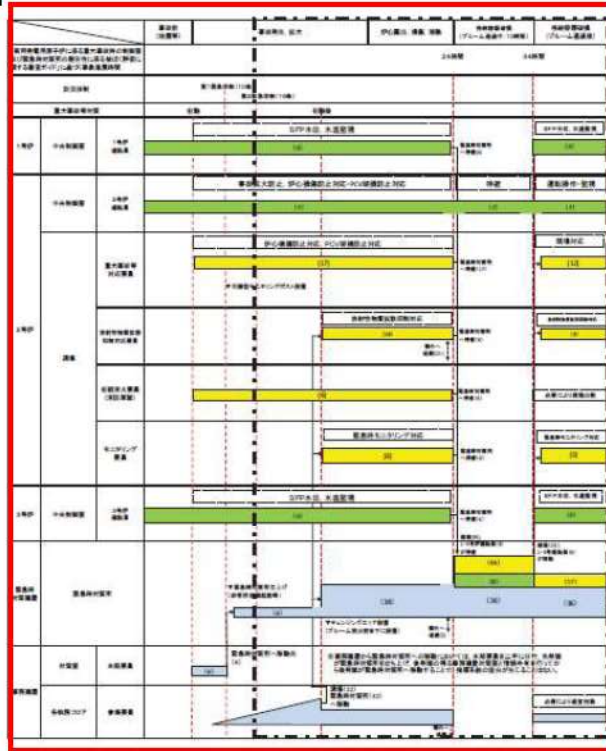


図1-2 緊急時対策所 必要要員の考え方

※1：今後の手続きにより、1号炉及び2号炉の運転員数を変更する予定であるが、現行の人数に基づき10名を緊急時対策所の収容人数として設計する。

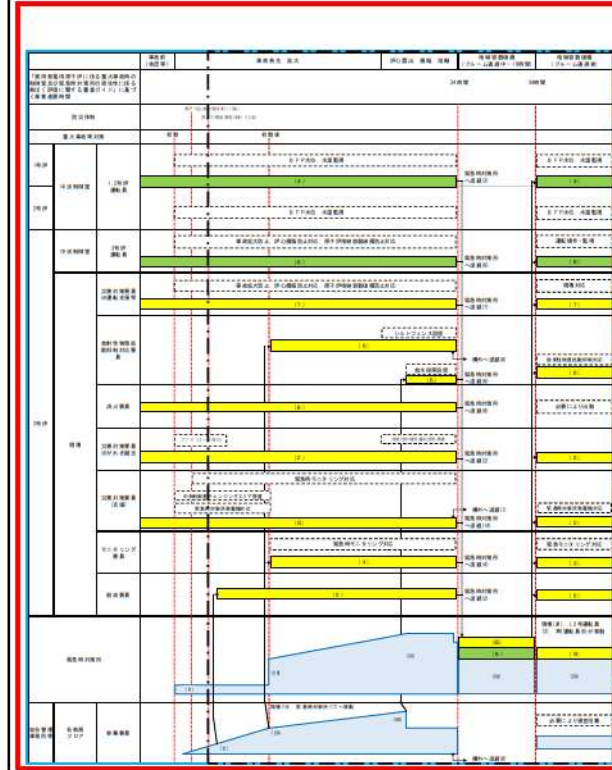
■ = DB（設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載）  
 (ただし、...で囲む部分を除く)



--- : SA

※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図3.1-4 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き



--- : SA

※要員数については、今後の訓練等の結果による人数を見直す可能性がある。

図3.1-4 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

【大飯】【女川】  
 ・体制の相違  
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表3 重大事故発生時等の各体制における緊急時対策所の収容人数

体制	要員数	発電設備内				合計	収容可能な収容人数
		運転員	予備員	監視員	業務員		
① 常時	運転員	3号機運転員	12	12			08
	予備員	1号機運転員	10	10			
	監視員	3号機監視員	2				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
② 非常時	運転員	3号機運転員	12	12			08
	予備員	1号機運転員	10	10			
	監視員	3号機監視員	2				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
③ 緊急時(1) 非常時	運転員	3号機運転員	12	12			66-78
	予備員	1号機運転員	10	10			
	監視員	3号機監視員	2				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
④ 緊急時(2) 非常時	運転員	3号機運転員	12	12			110
	予備員	1号機運転員	10	10			
	監視員	3号機監視員	2				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
⑤ プールーム運用時(1) 非常時	運転員	3号機運転員	12	12			110
	予備員	1号機運転員	10	10			
	監視員	3号機監視員	2				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
⑥ プールーム運用時(2) 非常時	運転員	3号機運転員	12	12			117
	予備員	1号機運転員	10	10			
	監視員	3号機監視員	2				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				
	予備員	3号機予備員	2				
	監視員	3号機監視員	10				
	業務員	3号機業務員	2				

女川原子力発電所2号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (1/2)

体制	要員数 (計)	緊急時対策所				合計	収容可能な収容人数
		常時	非常時	非常時(1)	非常時(2)		
① 常時	運転員	12	12				38
	予備員	10	10				
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
② 非常時	運転員	12	12				38
	予備員	10	10				
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
③ 非常時(1)	運転員	12	12				38
	予備員	10	10				
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
④ 非常時(2)	運転員	12	12				38
	予備員	10	10				
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2: 非常時(1)は、事象進展に伴って、常時運用時(1)から非常時(1)へ移行する。非常時(1)は、常時運用時(1)から非常時(2)へ移行する。  
 ※3: 非常時(2)は、事象進展に伴って、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。非常時(2)は、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。  
 ※4: 非常時(1)は、事象進展に伴って、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。非常時(2)は、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

体制	要員数 (計)	緊急時対策所				合計	収容可能な収容人数
		常時	非常時	非常時(1)	非常時(2)		
① プールーム運用時(1)	運転員	12	12				38
	予備員	10	10				
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
② プールーム運用時(2)	運転員	12	12				38
	予備員	10	10				
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2: 非常時(1)は、事象進展に伴って、常時運用時(1)から非常時(1)へ移行する。非常時(1)は、常時運用時(1)から非常時(2)へ移行する。  
 ※3: 非常時(2)は、事象進展に伴って、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。非常時(2)は、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。  
 ※4: 非常時(1)は、事象進展に伴って、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。非常時(2)は、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。

泊発電所3号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (1/2)

体制	要員数(計)	緊急時対策所				合計	収容可能な収容人数
		常時	非常時	非常時(1)	非常時(2)		
① 常時	運転員	1	1				1
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
② 非常時	運転員	1	1				1
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
③ 非常時(1)	運転員	1	1				1
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
④ 非常時(2)	運転員	1	1				1
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2: 非常時(1)は、事象進展に伴って、常時運用時(1)から非常時(1)へ移行する。非常時(1)は、常時運用時(1)から非常時(2)へ移行する。  
 ※3: 非常時(2)は、事象進展に伴って、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。非常時(2)は、非常時(1)から非常時(2)へ移行する。

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

体制	要員数(計)	緊急時対策所				合計	収容可能な収容人数
		常時	非常時	非常時(1)	非常時(2)		
① 常時	運転員	10	10				10
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
② 非常時	運転員	10	10				10
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
③ 非常時(1)	運転員	10	10				10
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					
④ 非常時(2)	運転員	10	10				10
	予備員	2					
	監視員	2					
	業務員	2					
	予備員	2					
	監視員	6					
	業務員	6					
	予備員	2					
	監視員	10					
	業務員	2					

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2: 「実用運用用」に於ける重大事故時の緊急時対策所の責任に於ける概略的計画に関する表(表3.1-1)に基づく事後連絡時間。  
 ※3: プールーム運用時に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は避難所に避難する。  
 ※4: 必要に応じて、避難所外から交代・待機要員を別の要員として指定。

相違理由

【大飯】【女川】  
 ・体制の相違  
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 1</p> <p>1.1. 緊急安全対策要員の動線について</p> <p>(1) 緊急安全対策要員の召集及び召集場所                  常駐・居住場所、召集場所及び召集ルート（時間外・休日（夜間））</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>①：緊急時対策本部要員は、第1事務所、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には運転員からの連絡を受け、緊急安全対策要員へ参集指示を行うとともに、緊急時対策所に移動し発電所対策本部としての活動を行う。</p> <p>②：緊急安全対策要員は、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には緊急時対策本部要員からの召集指示を受け、各活動場所へ参集し、全体指揮者の指示に従い各要員の役務に応じた対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転支援要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、主蒸気逃がし弁の開放操作等の運転支援活動を実施。その後、給水要員等と合流し、給水確保活動等を実施。</li> <li>・電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、電源車の起動等の電源確保活動を実施。</li> <li>・給水要員は、送水車による給水等の給水確保活動を実施。</li> <li>・設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応活動を実施。</li> <li>・消防要員は、火災の発生がある場合、消火活動を実施。</li> <li>・ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員へ状況を連絡する。 その後緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。</li> </ul>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、<b>事務建屋</b>又はその近傍で執務する。                  緊急時対策所、<b>事務建屋</b>の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である<b>発電課長</b>等が、<b>連絡責任者</b>である<b>情報班長</b>に連絡し、原子力防災管理者である<b>発電所長</b>に報告する。原子力防災管理者は、<b>連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常招集の指示をする。</b></p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。  <b>総務班長</b>は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の<b>重大事故等対策要員</b>に対する招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち<b>重大事故等対策要員</b>以外の所員及び一般入構者は発電所内の<b>重大事故等対策要員</b>以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、<b>事務建屋</b>又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である<b>発電課長</b>等が、<b>連絡責任者</b>に連絡し、<b>原子力防災管理者である発電所長</b>に報告する。<b>原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡の指示を行い、連絡責任者は非常招集を行う。</b></p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交代者を含む。）を明確にした上で、<b>総合管理事務所</b>又はその近傍で執務する。                  緊急時対策所、<b>総合管理事務所</b>の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である<b>発電課長（当直）</b>等が、<b>通報連絡者である事務局長</b>に連絡し、原子力防災管理者である<b>発電所長</b>に報告する。原子力防災管理者は、<b>通報連絡者に発電所災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は、非常招集を行う。</b></p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。  <b>事務局長又は代行者は、電話・運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員</b>に対する招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち<b>発電所災害対策要員</b>以外の所員及び一般入構者は発電所内の<b>発電所災害対策要員</b>以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、<b>総合管理事務所</b>又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である<b>発電課長（当直）</b>が、<b>通報連絡者に連絡し、副原子力防災管理者（災害対策本部要員）</b>に報告する。<b>副原子力防災管理者は、通報連絡者に災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は要員の非常招集を行う。</b></p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違                  （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p> <p>【女川】                  ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  泊では通報連絡者である<b>事務局長は非常招集指示</b>を行う。</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  泊では通報連絡者である<b>事務局長は非常招集指示</b>を行う。</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p> <p>【女川】                  ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  夜間休日は発電所構内に宿直している<b>副原子力防災管理者</b>に報告し、判断・対応を行うことで速やかな対応を行うことが可能。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>連絡責任者は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての招集連絡を実施し、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、電話、自動呼出システム等を活用し要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の重大事故等対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に重大事故等対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合には、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（図3.2-3 参照）とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合、又は、徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>重大事故等対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、自動呼出システムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>発電課長（当直）は運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員に対して招集連絡を実施し、通報連絡者は、発電所外にいる発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員を招集するため緊急時呼出しシステム等による要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の発電所災害対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震発生や発電所前面海域における大津波警報の発表された場合には、非常招集がなくても自発的に発電所災害対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係わる準備を行う。参集準備完了後、参集に必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>発電所災害対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、緊急時呼出しシステムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>・体制の相違                  発電課長（当直）と通報連絡者で要員の招集を分担して行うことで要員の速やかな招集を実施する。                  ・設備名称の相違                  女川：自動呼出しシステム                  泊：緊急時呼出しシステム                  ・要員名称の相違</p> <p>・運用の相違                  泊は震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。</p> <p>・地理的要因の相違                  泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</p> <p>・記載方針の相違                  泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。</p> <p>・運用の相違                  泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。</p> <p>・設備名称の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）


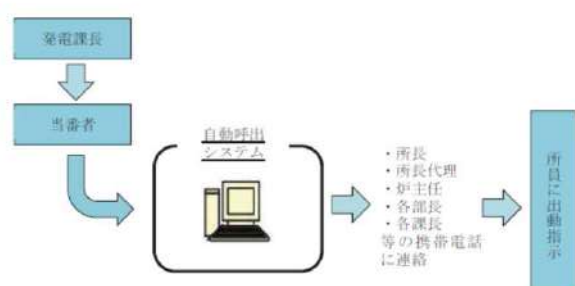

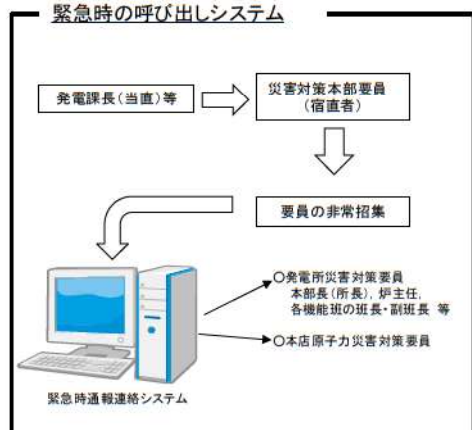
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川町内からの要員参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトラインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保する。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、図3.2-4に示すとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとする。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-5、図3.2-6）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回路を確保している。（図3.2-7）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>発電所構外からの参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>発電所災害対策要員が泊村、共和町及び岩内町から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には津波浸水予測範囲となっている場所が含まれており、大津波警報発生時は津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、高台のみの通行により発電所（緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-4）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用する茶津門扉を通過するルートに加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルートを確保している（図3.2-5）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>【女川】 ・地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・要員名称、町村名所の相違</p> <p>【女川】 ・地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・運用の相違 泊では事務所は参集場所に含めず、直接緊急時対策所に参集することとしている。</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 地理的要因の相違</p> <p>【女川】 ・体制の相違による参集可能人数の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保修班長は、原子炉格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が随時評価する原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器ベント実施準備完了までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>総務班長は、原子炉格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、保修班ほかと協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも原子炉格納容器ベントの実施見通しの2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合、本部長は、総務班長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>各班長は、原子炉格納容器破損の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が評価する原子炉格納容器破損予想時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器破損予想時刻までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>事務局長は、原子炉格納容器破損の見通しが判明した後は、各班長と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、原子炉格納容器破損予想時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するためPAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも原子炉格納容器破損予想時刻の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合、発電所対策本部長は、事務局長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊では重大事故等時にCVフィルタベント設備を用いた格納容器ベントを実施しないことから原子炉格納容器破損と記載（以降の相違理由記載を省略する。）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員名称の相違</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-1 事務建屋，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p>図3.2-2 自動呼出システムの概要</p>	 <p>図3.2-1 総合管理事務所，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p>図3.2-2 緊急時呼出システムの概要</p>	<p>【女川】                  ・建屋名称の相違</p> <p>【女川】                  ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

添付資料10

10. 事象発生からブルーム通過後までの要員の動き等について

(1) 召集要員の非常召集要領

○夜間、休日における原子力災害対策要員の非常召集

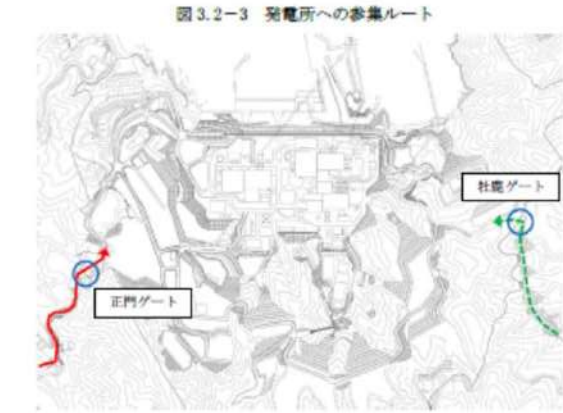
非常召集の経路	非常召集のための集合及び準備	非常召集の実施
○重大事故等が発生した場合、社員呼出しシステム、衛星電話等により非常召集の連絡を行う。 [緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員] (発電所内又は発電所近傍) 副課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員 (発電所対策本部の要員) 及び緊急安全対策要員 (所定の活動場所へ移動) [召集要員] (発電所周辺 (寮、社宅等)) 副課長 ↓ 全体指揮者 ↓ (社員呼出しシステム) 各班長 ↓ 各班員への非常召集 (注) 協力会社も同様非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時 (発電所周辺地域において、震度5弱以上の地震が発生) の場合は、非常召集する。	○発電所周辺 (寮、社宅等) からの召集要員は、集合場所に集合し、発電所までの召集の準備を行う。 集合場所：本部クラブ (注) 協力会社も同様社宅等に集合し、衛星携帯 電話等にて連絡を取り合い、召集に備える。 ○発電所対策本部と非常召集に係る確認を行う。 ①発電所の状況、召集人数及び必要装備等 ②集合した要員の確認 (人数、体調等) ③箱装、持参品 (通信設備、懐中電灯等) ④防護具等 (防護服、マスク及び呼吸器) ⑤天候、気象情報等 ○発電所入所前の集合場所の選定を行う。 ・状況に応じて集合場所 (陸船、大島寮等) を選定する。 ○非常召集手続を解除する。 ・徒歩、自転車、タクシー、ヘリコプター、船等	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部の要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部付、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて集合を開始する。 ③その他の要員は、集合場所で待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の要員、原子炉運転の運転に關し保表上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (陸船、大島寮等) にて、発電所構内の情報入手し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の執務室や現場にて対応するが、万一、執務室が使用できない場合は、研修館等を活用する。



女川原子力発電所2号炉

表 3.2-1 夜間及び休日における重大事故等対策要員の招集

非常召集の経路	非常召集の準備	非常召集の実施
○原子力災害対策本部の「緊急連絡」に該当する要員が緊急時呼出しシステム、衛星電話等により非常召集の連絡を行う。 [緊急時対策本部要員] 副課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員 (発電所対策本部の要員) 及び緊急安全対策要員 (所定の活動場所へ移動) [召集要員] (発電所周辺 (寮、社宅等)) 副課長 ↓ 全体指揮者 ↓ (社員呼出しシステム) 各班長 ↓ 各班員への非常召集 (注) 協力会社も同様非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時 (発電所周辺地域において、震度5弱以上の地震が発生) の場合は、非常召集する。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部の要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部付、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて集合を開始する。 ③その他の要員は、集合場所で待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の要員、原子炉運転の運転に關し保表上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (陸船、大島寮等) にて、発電所構内の情報入手し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の執務室や現場にて対応するが、万一、執務室が使用できない場合は、研修館等を活用する。	



泊発電所3号炉

相違理由

表 3.2-1 夜間及び休日における災害対策要員の招集



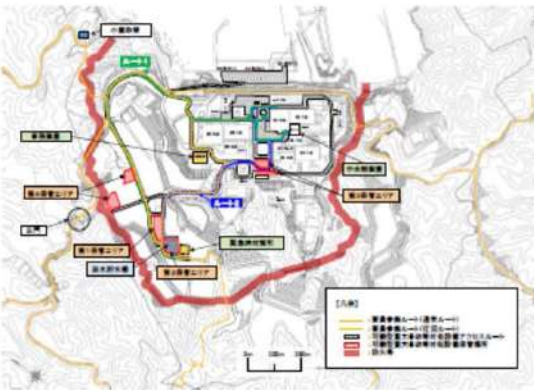


非常召集の経路	非常召集の準備	非常召集の実施
○重大事故等が発生した場合、社員呼出しシステム、衛星電話等により非常召集の連絡を行う。 [緊急時対策本部要員] 副課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員 (発電所対策本部の要員) 及び緊急安全対策要員 (所定の活動場所へ移動) [召集要員] (発電所周辺 (寮、社宅等)) 副課長 ↓ 全体指揮者 ↓ (社員呼出しシステム) 各班長 ↓ 各班員への非常召集 (注) 協力会社も同様非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時 (発電所周辺地域において、震度5弱以上の地震が発生) の場合は、非常召集する。	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部の要員 (本部長、副本部長、原子炉主任技術者、本部付、各班長・副班長等) とその他必要要員は、発電所に向けて集合を開始する。 ③その他の要員は、集合場所で待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話 (衛星電話) 等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を適宜連絡する。 ②原子炉主任技術者は、通信連絡手段により、必要の要員、原子炉運転の運転に關し保表上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所 (陸船、大島寮等) にて、発電所構内の情報入手し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の執務室や現場にて対応するが、万一、執務室が使用できない場合は、研修館等を活用する。	

【大飯】・記載方針の相違 (女川記載に統一)





赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所外)</p>  <p>図3.2-6 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所内)</p>  <p>図3.2-7 発電所構内への参集ルート</p>	 <p>図3.2-4 発電所構外からの参集ルート</p>  <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の参集ルート</p>	<p>【女川】                  ・地理的要因の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>立ち上げの対応が最も厳しくなる「休日、時間外」時に災害が発生した場合を想定した場合においても、事故等発生後、1時間以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。</p> <p>なお、これらの対応については、作業の迅速性を高めるための設備対応（機器接続部のアタッチメント化など）を行うとともに、訓練を通じて練度を向上させる。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、招集連絡を受けた場合は、事務建屋等から事務建屋の対策室に集合し、事務建屋対策室での初動対応実施を判断した場合<sup>※</sup>、継続して初動対応を行う。</p> <p>また、事務建屋対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動する。なお、事務建屋から緊急時対策所への移動においては、本部要員を二手に分け、先発隊が緊急時対策所を立ち上げ、後発隊の残る事務建屋対策室と情報共有を行ってから後発隊が緊急時対策所へ移動することで、指揮系統の空白が生じることはない。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、2号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、2号炉の非常用母線又は外部電源系より受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。</p> <p>また、ガスタービン発電機による給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-9に示す。</p> <p>また、緊急時対策所非常用送風機の起動対応は、保修班1名で行い、この起動に要する時間は図3.2-15のタイムチャートに示すとおり約5分と想定する。</p> <p>※事務建屋対策室は、以下の全ての条件に該当する場合、初動対応に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所震度6弱未満</li> <li>・通信連絡設備使用可</li> <li>・SPDS表示装置使用可</li> </ul> <p>なお、発電所震度は、発電所の保安確認用震度計により速やかに情報を入手可能である。また、事務建屋は基準地震動Ssに対して倒壊しないことを確認しているが、設計に用いている地震動は発電所震度5強相当であるため、発電所震度6弱以上を確認した場合は、事務建屋対策室の使用中止を判断し、緊急時対策所への移動・立ち上げを行うこととする。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、警戒事象、原災法第10条特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生し、防災体制が発令され、招集連絡を受けた場合は、緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。</p> <p>夜間及び休日は、初動対応要員（災害対策本部要員、災害対策要員、災害対策要員（支援））が総合管理事務所等で執務又は宿泊しており、招集連絡を受けた場合は、緊急時対策所で対応を行う災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に参集し、現場で対応を行う災害対策要員及び災害対策要員（支援）は中央制御室に参集又は現場に移動し初動対応を行う。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、3号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、3号炉の非常用母線又は外部電源系により受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機により緊急時対策所の通信連絡設備等へ給電する。</p> <p>また、代替非常用発電機による給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-6に示す。</p> <p>また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において各2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-16に示すとおり約60分と想定する。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違          （女川記載に統一）</p> <p>【女川】          ・初動対応体制の相違          泊では防災体制が発令された場合は、事務所での対応は行わず、緊急時対策所へ移動し対応を行うこととしている。</p> <p>【女川】          ・設備名称の相違</p> <p>【女川】          ・設備名称の相違</p> <p>【女川】          ・設備名称の相違</p> <p>【女川】          ・設計の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】          ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】          ・設備名称の相違</p> <p>【女川】          ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】          ・設備設計の相違          泊の緊急時対策所空気浄化ファンは可搬設備であり、ダクト接続等の運転前の系統構成が必要となることから所要時間に相違がある。</p> <p>【女川】          ・初動対応体制の相違          泊では、原子力災害対策指針に定める「警戒事象」が発生した場合の初動対応は、通信連絡設備等の使用可否条件に関わらず緊急時対策所へ移動し対応を行う。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所立ち上げタイムチャート (大飯)</p> <p>経過時間(分): 0, 5, 10, 15, 20, 25, 30, 35, 40</p> <p>緊急時対策所: 電源設備 (ケーブル接続, 電源切替), 換気設備 (ダクト開放, 記録起動), 当番係泊場所 (本部要員, 緊急安全対策要員)</p> <p>備考: 緊急安全対策要員より緊急時対策本部要員到着</p>	<p>図3.2-8 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート</p> <p>経過時間(分): 0, 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70</p> <p>緊急時対策所立ち上げ: 緊急時対策本部要員(退席), 緊急時対策所へ移動, 緊急時対策所立ち上げ及び事務建屋対策室との連絡再開(対応のみ確認), 緊急時対策本部要員(退席), 事務建屋10分連絡再開, 緊急時対策所上の連絡再開, 緊急時対策所へ移動</p> <p>図3.2-9 電源車(緊急時対策所用)立ち上げのタイムチャート</p> <p>経過時間(分): 0, 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70</p> <p>電源車(緊急時対策所用)立ち上げ: 電源車(緊急時対策所用) 起動, 電源車(緊急時対策所用) 起動, 電源車(緊急時対策所用) 起動</p>	<p>図3.2-6 緊急時対策所立ち上げタイムチャート (泊)</p> <p>経過時間(分): 0, 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100</p> <p>緊急時対策所立ち上げ: 緊急時対策本部要員(退席), 緊急時対策所へ移動, 緊急時対策所立ち上げ及び事務建屋対策室との連絡再開(対応のみ確認), 緊急時対策本部要員(退席), 事務建屋10分連絡再開, 緊急時対策所上の連絡再開, 緊急時対策所へ移動</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 (女川記載に統一)</li> </ul>
<p>(3) 発電所からの一時退避</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。</p> <p>a. 発電所対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受ける。</p> <p>b. 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。</p> <p>c. 発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。</p> <p>d. 発電所対策本部長の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に避難する。</p>	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合<sup>*</sup>、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外(原子力事業所災害対策支援拠点等)に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う。</li> <li>② 本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</li> <li>③ 本部長の指示の下、とどまる要員は緊急時対策所に移動する。</li> <li>④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。</li> <li>⑤ 本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。                  ※炉心損傷後の原子炉格納容器ベント準備の判断となる、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力の1.5倍に達した場合</li> </ol> <p>原子力事業所災害対策支援拠点等への退避ルートは女川町内からの参集ルートと同様のルートとなり、距離約20km、徒歩5時間程度かかる。</p>	<p>(3) 緊急時対策所からの一時退避について</p> <p>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合<sup>*</sup>、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外(一時退避場所)に一時退避させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所対策本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に係る判断を行う。</li> <li>② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</li> <li>③ 発電所対策本部長の指示の下、とどまる要員は、緊急時対策所に移動する。</li> <li>④ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(宮丘地区・滝ノ淵地区の当社施設又は原子力事業者災害対策支援拠点等)への退避を指示する。</li> <li>⑤ 発電所対策本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。                  ※炉心損傷後、格納容器スプレイポンプが不動作(放水砲準備の判断基準)となった場合。</li> </ol> <p>宮丘地区への退避ルートは、大和門扉を通行する参集ルートと同様のルートとなり、距離約6km、徒歩1時間30分程度かかる。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地条件の相違</li> <li>・避難場所の相違 (近隣の当社施設も避難場所の候補として選定しているが、放射性物質により影響を考慮し場所を選定することに相違ない。)</li> <li>・運用の相違 (一時退避判断基準に相違はあるものの、原子炉格納容器からのブルーム放出前に退避行動を開始することに相違はない。)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について</p> <p>緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-10に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-11に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-12を示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-13～15に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前）                  緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、緊急時対策所非常用送風機により正圧化を開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択し、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。</li> <li>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</li> </ol> <p>b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）                  ブルーム通過時においては、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する。                  緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧を開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</li> </ol> <div data-bbox="757 1203 1232 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> </div> <p style="text-align: center;">及び</p> <div data-bbox="757 1305 1232 1410" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div>	<p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について</p> <p>緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 可搬型空気浄化装置による正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 空気供給装置（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型空気浄化装置への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-10に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-11に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-12に示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-13～15に示す。</p> <p>a. 可搬型空気浄化装置による正圧化（ブルーム通過前）                  緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型空気浄化装置により正圧化を開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。</li> <li>② 緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</li> <li>③ 緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]以上）に調整する。</li> </ol> <p>b. 空気供給装置（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）                  ブルーム通過時においては、可搬型空気浄化装置から空気供給装置（空気ポンペ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する。                  空気供給装置（空気ポンペ）による加圧判断フローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②いずれかの場合において、空気浄化装置（空気ポンペ）による加圧を開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が5mGy/h以上となった場合。</li> <li>② 緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合。</li> </ol>	<p>【女川】                  ・設備名称及び手順名称の相違（以降、同様な相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【女川】                  ・設備相違による手順の相違                  泊は可搬設備であり運転前の系統構成が必要であることから手順に相違はあるが、ブルーム放出前に対応可能であり、緊急時対策所で活動する要員に放射線による影響を与えない。</p> <p>【女川】                  女川の【条件1-1】に対し、泊の場合、炉心損傷は空気供給装置による加圧準備を行う条件であり、また、原子炉格納容器破損の規模の大小に寄らずモニタリング設備の指示値で加圧開始を判断する違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値で加圧判断することに相違なし。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


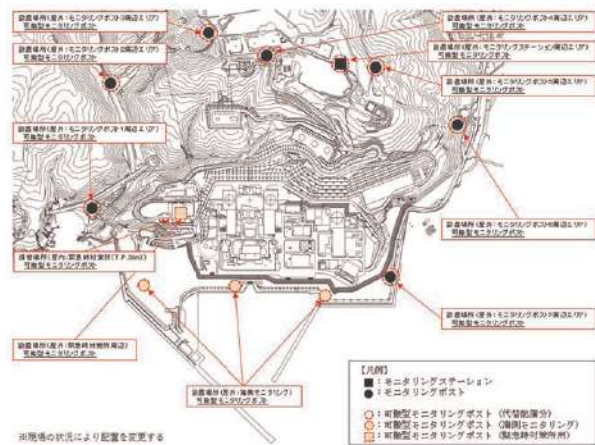
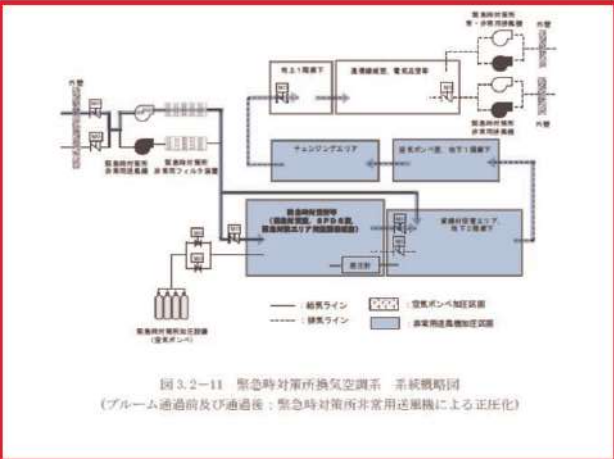
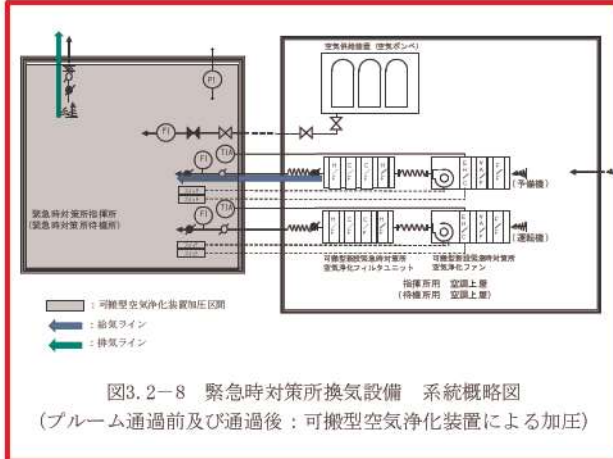
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断                  【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> </div> <p style="text-align: center;">及び</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-1-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）は、通常運転時において空気ポンペラックごとに設置する元弁を“開”とし、各ポンペラックからの配管の合流先に設置する高圧空気ポンペ出口電動弁は通常運転時に“閉”としておく。緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所に設置する操作パネル操作することで、正圧化が開始可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機による緊急時対策所の正圧化から緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による緊急時対策所の正圧化への切替えは、緊急時対策所に設置する操作パネルにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p>	<p>①により、緊急時対策所外に接近するブルームを検知でき、対応を実施することで緊急時対策所内への希ガスの侵入を防止できる。万一、各可搬型モニタリングポストによる検知が遅れた場合であっても、②の緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 空気供給装置（空気ポンプ）は、緊急時対策所立ち上げ時に、空気ポンプから空気供給装置流量調節弁までの系統構成を実施しておく。空気供給装置（空気ポンプ）使用時には、加圧判断を受けて、緊急時対策所内に設置する空気浄化ファン電源、手動弁の操作により正圧化が開始可能な設計とする。</p> <p>可搬型空気浄化装置による緊急時対策所の正圧化から空気供給装置（空気ポンプ）による緊急時対策所の正圧化への切替えは、緊急時対策所内に設置する空気浄化ファン電源、手動弁の操作により実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、緊急時対策所付近の屋外に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所に設置する緊急時対策所可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対処施設であるモニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手順着手条件の相違 女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ベント操作の判断が条件に含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA事象時に原子炉格納容器ベントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧要否を判断することに相違なし。</li> <li>【女川】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員には放射線による影響を与えない。</li> <li>【女川】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> <li>【女川】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視計器設置場所の相違</li> <li>【女川】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違 泊ではモニタリングポストに加え、モニタリングステーションの値も参考に加圧判断のための監視に用いる。</li> </ul> </ul> </ul> </ul> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所加圧設備の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <p>① 操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧を開始する。</p> <p>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリングポストの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mSv/h<sup>※</sup>を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-10に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による給気から緊急時対策所非常用送風機による給気に切り替える場合においては、パネル操作により系統ライン構成及び緊急時対策所非常用送風機の起動を行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p>	<p>緊急時対策所加圧設備の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <p>① 操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧を開始する。</p> <p>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合、又は、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h<sup>※</sup>を下回り安定的な状態になった場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を空気供給装置（空気ポンペ）による給気から可搬型空気浄化装置による給気に切り替える場合においては、可搬型空気浄化装置の起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ決めておくことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価結果である約13mSvに加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>	<p>空気供給装置の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <p>① 緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>② 緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>④ 緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型空気浄化装置への切替え（ブルーム通過後）</p> <p>空気供給装置（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合、又は、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h<sup>※</sup>を下回り安定的な状態になった場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を空気供給装置（空気ポンペ）による給気から可搬型空気浄化装置による給気に切り替える場合においては、可搬型空気浄化装置の起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ決めておくことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価結果である約13mSvに加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】          ・設計の相違          女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員の放射線による影響を与えない。</p> <p>【女川】          ・設計の相違          自主対策設備としてモニタリングステーション使用する。</p> <p>【女川】          ・判断基準の相違          泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断する。</p> <p>【女川】          ・系統構成の相違          女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、切替は緊急時対策所内での弁操作等により実施することが可能であり、手順をあらかじめ決めておき速やかに実施することで要員の放射線による影響を与えない。</p> <p>・被ばく線量評価結果の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-10 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	 <p>図3.2-7 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	
	 <p>図3.2-11 緊急時対策所換気空調系 系統概略図              (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)</p>	 <p>図3.2-8 緊急時対策所換気設備 系統概略図              (ブルーム通過前及び通過後：可搬型空気浄化装置による加圧)</p>	<p>【女川】              ・設計の相違              建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

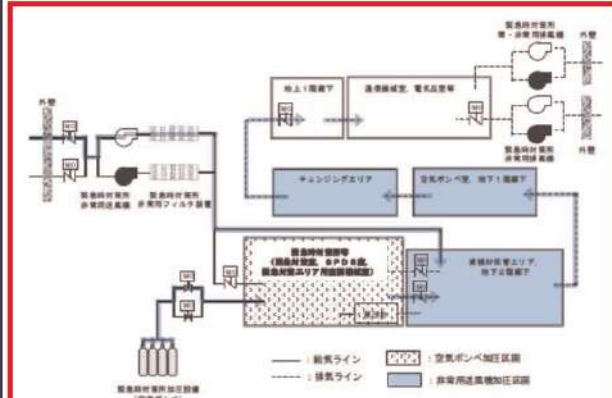


図3.2-12 緊急時対策所換気空調系 系統概略図  
 (プルーム通過中：緊急時対策所加圧設備 (空気ポンベ) による正圧化)

経過時間 (時間)	経過時間 (時間)				備考
	18	24	30	37	
プルーム発生	プルーム通過中	プルーム通過中	プルーム通過中	プルーム通過後	
緊急時対策所	緊急時対策所非常用送風機 (送風機)	緊急時対策所非常用送風機 (送風機)	緊急時対策所非常用送風機 (送風機)	緊急時対策所非常用送風機 (送風機)	

図3.2-13 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

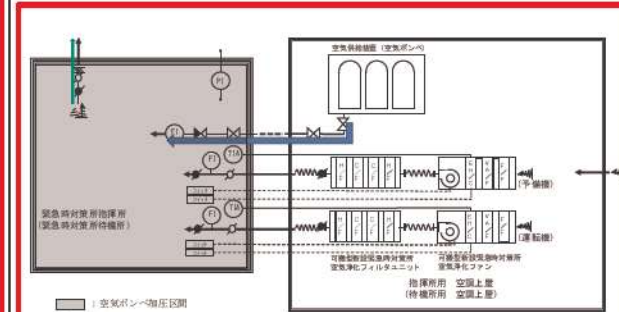


図3.2-9 緊急時対策所換気設備 系統概略図  
 (プルーム通過中：空気供給装置 (空気ポンベ) による加圧)

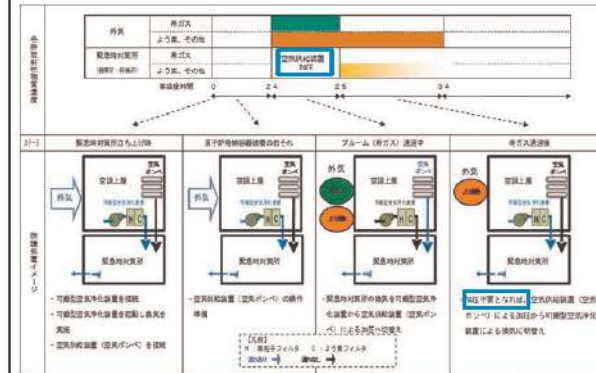


図3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

【女川】  
 ・設計の相違  
 建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違





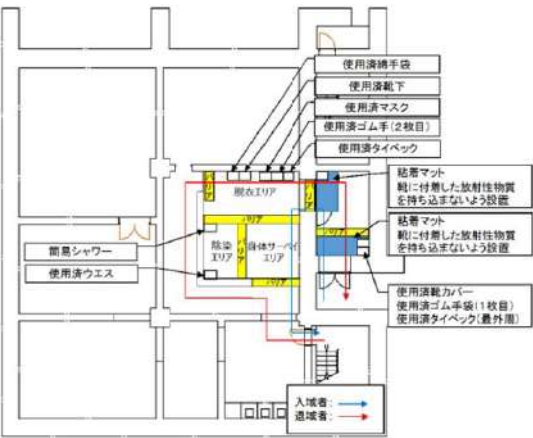
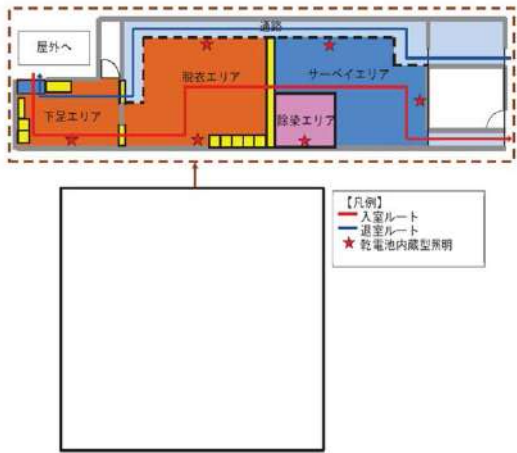
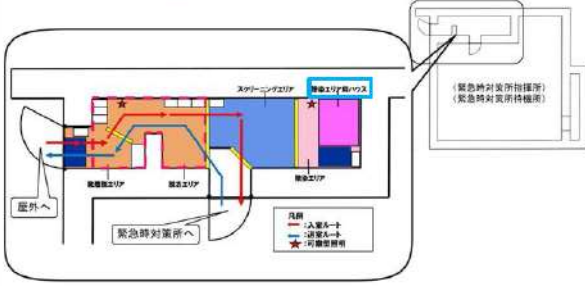
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3.2-15 緊急時対策所非常用送風機による正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	 <p>図3.2-12 可搬型空気浄化装置による正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順a.)</p>	 <p>図3.2-13 空気供給装置 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順b.)</p>	<p>【女川】                  ・設計の相違                  泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2箇所で作業となること及び系統構成を実施する必要があることから必要時間、手順に相違がある。</p>
 <p>図3.2-16 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-17 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) から緊急時対策所非常用送風機への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	
 <p>図3.2-17 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) から緊急時対策所非常用送風機への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	
 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	
 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	
 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	 <p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型空気浄化装置への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順c.)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 チェンジングエリア</p> <p>チェンジングエリアは、ブルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するために設置する。</p> <p>緊急時対策所内に待機していた現場作業要員等は、屋外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。チェンジングエリアを図8に示す。</p>  <p>図8 緊急時対策所指揮所 チェンジングエリア 概略図</p>	<p>3.3 汚染持込防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替えを行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、<b>緊急時対策所建屋</b>内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリア付近の照明が消灯した場合を想定し、<b>乾電池内蔵型照明</b>を配備する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、<b>放射線管理班員2名</b>約20分を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>3.3 汚染持込防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替えを行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリアの照明が消灯した場合を想定し、<b>バッテリー式の可搬型照明</b>を配備する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、<b>チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し実施し、一連の作業完了を約40分と想定している。</b>チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>・設計の相違 女川は緊急時対策所建屋1箇所にてチェンジングエリアを設営するのに対し、泊は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所に設営する違いがある。</li> <li>・設備の相違 女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。</li> <li>・記載表現の相違（泊は2箇所に設営するため）</li> <li>・設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 3.3-2 チェンジングエリアの設置のタイムチャート</p>	<p style="text-align: center;">図3.3-2 チェンジングエリアの設置のタイムチャート</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実 (女川実績の反映)</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設置するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設置する違いがあるが、設置に長時間を要しない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

2.10 配備する資機材等及び保管場所

緊急時対策所内には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようにビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策所建屋に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

女川原子力発電所2号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策所建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようにビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策所建屋に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

泊発電所3号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないように、コンテナ等に収納し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策所に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置を図3.4-1に示す。

相違理由

【女川】  
保管場所の相違  
【女川】  
資機材保管場所の相違

表3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	数量	保管場所	備考
放射線管理用資機材	防護具	タイベック 2,100着 全面マスク 900個	資機材保管エリア、地下1階地下、緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6日/日×7日 60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6日/日×3日*
	個人線量計	個人線量計 210台	緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6日/日×7日
	サーベイメータ等	表面汚染密度測定用サーベイメータ 5台 ガンマ線測定用サーベイメータ 5台 緊急時対策所内可搬型モニタ 2台 緊急時対策所外可搬型モニタ 2台	出入管理室	予備を含む。
	高線量対応防護服	タンクステンベスト 10着	緊急時対策所	予備を含む。
資料	原子力災害対策活動に必要な資料	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図など(一式)	緊急時対策所	予備を含む。
	食料等	食料等	出入管理室	予備を含む。
その他	酸素濃度計	3台		
	二酸化炭素濃度計	3台		

全1：4日以下以降以降で対応する。

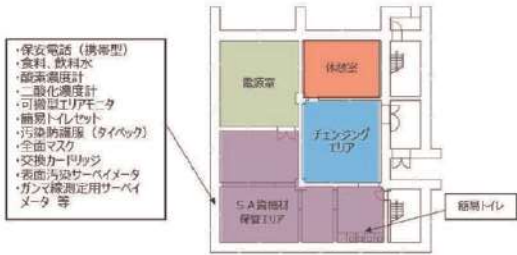
表3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	品名	数量	備考
放射線管理用資機材	防護具類	タイベック	940着	指押所:60名×1.1倍×7日
		全面マスク	940個	待機所:60名×1.1倍×7日
	個人線量計	チェコールフィルタ(2個/セット)	940	セット
		個人線量計	140台	120名×1.1倍
サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	10台	5台/建屋×2建屋	
	電離箱サーベイメータ	10台	5台/建屋×2建屋	
資料	原子力災害対策活動に必要な資料	緊急時対策所可搬型エアモニタ	4台	2台/建屋×2建屋
		チェンジングエリア設置用資機材	1式	
食料等	食料等	食料	2520食	120名×3食×7日
		飲料水	1680リットル	120名×4本×0.5リットル×7日
その他	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	4台	2台/建屋×2建屋
		よう素剤	安定よう素剤 2000錠	120名×2錠×7日+余裕
照明	照明	ワークライト	60個	表3.4-2参照
		ヘッドライト	60個	

【大飯】【女川】  
・運用の相違  
原子力防災組織の人数の相違等により数量が異なるが、必要となる資機材を必要数配備しており、重大事故等の対応は可能。

(\*)1) 110名×7日+余裕  
 (\*)2) 110名+余裕  
 (\*)3) 110名×7日(ブルーム前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕  
 (\*)4) 140名(要員110名+余裕)×3食×7日  
 (\*)5) 140名(要員110名+余裕)×3食×500ミリリットル×7日

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1.1-2 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所                      (注：レイアウトは訓練等により見直しすることがある)</p> 	<p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>緊急時対策建屋 地下1階</p> <p>緊急時対策建屋 地下2階</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理用資機材/その他</li> <li>食料等</li> <li>資料</li> </ul> <p>図3.4-1 緊急時対策建屋 資機材保管場所の位置及び訓練経路</p>	<p>緊急時対策所指揮所 T. P. 39m平面図</p> <p>緊急時対策所待機所 T. P. 39m平面図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理用資機材</li> <li>資料</li> <li>食料等</li> <li>その他</li> </ul> <p>図3.4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所</p>	



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルート上に非常用照明を設置する設計とする。                      非常用照明は2号炉非常用高圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋内に設置する非常用照明は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p>  <p>非常用照明                      &lt;仕様&gt; ・定格電圧：交流100V</p> <p>図3.4-2 照明装置</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所に無停電運転保安灯を設置する設計とする。                      無停電運転保安灯照明は3号炉非常用低圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p>  <p>緊急時対策所照明（バッテリー内蔵LEDランプ）                      &lt;仕様&gt; ・定格電圧：交流100</p> <p>図3.4-2 照明装置</p>	<p>【女川】・設計の相違                      泊では緊急時対策所へ向かう建屋屋内アクセスルートは存在しないため、照明設置は考慮しない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>







赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(b) 重大事故等対処設備                      重大事故等に対処するために、緊急時対策所に<b>非常用照明</b>を設置する設計とする。                      また、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルートに<b>緊急時対策所に保管する乾電池内蔵型照明</b>を設置し、必要な照度*を確保できる設計とする。</p> <p>仮に乾電池内蔵型照明(ランタンタイプLEDライト)が活用できない場合を考慮し、<b>乾電池内蔵型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))</b>を緊急時対策所に保管する設計とする。                      表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-4に照明配置図を示す。                      ※ 照度：1ルクス以上(建築基準施行令)</p> <p style="text-align: center;">表3.4-2 乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="772 730 1249 1026"> <thead> <tr> <th>ランタンタイプLEDライト</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所</td> <td>90個</td> <td>電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト(ヘルメット装着用) </td> <td>緊急時対策所</td> <td>100個</td> <td>電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 個数(予備数を含む。)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。                      ※2. 運転員、初期機大要員(消防車隊)除く。</p>	ランタンタイプLEDライト	保管場所	数量	仕様		緊急時対策所	90個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間	ヘッドライト(ヘルメット装着用) 	緊急時対策所	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間	<p>(b) 重大事故等対処設備                      重大事故等に対処するために、緊急時対策所内に<b>無停電保安灯</b>を設置する設計とする。                      また、緊急時対策所に乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度*を確保できるようにする。</p> <p>仮に、乾電池内蔵型照明(ワークライト)が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))を緊急時対策所に保管する設計とする。                      表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-4に照明配置図を示す。                      ※ 照度：1ルクス以上(建築基準施行令)</p> <p style="text-align: center;">表3.4-2 乾電池内蔵型照明の数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1332 746 1937 1102"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークライト </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>6個</td> <td>電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト(ヘルメット装着用) </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>6個</td> <td>電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源</td> </tr> </tbody> </table>	名称	保管場所	数量	仕様	ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	6個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源	ヘッドライト(ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	6個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源	<p>【女川】                      ・設計の相違                      泊では建屋内を移動するルートがないことから、設置箇所にアクセスルートを含めない。</p> <p>【女川】                      ・配資機材種類の相違</p>
ランタンタイプLEDライト	保管場所	数量	仕様																								
	緊急時対策所	90個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間																								
ヘッドライト(ヘルメット装着用) 	緊急時対策所	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間																								
名称	保管場所	数量	仕様																								
ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	6個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源																								
ヘッドライト(ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	6個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">[注] 図中の内容は商業機密が漏洩しないよう記載できません。</p>  <p style="text-align: center;">図3.4-4 照明配置図 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">[注] 図中の内容は商業機密が漏洩しないよう記載できません。</p>  <p style="text-align: center;">図3.4-4 照明配置図 (2/3)</p> <p style="text-align: center;">[注] 図中の内容は商業機密が漏洩しないよう記載できません。</p>  <p style="text-align: center;">図3.4-4 照明配置図 (3/3)</p>	 <p style="text-align: center;">緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p style="text-align: center;">図 3.4-4 照明配置図</p>	<p style="color: red;">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋設計の相違</li> </ul>



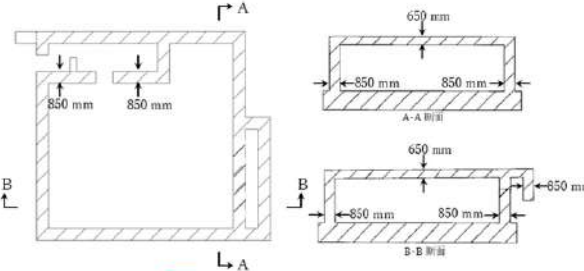


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p>3. 緊急時対策所設備の耐震性について                      (1) 緊急時対策所の機能について                      下表の設備に対して、転倒防止措置を施すこと等により、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失することがないようにする。</p> <p>具体的な措置等については、次項以降に述べる。</p> <table border="1" data-bbox="73 868 651 1378"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源設備</td> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>その他可搬型重大事故等対処設備</td> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	電源設備	電源車（緊急時対策所用）	換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置	重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム	通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム	その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住性を確保するための設備</li> <li>必要な情報を把握できる設備</li> <li>通信連絡設備</li> <li>電源設備</li> </ul> <p>また、緊急時対策所への対策要員の参集及び交替のため、重大事故等への対処のための現場出向や可搬型重大事故等対処設備の運搬のため、緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する必要がある。</p> <p>設備と併せて、アクセスルートについての耐震設計方針を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について                      緊急時対策所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1" data-bbox="734 857 1272 1273"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備*1</td> <td>緊急時対策所運搬、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備*2</td> <td>電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線」系</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>*2 電源設備のうち、ガスタービン発電機についての耐震設計方針は「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備*1	緊急時対策所運搬、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備*2	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線」系	<p>4. 緊急時対策所設備の耐震性について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住性を確保するために設備</li> <li>必要な情報を把握できる設備</li> <li>通信連絡設備</li> <li>電源設備</li> </ul> <p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について                      緊急時対策所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1330 863 1939 1182"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備*1</td> <td>緊急時対策所運搬、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンプ）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>緊急時対策所情報収集設備</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポストについては、「2.17監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備*1	緊急時対策所運搬、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンプ）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備	緊急時対策所情報収集設備	電源設備	緊急時対策所用発電機	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違（女川記載に統一）</li> <li>記載方針の相違 泊の緊急時対策所は、平屋構造で出入口扉から屋外へ直接出入できる構造であり、女川のように緊急時対策所へ向かうために建屋内の移動が発生しないことから、対策建屋内のアクセスルートの耐震設計方針については記載不要。</li> <li>記載内容の相違 女川のガスタービン発電機に相当する設備が泊にはないため記載不要。</li> </ul>
機能	主要設備																																		
電源設備	電源車（緊急時対策所用）																																		
換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置																																		
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム																																		
通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム																																		
その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備*1	緊急時対策所運搬、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																		
必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備*2	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線」系																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備*1	緊急時対策所運搬、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンプ）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																		
必要な情報を把握できる設備	緊急時対策所情報収集設備																																		
電源設備	緊急時対策所用発電機																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、図4-2に示す。緊急時対策所は、緊急時対策所建屋の地下2階、地下1階及び地上1階天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体、非常用フィルタ室側面の壁を形成するコンクリート躯体及び加圧パウダリを形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p>  <p>図4-1 緊急時対策所遮蔽説明図(NS方向)</p>  <p>図4-2 緊急時対策所遮蔽説明図(EW方向)</p>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい</p> <p>緊急時対策所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1に示す。緊急時対策所は、天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p>  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図</p>	<p>【大飯】                  記載充実                  (女川実績の反映)</p> <p>・設計の相違                  女川は緊急時対策所を緊急時対策所建屋地下2階に設置し、かつ、同建屋内の非常用フィルタ室が隣接しているのに対し、泊は地上1階の単独建屋、かつ、空調上屋を隣接する別建屋として設置するため、緊急時対策所の遮蔽体の範囲に相違がある。</p>



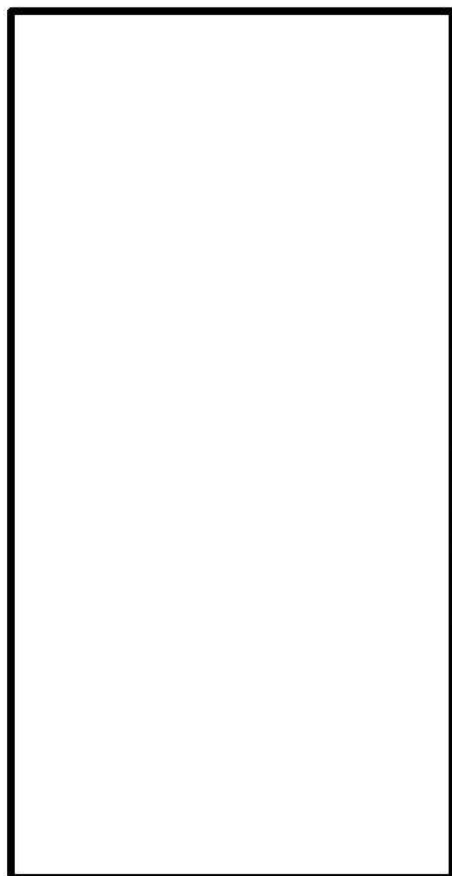
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

(3) 換気設備  
 換気設備について下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。

設備	機器	評価内容
可搬型空気浄化装置	フィルタユニット	転倒評価、構造強度評価
	ファン	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
空気供給装置	ポンベラック	転倒評価、構造強度評価
	カブラーマニホールド	最大固定ピッチの算出（本ピッチ以下で施工）



緊急時対策所用換気設備配置図

女川原子力発電所2号炉

(b) 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震設計  
 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、設置面に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

泊発電所3号炉

(b) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの耐震設計  
 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、設置面に固定することで転倒防止措置を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

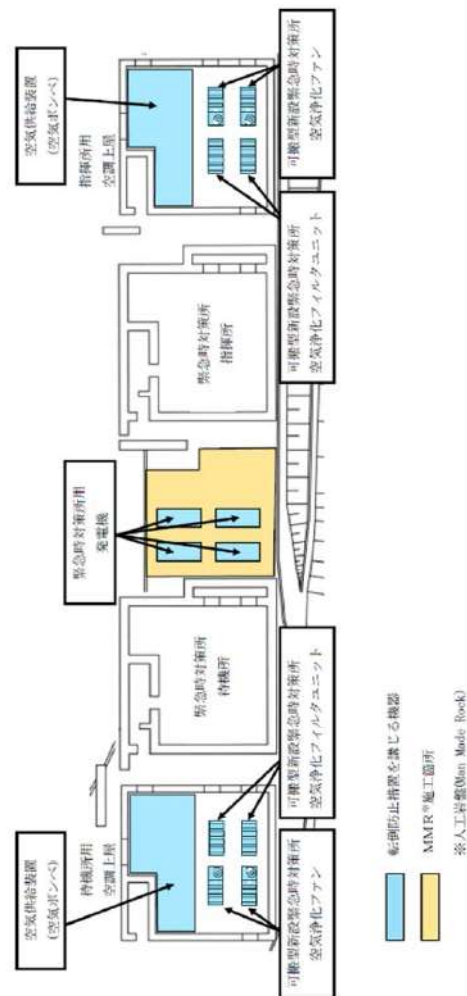


図4-2 緊急時対策所用換気設備 配置図

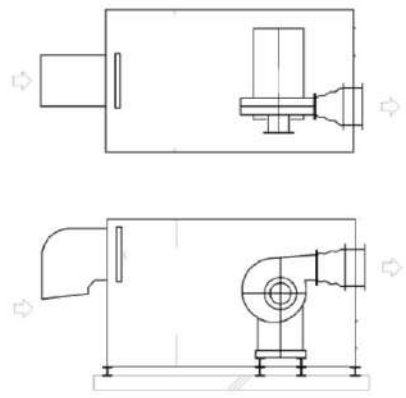
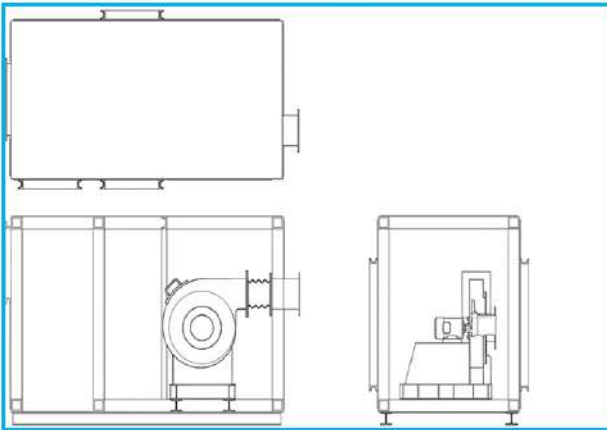
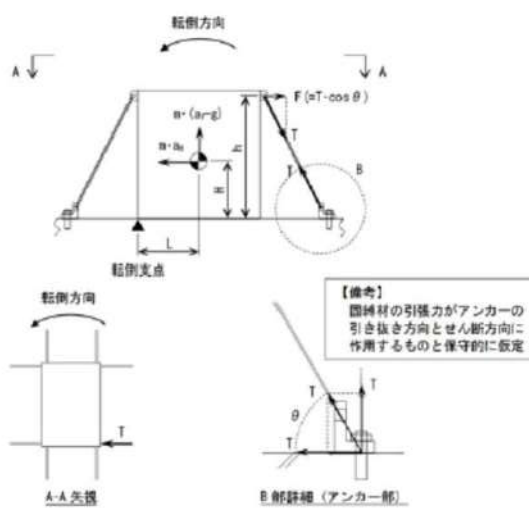
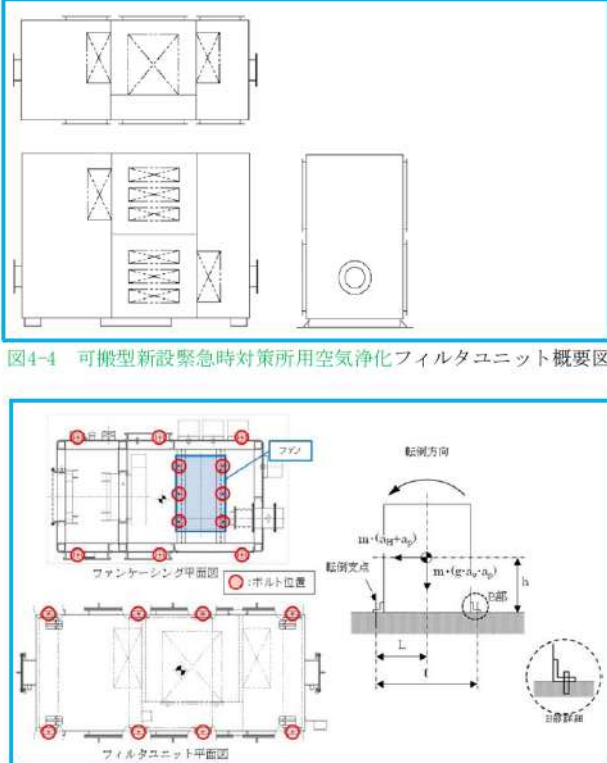
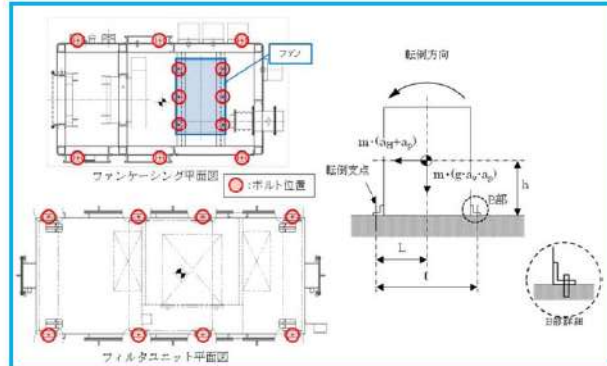
相違理由

・設備名称の相違

【女川】  
 ・記載充実（大飯参照）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

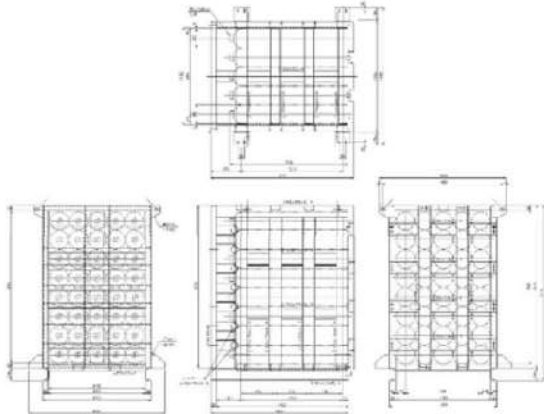

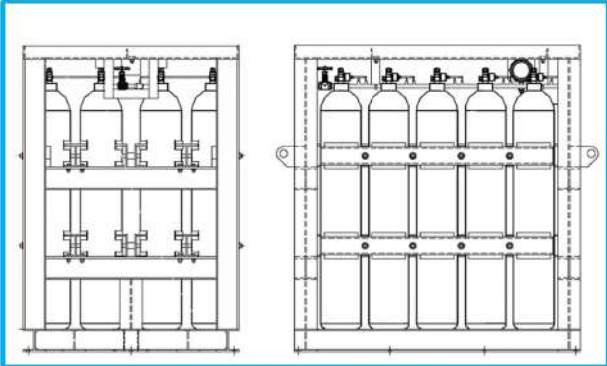
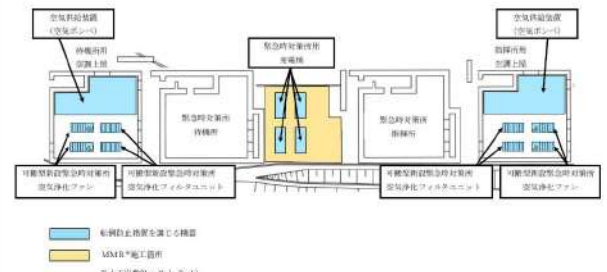
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>		 <p>図4-3 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン・原動機概要図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の相違 ファン及びフィルタユニットの構造図とともに、転倒防止評価のモデル図を記載した。（大飯と同様）</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図面名称の相違</li> </ul>
<p>【可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>		 <p>図4-4 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット概要図</p>  <p>図4-5 可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【空気供給装置】</p> <p>空気供給装置について、空気ボンベラック、ベース架台及びボルトの強度評価を行い、基準地震動Ssによる地震力に対して転倒しないことを確認している。</p>  <p>空気供給装置概要図</p>  <p>空気供給装置保管場所</p>	<p>(c) 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の耐震設計</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、空気ボンベの転倒防止措置等を施すとともに、<b>加震試験等により配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</b></p>	<p>(c) 空気供給装置（空気ボンベ）の耐震設計</p> <p>空気供給装置（空気ボンベ）は、空気ボンベユニットの転倒防止措置を施すとともに、<b>配管の強度評価を行うことで、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</b></p>  <p>図4-6 空気供給装置 概要図</p>  <p>図4-7 空気供給装置 保管場所</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>・評価方法の相違</li> <li>評価方法に相違はあるが、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないようにする方針は同様</li> <li>【女川】</li> <li>・記載内容の相違</li> <li>空気供給装置（空気ボンベ）の概略図及び設置場所を図示した。（大飯と同様）</li> <li>【大飯】</li> <li>・図番号の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>(6) その他可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策所に設置する以下の可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本可搬型重大事故等対処設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <table border="1" data-bbox="80 344 660 534"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内 可搬型エアモニタ</td> <td rowspan="4">強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外 可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table>	主要設備	耐震措置	緊急時対策所内 可搬型エアモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	緊急時対策所外 可搬型エアモニタ	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	<p>(d) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタの耐震設計                      緊急時対策所に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験棟により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</p> <table border="1" data-bbox="712 435 1303 968"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度計</td> <td>・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアモニタ	・緊急時対策所可搬型エアモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>(d) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタの耐震設計                      緊急時対策所に設置する酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタは、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタの耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1337 432 1935 767"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアモニタ	・緊急時対策所可搬型エアモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川記載に統一）</p> <p>・設備名称、記載表現の相違                      泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する設計としていることから、耐震設計の記載については1項目にまとめて記載している。</p>
主要設備	耐震措置																															
緊急時対策所内 可搬型エアモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																															
緊急時対策所外 可搬型エアモニタ																																
酸素濃度計																																
二酸化炭素濃度計																																
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアモニタ	・緊急時対策所可搬型エアモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアモニタ	・緊急時対策所可搬型エアモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>(5) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本通信設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <p>下表に記載のない通信設備（保安電話（固定型、携帯型）、社内TV会議システム、無線通話装置、加入電話）については、転倒防止、落下防止等の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="89 550 667 1149"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所外用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> <td>・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</td> <td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="705 534 1310 869"> <caption>表4-3 緊急時対策所 通信連絡設備に係る耐震設計</caption> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内用</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の架台装置から衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の架台装置から無線連絡アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークシステム IP電話 IP-FAX テレビ会議設備</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを有した通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震設計	発電所内用	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の架台装置から衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の架台装置から無線連絡アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。	発電所外	統合原子力防災ネットワークシステム IP電話 IP-FAX テレビ会議設備	・統合原子力防災ネットワークを有した通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、設置する机等の転倒防止措置及び通信端末の落下防止措置を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1332 550 1937 837"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の架台装置から衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワーク IP電話 IP-FAX テレビ会議システム</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを有した通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	発電所内	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の架台装置から衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。	発電所外	統合原子力防災ネットワーク IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	・統合原子力防災ネットワークを有した通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川記載に統一）          【女川】          ・記載表現の相違          通信連絡設備の機能を喪失しないための措置内容を具体的に記載。</p> <p>【女川】          ・設備の相違          女川の無線通話装置（固定型）に相当する設備はないが、衛星電話設備（固定型）によりその機能を充足することで対応可能。</p>
通信種別	主要設備	耐震措置																																																				
発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																				
	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																				
	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																				
発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																				
	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																				
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。 ・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。 ・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。																																																				
	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																				
通信種別	主要設備	耐震設計																																																				
発電所内用	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の架台装置から衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。																																																				
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。																																																				
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の架台装置から無線連絡アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。																																																				
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。																																																				
発電所外	統合原子力防災ネットワークシステム IP電話 IP-FAX テレビ会議設備	・統合原子力防災ネットワークを有した通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。																																																				
	場所	主要設備	耐震措置																																																			
発電所内	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話アンテナ、架台装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の架台装置から衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する配線管等に敷設する。																																																				
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。																																																				
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。																																																				
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する架台からケーブルに収容する措置を施す。																																																				
発電所外	統合原子力防災ネットワーク IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	・統合原子力防災ネットワークを有した通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すと同時に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

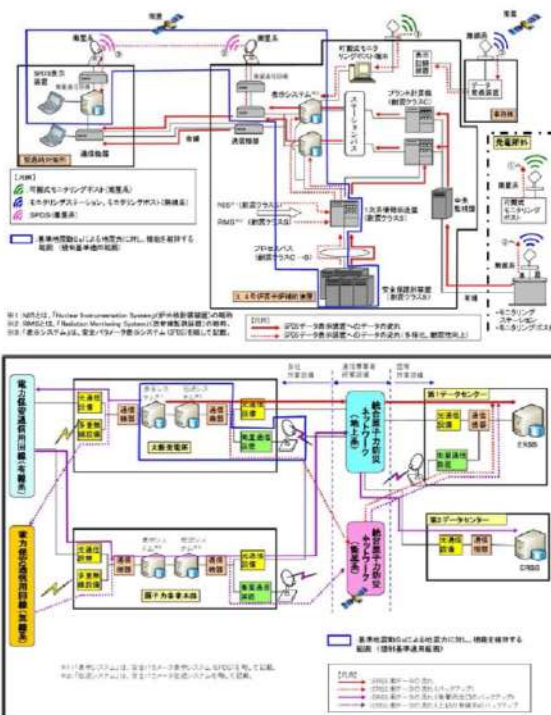
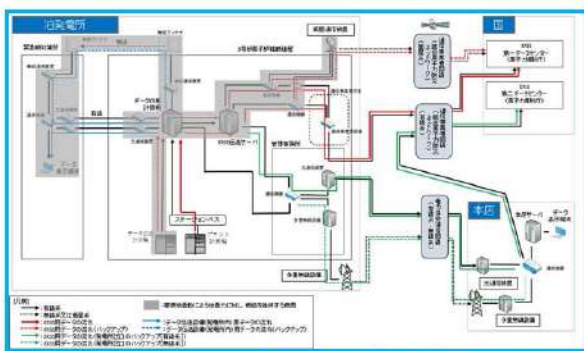
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図4-8 通信連絡設備の耐震設計範囲</p>	<p><b>【女川】</b>              ・記載方針の相違              耐震設計する設備範囲を              図示した。（大飯と同様）</p> <p><b>【大飯】</b>              ・図名称の相違</p>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲</p>		 <p>図4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（大飯審査実績の反映）</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>大飯3/4号炉では、「所内での情報共有に関する図」と「所外伝送に関する図」に分けて耐震範囲を図示しているものの、泊3号炉では、女川2号炉の記載方針に合わせたシステム概要図に対して耐震範囲を図示している。なお、泊3号炉と大飯3/4号炉では、耐震範囲は同様である。</p>

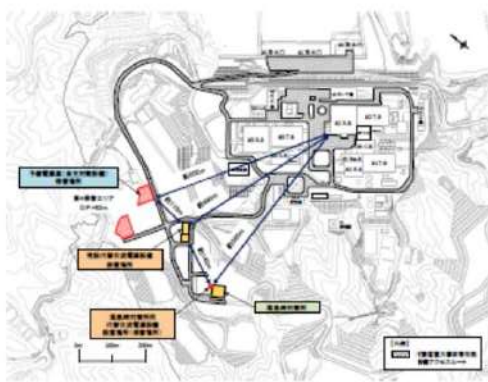

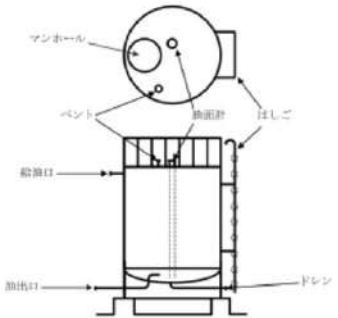
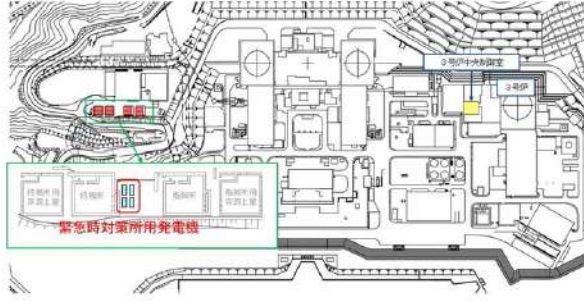



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>(2) 電源設備</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備である電源車は、車両（2軸4輪）に搭載することで転倒防止を図り、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して転倒しないこと及び機能維持を実証試験により詳細に評価している。</p> <p>その他、附属機器についても、下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。</p> <table border="1" data-bbox="85 528 663 654"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電源車（緊急時対策所用）</td> <td>発電機</td> <td>転倒評価、構造強度評価、機能維持評価</td> </tr> <tr> <td>ケーブル電線管</td> <td>定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下で施工）</td> </tr> <tr> <td>分電盤</td> <td>構造強度評価、機能維持評価</td> </tr> </tbody> </table>  <p>電源車（緊急時対策所用）概要図</p>	設備	機器	評価内容	電源車（緊急時対策所用）	発電機	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価	ケーブル電線管	定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下で施工）	分電盤	構造強度評価、機能維持評価	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策建屋北側に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）用の燃料を貯蔵する緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>電源車接続口から緊急時対策所用高圧母線J系までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</p> <p>代替交流電源設備の保管場所を図4-3に、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所軽油タンクの概略図を図4-4、図4-5にそれぞれ示す。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の間に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、分電盤は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、盤が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>緊急時対策所ケーブル接続口から分電盤までのケーブルは、耐震性を有する電路とする設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の保管場所を図4-5に、緊急時対策所用発電機の外観を図4-6に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川記載に統一）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所の相違</li> <li>・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。</li> <li>・記載表現の相違 女川はガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）を代替交流電源設備として記載。泊は対象が緊急時対策所用発電機のみであることから、設備の名称を記載した。</li> <li>・設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。</li> </ul>
設備	機器	評価内容											
電源車（緊急時対策所用）	発電機	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価											
	ケーブル電線管	定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下で施工）											
	分電盤	構造強度評価、機能維持評価											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図4-3 代替交流電源設備 保管場所</p>  <p>図4-4 電源車 (緊急時対策所用) 外観</p>  <p>図4-5 緊急時対策用軽油タンク 概略図</p>	 <p>図4-10 緊急時対策所用発電機の保管場所</p>  <p>図4-11 緊急時対策所用発電機 外観</p>	<p>・設計の相違                  泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていないことから、対象図面はない。</p>

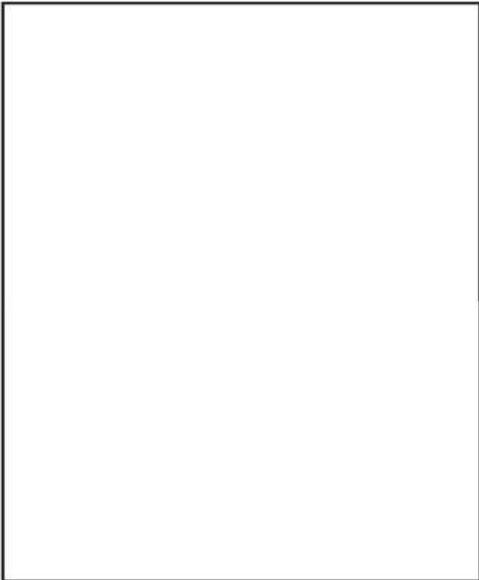
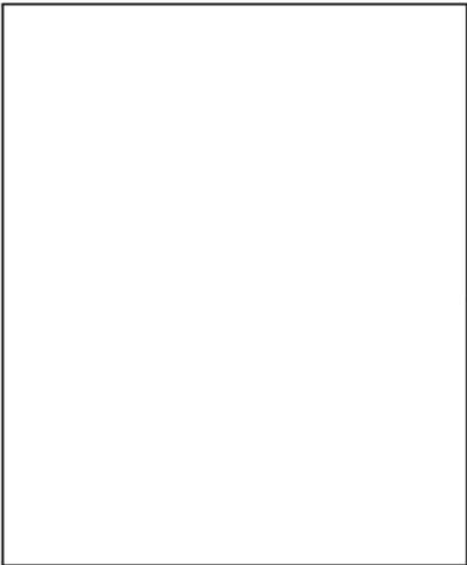


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 建屋内アクセスルートの耐震設計</p> <p>地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>a. アクセスルートと選定に際しての確認事項</p> <p>建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与えるおそれがある以下の事項について対策を行うこととする。緊急時対策所のアクセスルート（西側アクセスルート、北側アクセスルート）を図4-6～8に示す。</p> <p>① 地震時の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器の転倒等により通行が阻害されないように設計する。</p> <p>② 地震随伴火災の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器が損壊し、火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。</p> <p>③ 地震による内部溢水の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して溢水源となる配管等が損壊することで発生する影響により、通行が阻害されないように設計する。</p>		<p>・設計の相違</p> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載不要。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

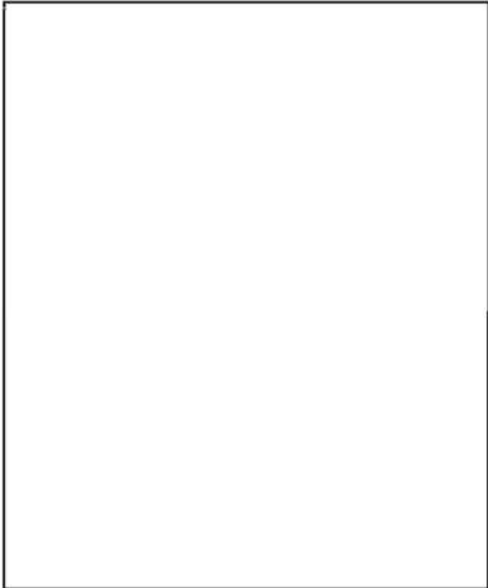
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="862 778 1149 798">図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (1/3)</p>  <p data-bbox="862 1420 1149 1439">図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (2/3)</p>		<p data-bbox="1964 172 2069 191">・設計の相違</p> <p data-bbox="1964 201 2161 367">泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="862 774 1153 798">図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (3/3)</p>		<p data-bbox="1960 167 2177 375">・設計の相違                  泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の種類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動Ssによる地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「転倒評価」、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」に従って実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 転倒評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の転倒評価については、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンから構成される機器全体は、基準地震動Ssによる地震力に対し、転倒しないことを、保管場所の地表面の最大加速度を用いて、計算により算出した発生応力が、許容値以下であることにより確認する。</p> <p>(2) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動Ssによる地震力に対し、固縛装置、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを、計算により確認する。</p>		<p>添付1</p> <p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の種類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動による地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動による地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」に従って実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動による地震力に対し、固縛装置（アンカーボルト）、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを、計算により確認する。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> <li>アンカーボルトに対する構造評価を行っており、事実上転倒評価に関しては構造評価に包括されることから記載しない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>大飯の固縛方法がシャックル・ターンバックルなのに対し泊はアンカーボルト</li> </ul>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

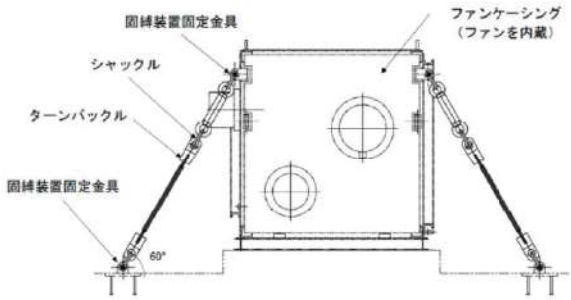
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

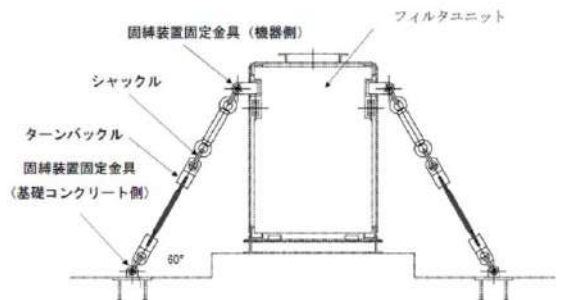
相違理由

第2-2表 可搬型重大事故等対応設備 構造年度詳細対象箇所

機器名称	設備	直接 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象
緊急時対策所非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	鋼構装置	ファン、フィルタユニットは、緊急時対策所により、剛構造である こと及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物で ある鋼構装置、送風機及び原動機取付ボルトを評価対象とする。
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	装置	鋼構装置	対象なし	



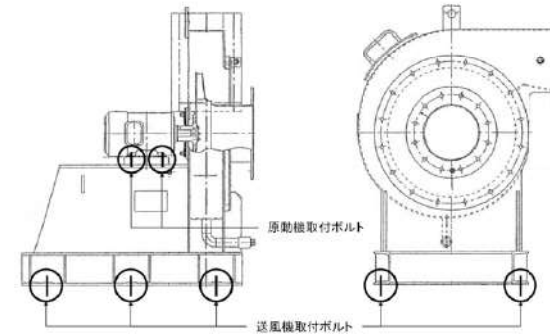
第2-1図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化ファン）



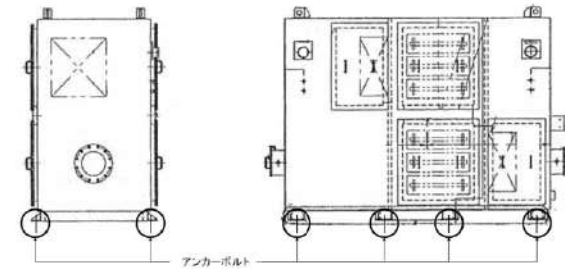
第2-2図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）

第2-1表 可搬型重大事故等対応設備の構造計画

機器名称	設備	直接	間接	評価対象
		支持構造物	支持構造物	
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化 装置	送風機取付 ボルト	アンカー	ファン、フィルタユニットは固有直解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。
		原動機取付 ボルト	ボルト	
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし	



第2-1図 可搬型空気浄化設備（空気浄化ファン）



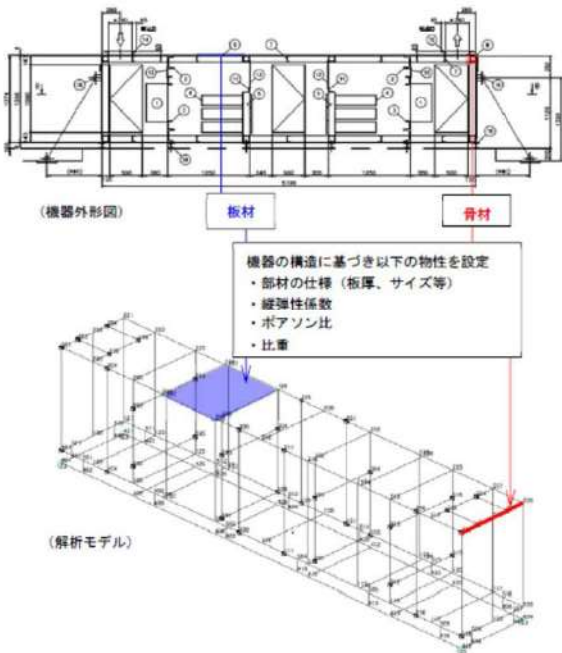
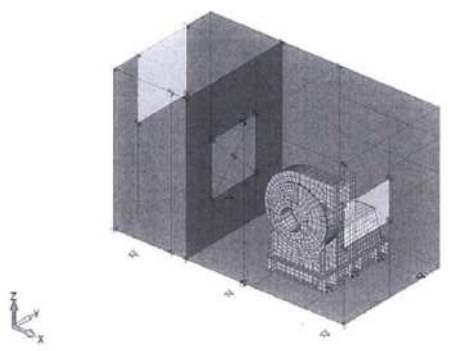
第2-2図 可搬型空気浄化設備（フィルタユニット）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3-3図 緊急時対策所非常用空気浄化ファンケーシング概略図</p>			

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて                      可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材(骨材、板材)のモデル入力においては、各部材の仕様(板厚等)及び物性値(縦弾性係数等)をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型空気浄化設備の外形図及び解析モデル                      (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット場合)</p>		<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて                      可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材(骨材、板材)のモデル入力においては、各部材の仕様(板厚等)及び物性値(縦弾性係数等)をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング 解析モデル図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料6</p> <p>6. チェンジングエリアについて</p> <p>1. チェンジングエリアの基本的考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、第61条第1項（緊急時対策所）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>2. チェンジングエリアの概要                      チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。概要は表6-1のとおり。</p> <p>表6-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1" data-bbox="73 319 712 662"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設営場所</td> <td>緊急時対策所（チェンジングエリア）</td> </tr> <tr> <td>設営形式</td> <td>区画化</td> </tr> <tr> <td>設営時期</td> <td>平常時から設置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設営場所	緊急時対策所（チェンジングエリア）	設営形式	区画化	設営時期	平常時から設置	<p>(2) チェンジングエリアの概要                      チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設営する。概要は表5.1-1のとおり。</p> <p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1" data-bbox="712 319 1335 662"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設営場所</td> <td>緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア</td> </tr> <tr> <td>設営形式</td> <td>エリア区画化</td> </tr> <tr> <td>判断基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気圧力モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者</td> <td>放射線管理班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設営場所	緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	設営形式	エリア区画化	判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気圧力モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	実施者	放射線管理班	<p>(2) チェンジングエリアの概要                      チェンジングエリアは、靴脱着エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。</p> <p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1" data-bbox="1335 319 1977 662"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設営場所</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所 チェンジングエリア</td> </tr> <tr> <td>設営形式</td> <td>エリア区画化</td> </tr> <tr> <td>判断基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器高レベルエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者</td> <td>放管班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設営場所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所 チェンジングエリア	設営形式	エリア区画化	判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器高レベルエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	実施者	放管班	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映                      ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】                      ・記載表現の相違                      女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、女川と泊は資機材準備を設営と表現しているのに対し、大飯は平常時から設置と表現していることから以降で設営に関するタイムチャートを示していない等の相違がある。</p> <p>【女川】                      設備名称の相違</p>
項目	理由																														
設営場所	緊急時対策所（チェンジングエリア）																														
設営形式	区画化																														
設営時期	平常時から設置																														
項目	概要																														
設営場所	緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア																														
設営形式	エリア区画化																														
判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気圧力モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。																														
実施者	放射線管理班																														
項目	概要																														
設営場所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所 チェンジングエリア																														
設営形式	エリア区画化																														
判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器高レベルエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。																														
実施者	放管班																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


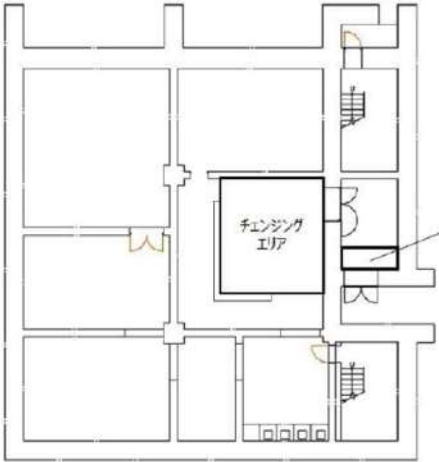
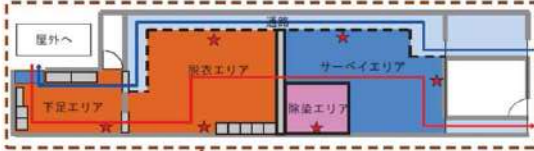
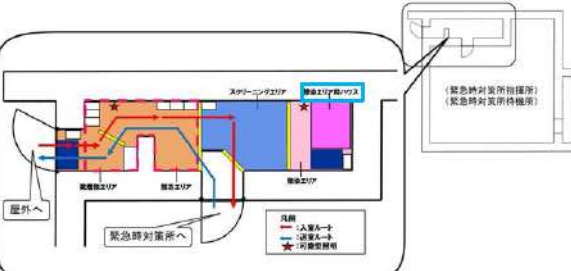
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>3. チェンジングエリア設置場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。また、チェンジングエリアとは別に汚染持ち込み防止の観点で有効な策として、緊急時対策所入口に最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣所を設ける。</p> <p>緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、緊急時対策所の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。設置の考え方は表6-2のとおり。</p> <p>脱衣所とチェンジングエリアの設置場所は、図6-1のとおり。</p> <div data-bbox="73 1002 689 1361" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>表6-2 チェンジングエリア及び脱衣所の設置の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機能</th> <th>設置の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 ・脱衣所 ・緊急時対策所入口</td> <td>・脱衣</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。</li> <li>汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> <li>最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリア ・緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣</li> <li>身体サーバイ</li> <li>除染</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーバイ、除染）を設置。</li> <li>汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	設置場所	機能	設置の考え方	緊急時対策所 ・脱衣所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。</li> <li>汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> <li>最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</li> </ul>	チェンジングエリア ・緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣</li> <li>身体サーバイ</li> <li>除染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーバイ、除染）を設置。</li> <li>汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> </ul>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内アクセスルート</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内アクセスルートは、図5.1-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チェンジングエリアの設営場所は、図5.1-1のとおり。</p>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違                      女川は建屋出入口からチェンジングエリアまでの屋内アクセスルートがあるのに対し、泊は屋外出入口とチェンジングエリアが隣接しているため屋内ルートはない。</p> <p>・設計の相違                      （相違理由①）</p> <p>【大飯】                      ・設計等の相違                      大飯にはチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けているのに対し、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p> <p>【大飯】                      ・設計の相違                      大飯はチェンジングエリアの前段に脱衣所を設置しているため、両者の設置の考え方を表で整理している。</p>
設置場所	機能	設置の考え方										
緊急時対策所 ・脱衣所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。</li> <li>汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> <li>最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</li> </ul>										
チェンジングエリア ・緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣</li> <li>身体サーバイ</li> <li>除染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーバイ、除染）を設置。</li> <li>汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</li> </ul>										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 185 683 470" style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">チェンジングエリア（例）</p>  <p>緊急時対策所チェンジングエリアは、緊急時対策所内を活用するとともに、区画化し、チェンジングエリアを平常時から設置。</p> <p style="text-align: center;">チェンジングエリア</p> </div> <div data-bbox="91 486 683 1045" style="border: 2px solid green; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">チェンジングエリア</p> <p style="text-align: right;">脱衣所</p> </div> <p style="text-align: center;">図6-1 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリア設置場所</p>	<div data-bbox="734 204 1279 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 入室ルート</li> <li>— 退室ルート</li> <li>★ 乾電池内蔵型照明</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center;">図5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1384 199 1966 486" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> <p style="text-align: center;">図 5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p style="text-align: center;"><b>相違理由</b></p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>女川と泊はチェンジングエリアを図で示しているのに対し、大飯は写真と建屋平面図で区画を示している相違があるが、チェンジングエリアの基本構成に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 設営（考え方、資機材）</p> <p>(1) 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え緊急時対策所内にチェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすることができるのと同時に事故発生後にすぐに使用が可能となる。ただし、チェンジングエリア設置箇所等における作業のため一時的にチェンジングエリアを撤去する場合は、すぐに復旧できる措置を取ることとする。</p> <p>また、チェンジングエリアの使用に当たっては図6-2の基本フローに従った準備を行うこととし、現場に手順等を掲示するなどして緊急時においても速やかな対応が可能とする。なお、チェンジングエリアの使用に当たっては、放射線管理班のうち2名が当該作業を実施することとしている。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリアは、利用する要員が多数であることに加え、格納容器が破損しプルーム通過後の大規模な汚染環境下での作業を想定し、緊急時対策所の入口に脱衣所を設けて最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなど汚染の持ち込み防止を段階的に実施することが有効であることから、<b>脱衣所とチェンジングエリアの2段の運用とすること</b>としている。</p> <p>また、チェンジングエリア内面には必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとしている。</p> <div data-bbox="107 821 663 1005"> <pre>             graph TD             A[①脱衣所及び脱衣エリア前に粘着マットを敷く。] --&gt; B[②各エリアの境界となるバリア及びゴミ箱を設置する。]             B --&gt; C[③除染資材を設置する。]             </pre> </div> <p>図6-2 脱衣所及びチェンジングエリア使用準備の基本フロー図</p>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、<b>放射線管理班員2名で約20分</b>を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、<b>参集要員（12時間後までに参集）</b>のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、<b>放射線管理班長</b>が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（<b>格納容器内雰囲気放射線モニタ</b>等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="907 646 1137 869"> <pre>             graph TD             A[①チェンジングエリア用資機材の移動・設置（乾電池内蔵型照明の設置）] --&gt; B[②床、壁の養生状態の確認・補修]             B --&gt; C[③表面汚染密度測定用サーベイメータの設置]             </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> <div data-bbox="761 981 1243 1412"> <p>緊急時対策所 地下1階 チェンジングエリア</p> <p>養生シート 壁に付着した放射性物質を持ち込まないように設置する。</p> <p>放射線内蔵型照明 チェンジングエリア内の照度を確保する。</p> <p>バリア</p> <p>フェンス区画</p> <p>ヘルメット掛け</p> <p>脱衣エリア</p> <p>チェンジングエリア</p> <p>下足エリア</p> <p>EVAスーツ</p> <p>ゴム手袋（外側）</p> <p>靴下</p> <p>純手袋</p> <p>ゴム手袋（内側）</p> <p>タイベック</p> <p>マスク</p> <p>脱着シャワー 身体に付着した放射性物質の除染は、原則拭き取りにより実施するが、拭き取れない場合を考慮し、あらかじめの準備する。</p> <p>図5.1-3 チェンジングエリア</p> </div>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、図5.1-2の設営フローに従い、図5.1-3のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、<b>放管班員2名が1組となつて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し行い、約40分</b>を想定している。</p> <p>なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。チェンジングエリアの設営は、<b>参集要員（12時間後までに参集）</b>のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</p> <p>設営の着手は、<b>放管班長</b>が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（<b>格納容器高レンジエリアモニタ</b>等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。</p> <div data-bbox="1534 646 1809 869"> <pre>             graph TD             A[①チェンジングエリア用資機材の移動・設置（可搬型照明の設置）] --&gt; B[②床、壁の養生状態の確認・補修]             B --&gt; C[③GM汚染サーベイメータの設置]             </pre> </div> <p>図5.1-2 チェンジングエリア設営フロー</p> <div data-bbox="1411 965 1960 1444"> <p>粘着マット 壁等に付着した放射性物質を持ち込まないように設置する。</p> <p>可搬型照明 チェンジングエリア内の照度を確保する。</p> <p>脱着シャワー 身体に付着した放射性物質の除染は、原則拭き取りにより実施するが、拭き取れない場合を考慮し、あらかじめの準備する。</p> <p>約8.0m</p> <p>スクリーニングエリア</p> <p>約2.0m</p> <p>風巻脱衣エリア</p> <p>脱衣エリア</p> <p>除染エリア</p> <p>放射線管理エリア</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済アラック回収箱</li> <li>② 使用済ゴム手袋（外側）回収箱</li> <li>③ 使用済タイベック回収箱</li> <li>④ 使用済ゴム手袋（内側）回収箱</li> <li>⑤ 使用済全面マスク回収箱</li> <li>⑥ 使用済靴下回収箱</li> <li>⑦ 使用済純手袋回収箱</li> <li>⑧ 使用済ウェットティッシュ回収箱</li> </ul> <p>■ バリア          ■ 粘着マット          ■ 脱着エリア用ハラス及び脱着シャワー          ■ フェンス          ■ グリーンハウス          ☆ 可搬型照明</p> <p>図5.1-3 チェンジングエリア</p> </div>	<p>【大飯】          女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違          女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>【大飯】          ・設計の相違          女川、大飯、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、大飯はチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けている違いがある。</p> <p>なお、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する設計。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉			
<b>(2) 資機材</b>			
脱衣所及びチェンジングエリアの設置用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して表6-3及び表6-4のとおりとする。			
表 6-3 緊急時対策所脱衣所設置用資機材			
名称	数量	根拠	
養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量	
粘着マット	3個		
ゴミ箱（スタンション含む）	2個		
ポリ袋（赤・黄・黒）	各30枚		
テープ（白・黒）	各10巻		
はさみ・カッター	各2本		
マジック	2本		
名称	数量		根拠
養生シート	3本		チェンジングエリア設置に必要な数量
バリア	6個		
粘着マット	3個		
ゴミ箱（スタンション含む）	7個		
テープ（白・黒）	各10巻		
ウエス	1箱		
ウェットティッシュ	10個		
はさみ・カッター	各2本		
マジック	2本		
簡易シャワー	1台		
簡易タンク	1台		

女川原子力発電所2号炉		
<b>b. チェンジングエリア用資機材</b>		
チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。		
表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材		
名称	数量	根拠
養生シート（床用）	8巻 <sup>※1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量
養生シート（壁用）	12巻 <sup>※2</sup>	
バリア	9個 <sup>※3</sup>	
フェンス	24枚 <sup>※4</sup>	
粘着シート	3枚	
根	2枚	
ヘルメット掛け	1台	
ゴミ箱	7個	
ポリ袋	100枚	
テープ	5巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	50個	
はさみ	3個	
カッター	3個	
マジック	3本	
除染エリア用ハウス	1台 <sup>※5</sup>	
簡易シャワー	1台 <sup>※6</sup>	
ポリタンク	1台 <sup>※7</sup>	
トレイ	1個	
バケツ	2個	
乾電池（内蔵型）	6台（予備2台）	

泊発電所3号炉		
<b>b. チェンジングエリア用資機材</b>		
チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。		
表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材		
名称	数量	根拠
養生シート	6巻 <sup>※1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量
バリア	6個 <sup>※2</sup>	
フェンス	2個 <sup>※3</sup>	
粘着マット	20枚	
根	2台	
両面箱	18個	
透明ロール袋（大）	20巻	
養生テープ	40巻	
作業用テープ	20巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	250個	
はさみ	4個	
カッター	4個	
マジック	6本	
除染エリア用ハウス	2個 <sup>※4</sup>	
簡易シャワー	2個 <sup>※5</sup>	
ポリタンク	2個 <sup>※6</sup>	
トレイ	2個	
バケツ	2個	
可搬型照明	4台（予備2台）	

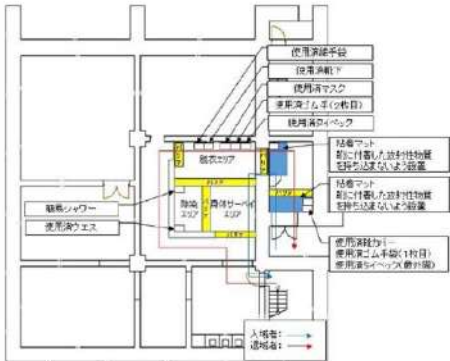
【大飯】  
 女川審査実績の反映

・設計の相違  
 資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 運用（出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>(1) 出入管理</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出される状況下において、緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動することになる。</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図6-3のとおりであり、下記のとおり①から③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①「脱衣所」、「脱衣エリア」                  防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②「身体サーベイエリア」                  防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認されなければ緊急時対策所へ移動するエリア</p> <p>③「除染エリア」                  「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚染が確認された場合の除染を行うエリア</p>  <p>図6-3 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアイメージ図</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 下足エリア                  靴及びヘルメット等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア                  防護具類を適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ サーベイエリア                  防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p> <p>④ 除染エリア                  サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア                  靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア                  防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア                  防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p> <p>④ 除染エリア                  スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>【大阪】                  女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違                  女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・用語の相違</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所脱衣所及びチェン징エリアの各エリアにおける具体的運用は、図6-4及び図6-5のとおり。</p> <p>緊急時対策所チェン징エリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放射線管理班のうち2名が身体サーベイ、除染、汚染管理を行う。また、緊急時対策所チェン징エリアの運用が適切に実施できるよう放射線管理班は定期的な教育・訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図6-4 緊急時対策所脱衣所運用基本フロー図</p>  <p>図6-5 緊急時対策所チェン징エリア運用基本フロー図</p>		<p>チェン징エリアの各エリアにおける具体的運用は、図5.1-5のとおり。</p> <p>チェン징エリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。また、チェン징エリアの運用が適切に実施できるよう放管班は定期的な教育・訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図5.1-5 チェン징エリア運用基本フロー図</p>	<p>【女川】                  記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違                      泊には脱衣所はなく、最外周のタイベック等はチェン징エリアのうち靴着脱エリアで脱衣する。</li> <li>・用語の相違</li> </ul> <p>・設計の相違                  大飯はチェン징エリアの前端に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設置しているため、脱衣所のフローを加えているのに対し、泊はチェン징エリアの靴着脱エリアでアンラックを脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 脱衣</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の入口の脱衣所において、汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外すとともに最外周の使用済タイベックを脱衣する。</li> <li>脱衣エリアでは、使用済タイベック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</li> </ul> <p>(3) 身体サーベイ</p> <p>チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。</li> <li>身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。（必要により物品等のサーベイを含む。）</li> <li>汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。なお、放射線管理班でなくても汚染検査ができるように手順の図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</li> </ul> <p>(4) 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。</li> <li>汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。</li> <li>汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。</li> <li>簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染拡大防止を目的として汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。</li> </ul>	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。</li> <li>② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</li> </ol> <p>なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。</li> <li>② サーベイエリアにて汚染検査を受ける。</li> <li>③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</li> </ol> <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>③ 再度汚染箇所について汚染検査する。</li> <li>④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）</li> </ol>	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。</li> <li>② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</li> </ol> <p>なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。</li> <li>② スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。</li> <li>③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</li> </ol> <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>③ 再度汚染箇所について汚染検査する。</li> <li>④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）</li> </ol>	<p>【大飯】                  女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】                  ・設計の相違                  泊と女川には脱衣所はない。</p> <p>・防護具名称の相違</p> <p>・運用の相違                  女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p>



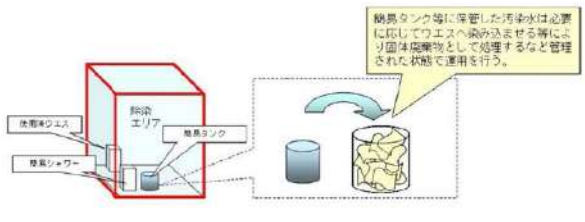
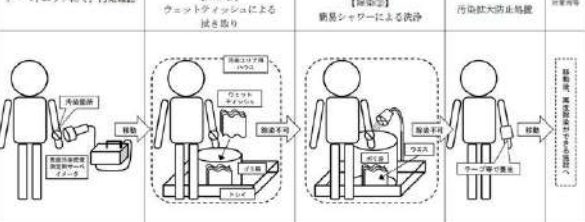

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 着衣                      緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は以下のとおり。                      要員等の防護具類の着衣場所は緊急時対策所内とする。</p> <p>・緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて、綿手袋、靴下、マスク、ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。                      また、緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策をとることとしている。</p> <p>なお、内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の着衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</p> <p>(6) 汚染管理                      前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェンジングエリアを設けている。身体サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、身体サーベイエリアに隣接した「除染エリア」で要員の除染を行う。                      要員の除染については、ウェットティッシュによる拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。                      なお、簡易シャワーを用いた除染により発生した汚染水は、必要に応じて、図6-6のとおり、ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。                      なお、緊急時対策所内においては基本的に汚染水の発生はないと考えられるものの仮に汚染水が発生したとしても発生量は限られることから、除染の際に発生する汚染水と同様に必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。                      汚染水については上記のとおり適切に処理することとし、汚染水が除染エリアから飛散したり漏水したりしないような対策を取る。                      また、管理されない状態において汚染水が外部放出されることのないよう運用していく。</p>	<p>e. 着衣                      防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <p>① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。                      ② 下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。</p> <p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理                      サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。                      要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。                      簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-5のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>e. 着衣                      防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <p>① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。                      ② 靴着脱エリアで、靴を着用する。</p> <p>放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理                      スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。                      要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。                      簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-6のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違                      女川は下足エリアでヘルメットを外すが泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。                      ・防護具名称の相違</p>

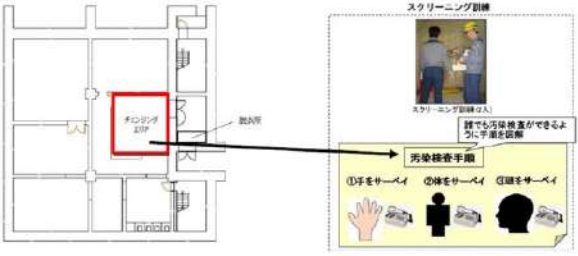
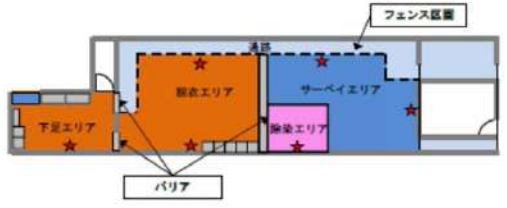
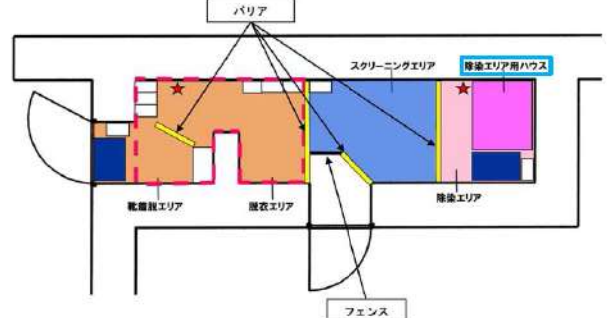
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図6-6 汚染水処理イメージ図              注：汚染水は除染エリアから漏れない対策をとる。</p>	 <p>図5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p>	 <p>図5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p>	<p>【大飯】              女川審査実績の反映</p>
<p>(7) 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が着用した防護具類については、チェンジングエリアの脱衣エリアで廃棄する。これら放射性廃棄物については、チェンジングエリア内に留め置くと環境線量当量率の上昇及び放射性物質による汚染拡大へつながる要因となることから適宜持ち出し、チェンジングエリア内の環境線量当量率の上昇及び汚染拡大の防止を図る。</p> <p>(8) 環境管理</p> <p>放射線管理班は、緊急時対策所内及びチェンジングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。</p> <p>また、必要に応じて防護具類の着用や除染等の対策を講じる。</p> <p>ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施する。</p>	<p>g. 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. 環境管理</p> <p>放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> <p>ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じてチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p>	<p>g. 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. 環境管理</p> <p>放管班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> <p>ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じてチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p>	



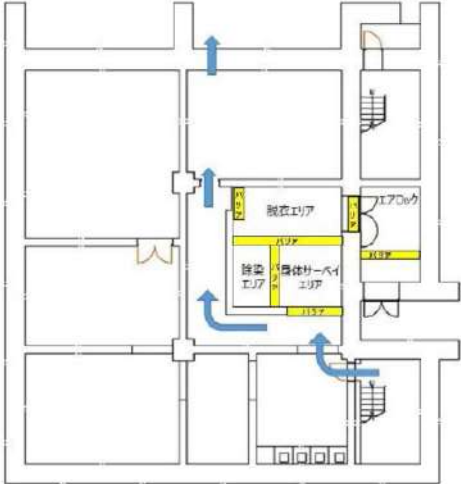
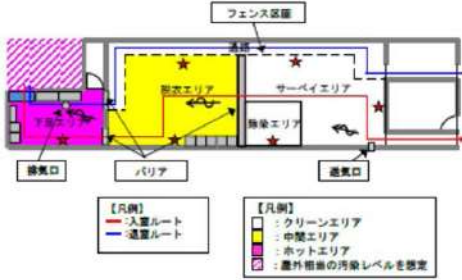
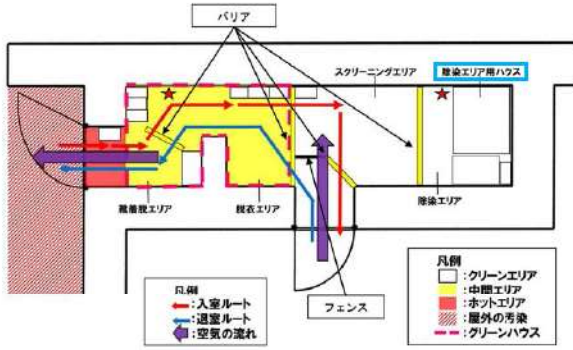
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. チェンジングエリアにかかる補足事項                      (1) チェンジングエリアにおける運用について</p> <p>チェンジングエリアにおいては、図6-7のとおり汚染検査方法の図示等により、緊急時対策要員等が円滑にチェンジングエリアの運用をすることが可能である。</p>  <p>図6-7 緊急時対策所チェンジングエリアイメージ図</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項                      a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア及びサーベイエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-6のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-6 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項                      a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-7のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアの設置場所は、緊急時対策所内に設置される。</p> <p>図6-8 のとおり緊急時対策所チェンジングエリアの空気は、チェンジングエリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>  <p>図6-8 空気の流れイメージ図</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、図5.1-7のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、チェンジングエリアは、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の運転による換気を行い、チェンジングエリアに図5.1-7のように空気の流れをつくることで脱衣を行うホットエリア等の空気によるサーベイエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、図5.1-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所を可搬型新設緊急時対策所空気浄化装置の運転による換気で正圧に維持することにより、チェンジングエリアに図5.1-8のように空気の流れをつくり、かつ、脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-8 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>【大飯】                  女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川はチェンジングエリア内に送気口及び排気口があるのに対し、泊は緊急時対策所内と屋外の圧力差でチェンジングエリア内の空気が屋外に流れる設計の相違がある。</p> <p>なお、大飯は2階の緊急時対策所内の送気口から1階の建屋排気口に空気が流れる設計であり、その中間位置にチェンジングエリアを設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

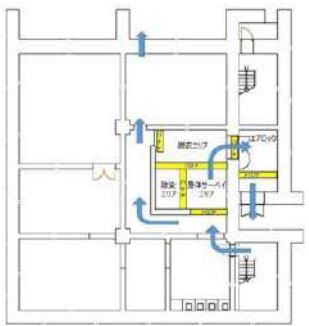
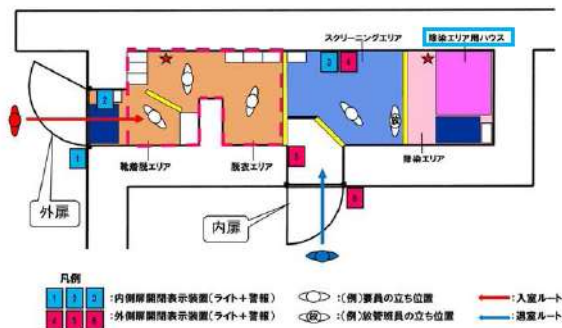
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所のみとし、<b>その他の扉については閉止運用とすることにより開放ができないようにすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。</b></p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための<b>身体サーベイエリア</b>を設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び<b>身体サーベイ</b>の後、入室する。</p> <p>①通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急時対策所」は<b>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</b>による送気にて正圧が維持される。</li> </ul> <p>②緊急時対策所の入退室時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内は正圧であるため、緊急時対策所入口扉を開放すると<b>図6-9</b>のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</li> </ul>		<p>c. チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所のみとすることで、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを<b>防止する。</b></p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための<b>スクリーニングエリア</b>を設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>d. 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び<b>汚染検査</b>の後、入室する。</p> <p>(a) 通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <p>①緊急時対策所は<b>可搬型新設緊急時対策所空気浄化装置</b>による送気にて正圧が維持される。</p> <p>(b) 緊急時対策所の入退室時</p> <p>①緊急時対策所内は正圧であるため、緊急時対策所入口扉を開放すると<b>図5.1-9</b>のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</p> <div data-bbox="1429 976 1899 1401" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ。</p> </div>	<p>【女川】                  記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違                      泊は緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所しかない。</li> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>・用語の相違</p> <p>・記載内容の相違                  泊はチェンジングエリア内の圧力の状況について記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 入退出時における緊急時対策所内からの空気の流出は、エアロックにより制限されるため、緊急時対策所内の正圧は維持される。</p>  <p>図6-9 緊急時対策所入退時の空気の流れイメージ図</p> <p>上記のとおり運用することで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。また、緊急時対策所内は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置による送気にて正圧が維持され、チェン징エリアの空気は、チェン징エリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>		<p>上記のとおり緊急時対策所の外扉及び内扉は、気密性を有する扉を設置することから、扉閉止時の通気量は極少量に抑えられるが、緊急時対策所からの流出空気でチェン징エリアは加圧されることとなる。内扉隙間からの流出量は扉両側の差圧に比例するため、仮に、外扉及び内扉の気密性が同一と仮定すれば、両扉の流出量Qが同一となる平衡状態では、チェン징エリアは緊急時対策所と外気のほぼ半分の圧力に維持される。</p> <p>また、両扉を同時に開けた場合でも、緊急時対策所内が正圧に維持されているため、外側に向かって空気が流れ出て、チェン징エリアへの放射性物質の持込みは最少に維持されると考える。</p> <p>②入退出時における緊急時対策所内からの空気の流出は、以下の運用により制限するため、緊急時対策所内の正圧は維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所のチェン징エリアには外側（屋外側）及び内側（緊急時対策所側）の出入口に気密性のある出入口扉を設置する。</li> <li>・ 2箇所の出入口扉を同時に開放しない対策として、図5.1-10のとおり各出入口扉の開閉状態に連動する扉開閉表示装置を設置し、扉開放時にライト点灯及び警報音を鳴らすことで各出入口扉が開放状態であることを知らせ、ライト点灯及び警報音が鳴っている場合には閉止している出入口扉を開放させない。</li> </ul>  <p>図5.1-10 チェン징エリアの出入口扉の開放制限運用</p>	<p>【女川】                  記載充実（大飯実績反映）</p> <p>・ 設計の相違                  大飯は屋外から入域する際のチェン징エリア入口扉がエアロック構造でチェン징エリア内空気は建屋排気口又は脱衣所を経由して屋外へ流れる設計であるのに対し、泊はチェン징エリア自体をエアロックの様に運用し、チェン징エリア内空気が屋外に流れる設計である相違があるが、チェン징エリアのホットエリア空気をクリーンエリア側に流さない設計に相違なし。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>f. チェンジングエリアの維持管理</p> <p>脱衣した使用済防護具類に付着した放射性物質等からの放射線により、付近の線量率が上昇するとチェンジングエリア内での汚染検査が困難になる可能性がある。</p> <p>このため、汚染検査時にはあらかじめチェンジングエリア内のバックグラウンドを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェンジングエリア内の汚染管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニングエリア及び除染エリアの汚染管理を定期的実施し、汚染が確認された場合は、速やかにシートの張り替え等を行う。</li> </ul> </li> <li>・廃棄物の管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜チェンジングエリア外へ搬出する。</li> </ul> </li> <li>・靴の汚染検査等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1回/日以上頻度で、靴の汚染検査を実施し、必要により除染等の対応を行う。また、粘着マットは定期的に取り替えを行う。</li> </ul> </li> <li>・グリーンハウスの外観点検（壁面への放射性物質の付着防止）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1回/日以上頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【大阪】                      女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違                      動線を分離しなくてもクロスコンタミは防止できるため、泊は動線分離を考慮していない。<b>伊方3号炉も同様の動線</b></p> <p>【女川】【大阪】                      記載充実</p>

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>g. 緊急時対策所周辺が高線量率の場合                      緊急時対策所周辺が図5.1-11に示す例の様な要因により高線量率となり、チェンジングエリア内のバックグラウンドが上昇するような状況となった場合は、次の対応を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 使用済防護具類のチェンジングエリア外への搬出間隔の短縮、廃棄物集荷場所の遠方への移動等</li> <li>② 緊急時対策所周辺における地表面等の放射性物質の除去（高圧洗浄機による除染、仮設遮へいの設置等）</li> <li>③ 車両の立入（駐車）制限区域の設定</li> </ol>  <p>①屋外の廃棄物集荷場所の使用済防護具類等に付着した放射性物質からの放射線による上昇                      ②屋外の地表面に付着した放射性物質からの放射線による上昇                      ③屋外の車両に付着した放射性物質からの放射線による上昇                      ④原子炉格納容器等からの直接線・スカイシャイン線による上昇</p> <p>図5.1-11 チェンジングエリア内BQ上昇要因イメージ図</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>h. 緊急時対策所周辺におけるホットスポットへの対処</p> <p>重大事故時にブルームが放出された以降、要員は屋外での作業を実施するが、チェン징エリア及び待機エリアの出入口（屋外側）には放射性物質が地表面に沈着することでホットスポットが発生する可能性がある。</p> <p>そのため、チェン징エリア及び待機エリアの出入口（屋外側）は、地表面に沈着した放射性物質の除染が容易となるよう、コンクリートで平滑に施工する。</p> <p>また、屋外作業が開始されるタイミングで放管班員が環境線量率を測定し、ホットスポットの箇所を特定後、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備している高圧洗浄機を用いてコンクリート施工面を水洗により除染する。</p> <p>高圧洗浄機はタンク式高圧洗浄機を採用し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備しているポリタンクから高圧洗浄機タンクへと水を供給することで使用可能となる。また、高圧洗浄機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外出入口付近に設置している電源を使用し、延長コードを用いることで待機エリア付近のコンクリート施工面の除染にも対応することができる。</p> <p>図5.1-12 緊急時対策所周辺の地表面のコンクリート施工</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(5) 身体サーベイ管理基準                      防護具類の脱着の運用を踏まえ、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。                      チェンジングエリアの汚染管理基準は、表6-5のとおり法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10である4Bq/cm<sup>2</sup>を管理目標とする。</p> <p>表6-5 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="91 400 687 794"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準*1</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>*2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>*2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10を目標値とする。</td> </tr> <tr> <td>1,300～40,000cpm<sup>*3</sup> (4～120Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm<sup>2</sup>で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。                      *2：4Bq/cm<sup>2</sup>相当。                      *3：120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000cpm×3≒40,000cpm）</p>	状況	汚染の管理基準*1	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10を目標値とする。	1,300～40,000cpm <sup>*3</sup> (4～120Bq/cm <sup>2</sup> )	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	<p>(7) 汚染の管理基準                      表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。                      ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p>表5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="730 379 1303 614"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準*1</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>*2</sup></td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm<sup>*3</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠</td> </tr> <tr> <td>13,000cpm<sup>*4</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。                      *2：4Bq/cm<sup>2</sup>相当。                      *3：120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。                      *4：40Bq/cm<sup>2</sup>相当（放射性ヨウ素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準*1	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>*3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠	13,000cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>(7) 汚染の管理基準                      表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。                      ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p>表5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1357 384 1930 614"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準*1</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>*2</sup></td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm<sup>*3</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠</td> </tr> <tr> <td>13,000cpm<sup>*4</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。                      *2：4Bq/cm<sup>2</sup>相当。                      *3：120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。                      *4：40Bq/cm<sup>2</sup>相当（放射性ヨウ素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準*1	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>*3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠	13,000cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p>
状況	汚染の管理基準*1	根拠等																																		
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10																																		
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10を目標値とする。																																		
	1,300～40,000cpm <sup>*3</sup> (4～120Bq/cm <sup>2</sup> )	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。																																		
状況	汚染の管理基準*1	根拠等																																		
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10																																		
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>*3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠																																		
	13,000cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																		
状況	汚染の管理基準*1	根拠等																																		
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>*2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10																																		
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>*3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠																																		
	13,000cpm <sup>*4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

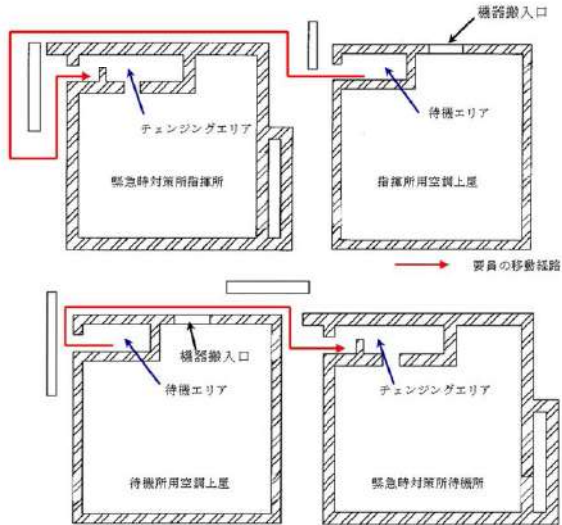
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>一方、福島第一原子力発電所の事故後の対応においては、表面汚染の身体サーベイレベルとして当初設定された基準は13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)であった。しかしながら、事故進展に伴いバックグラウンドレベルが上がり、そのレベルでは汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となり、汚染の管理基準が100,000cpmに一時的に引き上げられた。</p> <p>なお、事故後の身体サーベイ結果の人数分布から身体サーベイレベルを100,000cpm以下としても簡易除染の実施は可能であったとされており、100,000cpm以下で、かつ、バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として40,000cpm(120Bq/cm<sup>2</sup>)が適当な水準とされている。</p> <p>また、よう素131の半減期は8日と短いため、よう素131の計数率への影響は1ヶ月程度で小さくなるとして原子力災害対策指針（平成29年7月5日全部改正）における「運用上の介入レベル」(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)では1ヶ月後の値として13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)を除染の基準としている。</p> <p>上記福島の状態に鑑みOILでは13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)を除染の基準としているが、可能な限り汚染の持ち込み低減を図るため建屋の入口で最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなどの汚染管理を実施することにより、緊急時対策所のチェンジングエリアではより低い管理基準1,300cpm(4Bq/cm<sup>2</sup>)を管理目標として運用することとする。</p> <p>ただし、バックグラウンドレベルが上がり汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となった場合には、状況に応じて1,300cpm(4Bq/cm<sup>2</sup>)～40,000cpm(120Bq/cm<sup>2</sup>)の適切な管理基準を定める。</p>	<p>(8) 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1-4 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1" data-bbox="728 1129 1314 1289"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策建屋内</td> <td>6台（予備1台）</td> <td>電源：乾電池（単×4） 点灯可能時間：約11時間 （点灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電源：乾電池（単×4） 点灯可能時間：約11時間 （点灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>(8) 可搬型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリー式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1-4 チェンジングエリアの可搬型照明</p> <table border="1" data-bbox="1355 1134 1955 1294"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所</td> <td>各2台 （予備各1台）</td> <td>・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> <li>スクリーニング基準の設定にあたり、準拠している OIL の設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方に相違なし。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> </ul> <p>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるが使用目的に相違なし。</p>
保管場所	数量	仕様													
緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電源：乾電池（単×4） 点灯可能時間：約11時間 （点灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）													
保管場所	数量	仕様													
緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）													



第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数20名を考慮し、同時に20名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリアに同時に20名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約33分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を14名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を6名と想定）でも約87分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でもチェンジングエリアは建屋内に設置しており、緊急時対策建屋入口からチェンジングエリアまでは要員が待機できる場所があることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>(9) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数24名を考慮し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定のうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）及び空調上屋の待機エリア（6名）内に収容できる設計とする。</p> <p>チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも待機エリアは空調上屋内に設置しており、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定要員数の相違</li> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊はチェンジングエリアに入れない要員は一時的に待機エリアで待機する設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染がない場合の想定要員数及びチェンジングエリア通過時間の相違。</li> <li>・全員汚染がある場合の拭き取りと簡易シャワー対象者の要員数（全員に対する割合は同じ）及びチェンジングエリア通過時間の相違。</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川は緊急時対策建屋内で待機するのに対し、泊は空調上屋の待機エリアで待機する違いがあるが、想定人数以上でも屋内で一時的に待機できる設計であることに相違なし。</p>



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(10) 待機エリアからチェンジングエリアへの移動に伴う要員の線量評価</p> <p>チェンジングエリアが混雑している間、空調上屋内の待機エリアに待機している要員が、順番に緊急時対策所のチェンジングエリアに移動する場合、屋外を移動することになる。屋外を移動する際、グランドシャイン線源及び空調上屋内に設置され放射性物質を捕集した可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットからの放射線により被ばくすることが考えられる。このため、屋外を移動する要員の移動中の被ばく線量を評価した。</p> <p>a. 評価条件</p> <p>①緊急時対策所周辺の線量率              130 mSv/h（東京電力㈱ホームページで公表された福島第一原子力発電所構内のサーベイデータ（平成23年3月23日時点））</p> <p>②フィルタユニットからの線量率（空調上屋機器搬入口）              約16 mSv/h</p> <p>③屋外を通行する要員の通行時間              約30秒</p> <p>b. 評価結果              約1.2 mSv（130 mSv/h+約16 mSv/h）/3600 sec/h×30 sec）</p>  <p>図 5.1-13 待機エリアからチェンジングエリアへの要員の移動経路</p>	<p>【女川】【大飯】              ・設計の相違              泊はチェンジングエリア混雑時には、コンクリートで遮蔽した空調上屋の待機エリアを一時待機場所としており、チェンジングエリアへの移動時に被ばくする可能性があることから、要員の被ばく線量を評価し、影響が小さいことを確認している。</p>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について

(1) 通信連絡設備

通信種別	主要設備	台数 <sup>※1</sup>	電源
発電所内	連絡用伝送機	1台	非常用内電源、通信用無停電電源装置
	電力保安通信用電話設備	2台	非常用内電源、通信用無停電電源装置
	機内電話設備	7台 (予備1台)	充電機
	機外電話	10台 (予備1台)	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
発電所外	加入電話（固定型） <sup>※1</sup>	20台 (予備12台)	充電機
	加入電話（可搬型） <sup>※1</sup>	20台 (予備12台)	充電機
	加入電話（可搬型） <sup>※2</sup>	2台	非常用内電源
	加入FAX（可搬型） <sup>※2</sup>	2台	非常用内電源
	保安電話（固定型） <sup>※3</sup>	2台	非常用内電源、通信用無停電電源装置
	保安電話（可搬型） <sup>※3</sup>	2台	非常用内電源、通信用無停電電源装置
	無線伝送装置	1台	非常用内電源、非常用内電源、通信用無停電電源装置
	社内テレビ会議システム	1台	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	機外電話（固定型） <sup>※4</sup>	10台 (予備5台)	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	機外電話（携帯型） <sup>※4</sup>	20台 (予備12台)	充電機
機外電話（可搬型） <sup>※4</sup>	1台	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）	
緊急時対策用通信システム	2台	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）	
統合原子力防災ネットワーク	1台	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置	
接続する通信連絡設備	IP電話 IP-FAX	0台 2台	非常用内電源、緊急時対策用無停電電源装置、電話機（緊急時対策用）

※1：発電所内用と発電所外用と共用 ※2：予備を含む

女川原子力発電所2号炉

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備  
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※1</sup>	電源設備	
発電所内外	固定電話機	12台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※2</sup>	
	電力保安通信用電話設備 <sup>※3</sup>	FIS端末 FAX	12台 1台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup> 400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	4台 10台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup> 充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	送受話器（ベージング）	ハンドセット スピーカ	2台 2台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup> 通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
発電所内	移動無線設備	移動無線設備（固定型）	1台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	4台 38台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup> 充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	電力保安通信用電話設備 <sup>※3</sup>	衛星保安電話（固定型）	1台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
	社内テレビ会議システム	1式	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>	
発電所外	テレビ会議システム（有線系・衛星系）	1式	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>	
	IP電話（有線系）	4台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>	
	IP電話（衛星系）	2台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>	
	IP-FAX（有線系）	2台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>	
	IP-FAX（衛星系）	1台	120V充電器（120V蓄電池）、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>	
	局線加入電話設備	加入電話機 加入FAX	12台 1台	通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>
専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）	10台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源設備 <sup>※4</sup>		

※1：向線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）  
 ※3：ガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）及び電源車（可搬型代替交流電源設備）を指す。  
 ※4：ガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）及び電源車（緊急時対策用）（緊急時対策用代替交流電源設備）を指す。

泊発電所3号炉

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備  
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表 5.2-1 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

場所	通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※1</sup>	電源設備
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	8	通信用蓄電池、常用内電源、非常用内電源
		衛星電話設備	3	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機
	機外電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	16	充電機
		インターフォン	1	常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
発電所内	移動無線設備	1	通信用蓄電池、常用内電源、非常用内電源	
	運転指令設備	1	専用蓄電池、常用内電源、非常用内電源	
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	1	常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
発電所外	社内テレビ会議システム	1	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム	1	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
		IP電話（他上系）	4	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
		IP電話（衛星系）	2	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
		IP-FAX（他上系） IP-FAX（衛星系）	2 1	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	加入電話設備	固定電話	2	通信事業者からの給電
FAX		1	常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機	
専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（携帯型）	7 7	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	1	通信用蓄電池、常用内電源、非常用内電源
		インターフォン	1	常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	待機所	運転指令設備	1	専用蓄電池、常用内電源、非常用内電源
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	無線連絡設備（携帯型）	4	充電機又は乾電池	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

相違理由

【大阪】  
 ・表題の相違

【大阪】【女川】  
 ・設計の相違  
 泊では、緊急時対策所待機所にも通信連絡設備を配備していること及び通信連絡設備の種類及び台数に相違はあるが、泊発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を配備している。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																							
(2) 放射線管理用資機材	(2) 放射線管理用資機材品名と配備数	(2) 放射線管理用資機材品名と配備数	【大飯】 記載内容の相違 (女川実績の反映)																																																																																																																																																																																							
<p>防護具</p>	<p>防護具</p>	<p>表5.1-2 防護具の配備数</p>																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)</th> <th>構内保管*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服 (タイベック)</td> <td>3,100着<sup>*1</sup></td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>1,550個<sup>*2</sup></td> <td>約6,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,550足<sup>*3</sup></td> <td>約6,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,550双<sup>*2</sup></td> <td>約24,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,100双<sup>*3</sup></td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個<sup>*4</sup></td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ (2個で1組)</td> <td>1,550組<sup>*5</sup></td> <td>約4,600組</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>1,550足<sup>*5</sup></td> <td>約4,500足</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>300足<sup>*6</sup></td> <td>約300足</td> </tr> <tr> <td>タンクステンベスト</td> <td>10着<sup>*7</sup></td> <td>17着</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数		緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管*	汚染防護服 (タイベック)	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着	綿帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個	靴下	1,550足 <sup>*3</sup>	約6,000足	綿手袋	1,550双 <sup>*2</sup>	約24,000双	ゴム手袋	3,100双 <sup>*3</sup>	約20,000双	全面マスク	210個 <sup>*4</sup>	約1,800個	交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 <sup>*5</sup>	約4,600組	靴カバー	1,550足 <sup>*5</sup>	約4,500足	長靴	300足 <sup>*6</sup>	約300足	タンクステンベスト	10着 <sup>*7</sup>	17着	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th colspan="4">配備数<sup>※1</sup> / 保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>2,100着<sup>※1</sup></td> <td>147着<sup>※2</sup></td> <td>147着<sup>※2</sup></td> <td>約20,000着</td> </tr> <tr> <td>下着 (上下セット)</td> <td>2,100着<sup>※1</sup></td> <td>147着<sup>※2</sup></td> <td>147着<sup>※2</sup></td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>2,100個<sup>※1</sup></td> <td>147個<sup>※2</sup></td> <td>147個<sup>※2</sup></td> <td>約20,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>2,100足<sup>※1</sup></td> <td>147足<sup>※2</sup></td> <td>147足<sup>※2</sup></td> <td>約20,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>2,100双<sup>※1</sup></td> <td>147双<sup>※2</sup></td> <td>147双<sup>※2</sup></td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>4,200双<sup>※1</sup></td> <td>294双<sup>※3</sup></td> <td>294双<sup>※3</sup></td> <td>約130,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>900個<sup>※3</sup></td> <td>42個<sup>※4</sup></td> <td>42個<sup>※4</sup></td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き 全面マスク</td> <td>—</td> <td>7個<sup>※5</sup></td> <td>7個<sup>※5</sup></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き 全面マスクバッテリー</td> <td>—</td> <td>35個<sup>※6</sup></td> <td>35個<sup>※6</sup></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>マスク用チャコールファイ ルタ (2個/セット)</td> <td>2,100 セット<sup>※7</sup></td> <td>147セット<sup>※7</sup></td> <td>147セット<sup>※7</sup></td> <td>約5,000 セット</td> </tr> <tr> <td>EVA スーツ (上下セット)</td> <td>1,050 セット<sup>※8</sup></td> <td>74セット<sup>※9</sup></td> <td>74セット<sup>※9</sup></td> <td>約3,000 セット</td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>—</td> <td>8足<sup>※10</sup></td> <td>8足<sup>※10</sup></td> <td>約500足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>—</td> <td>4セット<sup>※11</sup></td> <td>4セット<sup>※11</sup></td> <td>4セット</td> </tr> <tr> <td>耐熱服</td> <td>—</td> <td>3セット<sup>※12</sup></td> <td>3セット<sup>※12</sup></td> <td>3セット</td> </tr> <tr> <td>タンクステンベスト</td> <td>20着<sup>※13</sup></td> <td>4着<sup>※14</sup></td> <td>4着<sup>※14</sup></td> <td>10着</td> </tr> </tbody> </table>	品名	配備数 <sup>※1</sup> / 保管場所				タイベック	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※2</sup>	147着 <sup>※2</sup>	約20,000着	下着 (上下セット)	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※2</sup>	147着 <sup>※2</sup>	約6,000着	帽子	2,100個 <sup>※1</sup>	147個 <sup>※2</sup>	147個 <sup>※2</sup>	約20,000個	靴下	2,100足 <sup>※1</sup>	147足 <sup>※2</sup>	147足 <sup>※2</sup>	約20,000足	綿手袋	2,100双 <sup>※1</sup>	147双 <sup>※2</sup>	147双 <sup>※2</sup>	約20,000双	ゴム手袋	4,200双 <sup>※1</sup>	294双 <sup>※3</sup>	294双 <sup>※3</sup>	約130,000双	全面マスク	900個 <sup>※3</sup>	42個 <sup>※4</sup>	42個 <sup>※4</sup>	約1,800個	電動ファン付き 全面マスク	—	7個 <sup>※5</sup>	7個 <sup>※5</sup>	約300個	電動ファン付き 全面マスクバッテリー	—	35個 <sup>※6</sup>	35個 <sup>※6</sup>	約300個	マスク用チャコールファイ ルタ (2個/セット)	2,100 セット <sup>※7</sup>	147セット <sup>※7</sup>	147セット <sup>※7</sup>	約5,000 セット	EVA スーツ (上下セット)	1,050 セット <sup>※8</sup>	74セット <sup>※9</sup>	74セット <sup>※9</sup>	約3,000 セット	汚染区域用靴	—	8足 <sup>※10</sup>	8足 <sup>※10</sup>	約500足	自給式呼吸器	—	4セット <sup>※11</sup>	4セット <sup>※11</sup>	4セット	耐熱服	—	3セット <sup>※12</sup>	3セット <sup>※12</sup>	3セット	タンクステンベスト	20着 <sup>※13</sup>	4着 <sup>※14</sup>	4着 <sup>※14</sup>	10着	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th colspan="3">配備数<sup>※15</sup> / 保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>840着<sup>※15</sup></td> <td>50着<sup>※16</sup></td> <td>約2,400着</td> </tr> <tr> <td>下着 (上下セット)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>840個<sup>※15</sup></td> <td>50個<sup>※16</sup></td> <td>約15,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>840足<sup>※15</sup></td> <td>50足<sup>※16</sup></td> <td>約7,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>840双<sup>※15</sup></td> <td>50双<sup>※16</sup></td> <td>約33,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>1,680双<sup>※15</sup></td> <td>100双<sup>※16</sup></td> <td>約73,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>840個<sup>※15</sup></td> <td>100個<sup>※16</sup></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク</td> <td>8個<sup>※15</sup></td> <td>10個<sup>※16</sup></td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>全面マスク用チャコ ールフィルタ (2個/セ ット)</td> <td>1,680個<sup>※15</sup></td> <td>10個<sup>※16</sup></td> <td>約270個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク 用チャコールフィルタ (1個/セット)</td> <td>8個<sup>※15</sup></td> <td>10個<sup>※16</sup></td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>710着<sup>※15</sup></td> <td>50着<sup>※16</sup></td> <td>約1,800着</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>710足<sup>※15</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>オーバーシューズ (靴 カバー)</td> <td>840足<sup>※15</sup></td> <td>50足<sup>※16</sup></td> <td>約820足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>8台<sup>※15</sup></td> <td>18台<sup>※16</sup></td> <td>約72台</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気形循環式呼吸 器</td> <td>8台<sup>※15</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>タンクステンベスト</td> <td>20着<sup>※15</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	品名	配備数 <sup>※15</sup> / 保管場所			タイベック	840着 <sup>※15</sup>	50着 <sup>※16</sup>	約2,400着	下着 (上下セット)	—	—	—	帽子	840個 <sup>※15</sup>	50個 <sup>※16</sup>	約15,000個	靴下	840足 <sup>※15</sup>	50足 <sup>※16</sup>	約7,000足	綿手袋	840双 <sup>※15</sup>	50双 <sup>※16</sup>	約33,000双	ゴム手袋	1,680双 <sup>※15</sup>	100双 <sup>※16</sup>	約73,000双	全面マスク	840個 <sup>※15</sup>	100個 <sup>※16</sup>	約300個	電動ファン付きマスク	8個 <sup>※15</sup>	10個 <sup>※16</sup>	約90個	全面マスク用チャコ ールフィルタ (2個/セ ット)	1,680個 <sup>※15</sup>	10個 <sup>※16</sup>	約270個	電動ファン付きマスク 用チャコールフィルタ (1個/セット)	8個 <sup>※15</sup>	10個 <sup>※16</sup>	約90個	アノラック	710着 <sup>※15</sup>	50着 <sup>※16</sup>	約1,800着	長靴	710足 <sup>※15</sup>	—	—	オーバーシューズ (靴 カバー)	840足 <sup>※15</sup>	50足 <sup>※16</sup>	約820足	自給式呼吸器	8台 <sup>※15</sup>	18台 <sup>※16</sup>	約72台	圧縮空気形循環式呼吸 器	8台 <sup>※15</sup>	—	—	タンクステンベスト	20着 <sup>※15</sup>	—	—	
品名		保管数																																																																																																																																																																																								
	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管*																																																																																																																																																																																								
汚染防護服 (タイベック)	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着																																																																																																																																																																																								
綿帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個																																																																																																																																																																																								
靴下	1,550足 <sup>*3</sup>	約6,000足																																																																																																																																																																																								
綿手袋	1,550双 <sup>*2</sup>	約24,000双																																																																																																																																																																																								
ゴム手袋	3,100双 <sup>*3</sup>	約20,000双																																																																																																																																																																																								
全面マスク	210個 <sup>*4</sup>	約1,800個																																																																																																																																																																																								
交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 <sup>*5</sup>	約4,600組																																																																																																																																																																																								
靴カバー	1,550足 <sup>*5</sup>	約4,500足																																																																																																																																																																																								
長靴	300足 <sup>*6</sup>	約300足																																																																																																																																																																																								
タンクステンベスト	10着 <sup>*7</sup>	17着																																																																																																																																																																																								
品名	配備数 <sup>※1</sup> / 保管場所																																																																																																																																																																																									
タイベック	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※2</sup>	147着 <sup>※2</sup>	約20,000着																																																																																																																																																																																						
下着 (上下セット)	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※2</sup>	147着 <sup>※2</sup>	約6,000着																																																																																																																																																																																						
帽子	2,100個 <sup>※1</sup>	147個 <sup>※2</sup>	147個 <sup>※2</sup>	約20,000個																																																																																																																																																																																						
靴下	2,100足 <sup>※1</sup>	147足 <sup>※2</sup>	147足 <sup>※2</sup>	約20,000足																																																																																																																																																																																						
綿手袋	2,100双 <sup>※1</sup>	147双 <sup>※2</sup>	147双 <sup>※2</sup>	約20,000双																																																																																																																																																																																						
ゴム手袋	4,200双 <sup>※1</sup>	294双 <sup>※3</sup>	294双 <sup>※3</sup>	約130,000双																																																																																																																																																																																						
全面マスク	900個 <sup>※3</sup>	42個 <sup>※4</sup>	42個 <sup>※4</sup>	約1,800個																																																																																																																																																																																						
電動ファン付き 全面マスク	—	7個 <sup>※5</sup>	7個 <sup>※5</sup>	約300個																																																																																																																																																																																						
電動ファン付き 全面マスクバッテリー	—	35個 <sup>※6</sup>	35個 <sup>※6</sup>	約300個																																																																																																																																																																																						
マスク用チャコールファイ ルタ (2個/セット)	2,100 セット <sup>※7</sup>	147セット <sup>※7</sup>	147セット <sup>※7</sup>	約5,000 セット																																																																																																																																																																																						
EVA スーツ (上下セット)	1,050 セット <sup>※8</sup>	74セット <sup>※9</sup>	74セット <sup>※9</sup>	約3,000 セット																																																																																																																																																																																						
汚染区域用靴	—	8足 <sup>※10</sup>	8足 <sup>※10</sup>	約500足																																																																																																																																																																																						
自給式呼吸器	—	4セット <sup>※11</sup>	4セット <sup>※11</sup>	4セット																																																																																																																																																																																						
耐熱服	—	3セット <sup>※12</sup>	3セット <sup>※12</sup>	3セット																																																																																																																																																																																						
タンクステンベスト	20着 <sup>※13</sup>	4着 <sup>※14</sup>	4着 <sup>※14</sup>	10着																																																																																																																																																																																						
品名	配備数 <sup>※15</sup> / 保管場所																																																																																																																																																																																									
タイベック	840着 <sup>※15</sup>	50着 <sup>※16</sup>	約2,400着																																																																																																																																																																																							
下着 (上下セット)	—	—	—																																																																																																																																																																																							
帽子	840個 <sup>※15</sup>	50個 <sup>※16</sup>	約15,000個																																																																																																																																																																																							
靴下	840足 <sup>※15</sup>	50足 <sup>※16</sup>	約7,000足																																																																																																																																																																																							
綿手袋	840双 <sup>※15</sup>	50双 <sup>※16</sup>	約33,000双																																																																																																																																																																																							
ゴム手袋	1,680双 <sup>※15</sup>	100双 <sup>※16</sup>	約73,000双																																																																																																																																																																																							
全面マスク	840個 <sup>※15</sup>	100個 <sup>※16</sup>	約300個																																																																																																																																																																																							
電動ファン付きマスク	8個 <sup>※15</sup>	10個 <sup>※16</sup>	約90個																																																																																																																																																																																							
全面マスク用チャコ ールフィルタ (2個/セ ット)	1,680個 <sup>※15</sup>	10個 <sup>※16</sup>	約270個																																																																																																																																																																																							
電動ファン付きマスク 用チャコールフィルタ (1個/セット)	8個 <sup>※15</sup>	10個 <sup>※16</sup>	約90個																																																																																																																																																																																							
アノラック	710着 <sup>※15</sup>	50着 <sup>※16</sup>	約1,800着																																																																																																																																																																																							
長靴	710足 <sup>※15</sup>	—	—																																																																																																																																																																																							
オーバーシューズ (靴 カバー)	840足 <sup>※15</sup>	50足 <sup>※16</sup>	約820足																																																																																																																																																																																							
自給式呼吸器	8台 <sup>※15</sup>	18台 <sup>※16</sup>	約72台																																																																																																																																																																																							
圧縮空気形循環式呼吸 器	8台 <sup>※15</sup>	—	—																																																																																																																																																																																							
タンクステンベスト	20着 <sup>※15</sup>	—	—																																																																																																																																																																																							
<p>*1: 110名×7日+余裕 (2車化含む)                  *2: 110名×7日+余裕                  *3: 110名×7日×2双+余裕                  *4: 110名+余裕                  *5: 110名×7回(7回前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕                  *6: 110名+余裕                  *7: 指揮者1名+放射線管理1名+作業員3名×2班+余裕                  *8: 緊急時対策所保管数を含まない</p>	<p>※1: 60名 (本部要員38名+余裕) × 7日及び現場要員40名×6回/日×7日                  ※2: 1 × 2                  ※3: 60名 (本部要員38名+余裕) × 3日及び現場要員40名×6回/日×3日 (除染による可処分を考慮)                  ※4: (60名 (本部要員38名+余裕) × 7日及び現場要員40名×6回/日×7日) × 50% (年間除染日数を考慮)                  ※5: 現場要員20名 (グループ通過直後の現場要員) × 2                  ※6: 現場要員20名 (グループ通過直後の現場要員)                  ※7: 2号炉運転員7名×3回/日×7日                  ※8: 2 × 2                  ※9: 2号炉運転員7名×6日                  ※10: 2号炉運転員7名×1日                  ※11: 2号炉運転員7名×5個/日×1日                  ※12: 2号炉運転員7名×3回/日×7日×50%                  ※13: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班×2                  ※14: 炉心損傷後における原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除染 (現場操作) 対応者2名+予備2                  ※15: インターフェイスシステムI.O.C.A対応者2名+予備1                  ※16: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班                  ※17: 防護具類が不足する場合は、構内より適宜調達することにより補充する</p>	<p>※1: 80名×1.1倍×7日×2箇所 (指揮所, 待機所)                  ※2: 80名×1.1倍×2班×7日×2箇所 (指揮所, 待機所)                  ※3: 6名 (事務局員2名+<b>夜間班</b>4名) + 余裕                  ※4: 80名×1.1倍×2班×7日×2箇所 (指揮所, 待機所)                  ※5: 81名 (本部兵他26名+事務局員2名+技術班員2名を除く人) × 1.1倍×7日                  ※6: 8名 (屋外作業実施要員) × 1台                  ※7: ※5の10%分                  ※8: 8名 (現場指揮車1名+<b>夜間班</b>1名+作業員3名×2班) × 2セット+余裕                  ※9: 31名×1.5倍                  ※10: 31名×1.5倍×2重                  ※11: 31名×2回分 (中央制御室内での着用分) × 1.5倍                  ※12: 8名 (運転員6名+<b>夜間班</b>2名)                  ※13: 31名×2回分 (中央制御室内での着用分) × 1.5倍×2回                  ※14: 16名 (運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員 (支援) 3名)                  ※15: 防護具が不足する場合は、構内より適宜調達することにより補充する                  ※16: 発電所構内に保管又は配備している数量</p>																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管*<!--7</th--> </th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台*1</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台*2</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台*3</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台*4*6</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台*4*6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名+余裕                  *2：チェンジングエリアにて使用                  *3：現場作業時に使用                  *4：緊急時対策所内にて使用                  *6：予備1台を含む                  *7：緊急時対策所保管数を含まない</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管* 7</th	個人線量計	210台*1	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台*2	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台*3	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台*4*6	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台*4*6	—	<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数<sup>①②</sup>／保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>電子式線量計 200台<sup>①</sup> ガラスバッジ 200台<sup>①</sup></td> <td>14台<sup>③⑤</sup> 14台<sup>③⑤</sup> 4台<sup>⑥</sup> 4台<sup>⑦</sup> 4台<sup>⑧</sup></td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>8台<sup>②</sup></td> <td>4台<sup>⑥</sup></td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>8台<sup>②</sup></td> <td>4台<sup>⑦</sup></td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台<sup>④</sup></td> <td>緊急時対策所 4台<sup>⑧</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100名（本所従業員38名+現場要員40名+余裕）×2                  ※2：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）                  ※3：チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）                  ※4：緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策建屋内2台（1台+余裕）                  ※5：2号炉運転員7名×2                  ※6：チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）                  ※7：チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）                  ※8：中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕）                  ※9：予備含む（今後、訓練等で見直しを行う。）</p>	品名	配備台数 <sup>①②</sup> ／保管場所		個人線量計	電子式線量計 200台 <sup>①</sup> ガラスバッジ 200台 <sup>①</sup>	14台 <sup>③⑤</sup> 14台 <sup>③⑤</sup> 4台 <sup>⑥</sup> 4台 <sup>⑦</sup> 4台 <sup>⑧</sup>	表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 <sup>②</sup>	4台 <sup>⑥</sup>	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 <sup>②</sup>	4台 <sup>⑦</sup>	可搬型エリアモニタ	4台 <sup>④</sup>	緊急時対策所 4台 <sup>⑧</sup>	<p>表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備数／保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>ポケット線量計 140台<sup>①</sup> ガラスバッジ 140台<sup>①</sup></td> <td>緊急時対策所 50台<sup>③⑤</sup> 50台<sup>③⑤</sup> 3台<sup>⑥</sup> 3台<sup>⑦</sup></td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>10台<sup>②</sup></td> <td>3台<sup>⑥</sup></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>10台<sup>②</sup></td> <td>3台<sup>⑦</sup></td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台<sup>④</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍+余裕                  ※2：チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+余裕）+緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名+余裕）                  ※3：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名+余裕）                  ※4：緊急時対策所指揮所2台（1台+余裕）+緊急時対策所2台（1台+余裕）                  ※5：31名×1.5倍                  ※6：チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）+予備1台                  ※7：チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）+予備1台</p>	品名	配備数／保管場所		個人線量計	ポケット線量計 140台 <sup>①</sup> ガラスバッジ 140台 <sup>①</sup>	緊急時対策所 50台 <sup>③⑤</sup> 50台 <sup>③⑤</sup> 3台 <sup>⑥</sup> 3台 <sup>⑦</sup>	GM汚染サーベイメータ	10台 <sup>②</sup>	3台 <sup>⑥</sup>	電離箱サーベイメータ	10台 <sup>②</sup>	3台 <sup>⑦</sup>	可搬型エリアモニタ	4台 <sup>④</sup>	—	<p>【大飯】                  記載内容の相違                  （女川実績の反映）</p>
品名		保管数																																																			
	緊急時対策所	構内保管* 7</th																																																			
個人線量計	210台*1	約3,200台																																																			
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台*2	約110台																																																			
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台*3	約80台																																																			
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台*4*6	3台																																																			
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台*4*6	—																																																			
品名	配備台数 <sup>①②</sup> ／保管場所																																																				
	個人線量計	電子式線量計 200台 <sup>①</sup> ガラスバッジ 200台 <sup>①</sup>	14台 <sup>③⑤</sup> 14台 <sup>③⑤</sup> 4台 <sup>⑥</sup> 4台 <sup>⑦</sup> 4台 <sup>⑧</sup>																																																		
表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台 <sup>②</sup>	4台 <sup>⑥</sup>																																																			
ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 <sup>②</sup>	4台 <sup>⑦</sup>																																																			
可搬型エリアモニタ	4台 <sup>④</sup>	緊急時対策所 4台 <sup>⑧</sup>																																																			
品名	配備数／保管場所																																																				
	個人線量計	ポケット線量計 140台 <sup>①</sup> ガラスバッジ 140台 <sup>①</sup>	緊急時対策所 50台 <sup>③⑤</sup> 50台 <sup>③⑤</sup> 3台 <sup>⑥</sup> 3台 <sup>⑦</sup>																																																		
GM汚染サーベイメータ	10台 <sup>②</sup>	3台 <sup>⑥</sup>																																																			
電離箱サーベイメータ	10台 <sup>②</sup>	3台 <sup>⑦</sup>																																																			
可搬型エリアモニタ	4台 <sup>④</sup>	—																																																			
<p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数*1</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スターション含む）</td> <td>7個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数*1		緊急時対策所		養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スターション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台				<p>【大飯】                  ・記載方針の相違                  （女川実績反映）                  チェンジングエリア用資機材は表5.1-2に記載のため再掲せず。</p>									
品名		保管数*1																																																			
	緊急時対策所																																																				
養生シート	3本																																																				
バリア	6個																																																				
粘着マット	3個																																																				
ゴミ箱（スターション含む）	7個																																																				
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																				
テープ（白・黒）	各10巻																																																				
ウエス	1箱																																																				
ウェットティッシュ	10個																																																				
はさみ・カッター	各2本																																																				
マジック	2本																																																				
簡易シャワー	1台																																																				
簡易タンク	1台																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）







第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>(3) 原子力災害対策活動で使用する資料                      原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <table border="1" data-bbox="73 359 710 1061"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td>(1) 緊急時対応組織資料                      ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画                      ②大飯発電所保安規定                      ③原子力防災規程                      ④非常時の措置通達                      ⑤原子力防災業務要綱                      ⑥大飯発電所事故時操作所則                      ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      (2)緊急時通信連絡体制資料                      ①原子力防災組織要員名簿等</td> </tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td> <td>(1)大飯発電所周辺人口関連資料                      ①方位別人口分布図                      ②集落別人口分布図                      ③市町村人口表                      (2)大飯発電所周辺環境資料                      ①発電所周辺航空写真                      ②発電所周辺地図（2万5千分の1）                      ③発電所周辺地図（5万分の1）                      ④市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 放射能影響測定に関する資料</td> <td>(1)大飯発電所気象関係資料                      ①気象観測データ                      (2)緊急モニタリング資料                      ①空間線量モニタリング配置図                      ②環境試料サンプリング位置図                      ③環境モニタリング測定データ                      (3)大飯発電所設備資料                      ①主要系統模式図                      ②原子炉設置(変更)許可申請書                      ③系統図                      ④プラント配置図                      ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図                      ⑥プラント主要設備概要                      ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策所に配備</p>	種類	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1)大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2)大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図	3. 放射能影響測定に関する資料	(1)大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2)緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3)大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料                      緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="710 375 1335 973"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図                      ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)                      ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ                      ① 統計処理データ                      ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ                      ① 空間線量モニタリング配置図                      ② 環境試料サンプリング位置図                      ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ                      ① 方位別人口分布図                      ② 集落の人口分布図                      ③ 市町村人口表                      ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図                      ① 系統図                      ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規定類                      ① 原子炉施設保安規定                      ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料                      緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <p>表 5.2-1 重大事故対策の検討に必要な主な資料</p> <table border="1" data-bbox="1335 359 1966 1109"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図                      ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)                      ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ                      ① 統計処理データ                      ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ                      ① 空間線量モニタリング配置図                      ② 環境試料サンプリング位置図                      ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ                      ① 方位別人口分布図                      ② 集落の人口分布図                      ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図                      ① 系統図                      ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック線図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類                      ① 原子炉施設保安規定                      ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領（各対応手順含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要（各号炉）	11. 総合インターロック線図（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領（各対応手順含む）	<p>【大飯】                      ・記載方針の相違                      表題、記載表現、表構成の相違                      （女川記載に統一）</p> <p>【女川】                      ・表題の相違</p>
種類	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1)大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2)大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図																																							
3. 放射能影響測定に関する資料	(1)大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2)緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3)大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																																								
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要（各号炉）																																								
11. 総合インターロック線図（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領（各対応手順含む）																																								














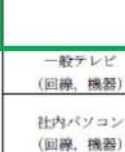

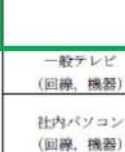










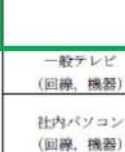


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(4) ガンマ線測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガンマ線測定用サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、現場で作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するために使用する。</li> <li>放射線測定を行う作業現場は、屋外作業等数箇所ある。</li> <li>原子力災害活動に従事する現場作業要員等の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから、故障等により使用できない状態も考慮し予備機も含め5台配備する。</li> </ul> <p>(5) 表面汚染密度測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面汚染密度測定用サーベイメータは、屋外から緊急時対策所へ入室する現場作業要員等の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するために使用する。</li> <li>具体的には、下図の「身体サーベイエリア」において、緊急安全対策要員等が現場作業要員等の身体サーベイを行う。</li> <li>当該「身体サーベイエリア」では、1度に2名を同時に身体サーベイすることが可能であるため、5台あれば必要な数量は確保される。</li> <li>このほか、ブルーム通過後に現場作業要員等の待機場所として、事務所等を活用する可能性があり、これらの場所に緊急時対策所より表面汚染密度測定用サーベイメータを持ち出して使用することも考慮し、5台配備する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <table border="1" data-bbox="112 845 649 1109"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 845 380 877">ガンマ線測定用サーベイメータ</th> <th data-bbox="380 845 649 877">表面汚染密度測定用サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 877 380 1037">  </td> <td data-bbox="380 877 649 1037">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1037 380 1109">                     ・測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h                      ・電 源：乾電池（単3形電池）4本                      【連続80時間以上】                 </td> <td data-bbox="380 1037 649 1109">                     ・測定範囲：0～3×10<sup>6</sup> cpm                      ・電 源：乾電池（単2形電池）4本                      【連続100時間以上】                 </td> </tr> </tbody> </table>	ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ			・測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h ・電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】	・測定範囲：0～3×10 <sup>6</sup> cpm ・電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の相違（女川実績の反映）</li> </ul> <p>表 5.2-3に数量根拠を記載することで計測器使用目的も判断できるため記載はしない。</p>
ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ								
									
・測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h ・電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】	・測定範囲：0～3×10 <sup>6</sup> cpm ・電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>(6) その他の資機材等</p>	<p>(4) その他資機材等 緊急時対策所又は緊急時対策建屋に以下の資機材等を配備する。</p>	<p>(4) その他資機材等 緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。</p>	<p>【大阪】 ・表題の相違 【女川】 ・資機材配備箇所の相違</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～2.5%</li> <li>測定精度：±0.5%(0.0～25.0%)</li> <li>【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：1.9%以上</li> </ul> </td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～1%</li> <li>測定精度：±(測定範囲の1.5%+指示値の2%)【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）4本</li> <li>測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ</li> <li>管理目標：1.0%以下</li> </ul> </td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：1.0時間以上</li> </ul> </td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	台数		<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～2.5%</li> <li>測定精度：±0.5%(0.0～25.0%)</li> <li>【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：1.9%以上</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～1%</li> <li>測定精度：±(測定範囲の1.5%+指示値の2%)【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）4本</li> <li>測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ</li> <li>管理目標：1.0%以下</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>		緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台		<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：1.0時間以上</li> </ul>	2台		ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>配備数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上)</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul> </td> <td>2台<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0.04%～5.0%</li> <li>測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</li> </ul> </td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> <td rowspan="2">資機材保管エリア、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>飲食等</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所に保管する。</td> <td>2,100食<sup>※2</sup> 1,400本<sup>※3</sup> (1.5リットル)</td> <td rowspan="2">資機材保管エリア、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>4,900個<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素剤</td> <td>初日に2錠、2日目以降は1錠/1日服用する。</td> <td>800錠<sup>※5</sup></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	配備数量	保管場所		<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上)</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul>	2台 <sup>※1</sup>	緊急時対策所		<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0.04%～5.0%</li> <li>測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</li> </ul>	2台 <sup>※1</sup>	一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所	社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所に保管する。	2,100食 <sup>※2</sup> 1,400本 <sup>※3</sup> (1.5リットル)	資機材保管エリア、緊急時対策所	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 <sup>※4</sup>	よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/1日服用する。	800錠 <sup>※5</sup>	緊急時対策所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定（使用）範囲</li> <li>酸素濃度：0～25.0 vol%</li> <li>二酸化炭素：0～5.00 vol%</li> <li>指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素）</li> <li>電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】</li> <li>検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素）</li> <li>管理目標</li> <li>酸素濃度：19%以上</li> <li>二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> </ul> </td> <td>4台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：1.0時間</li> </ul> </td> <td>8台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>一般テレビ（回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン（回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>食料等</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所に保管する。</td> <td>2,520食<sup>※3</sup> 1,680L<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>安定よう素剤</td> <td>1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。</td> <td>2000錠</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	数量		<ul style="list-style-type: none"> <li>測定（使用）範囲</li> <li>酸素濃度：0～25.0 vol%</li> <li>二酸化炭素：0～5.00 vol%</li> <li>指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素）</li> <li>電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】</li> <li>検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素）</li> <li>管理目標</li> <li>酸素濃度：19%以上</li> <li>二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> </ul>	4台 <sup>※1</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：1.0時間</li> </ul>	8台 <sup>※2</sup>	一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	一式	社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	一式	食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所に保管する。	2,520食 <sup>※3</sup> 1,680L <sup>※4</sup>	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式	安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2000錠	<p>【大阪】【女川】 ・資機材名称の相違</p> <p>【女川】 ・記載内容の相違 泊の緊急時対策所に配備資機材である可搬型照明についても記載した。（大阪と同様）</p>
名称	仕様等	台数																																																																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～2.5%</li> <li>測定精度：±0.5%(0.0～25.0%)</li> <li>【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：1.9%以上</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>																																																																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～1%</li> <li>測定精度：±(測定範囲の1.5%+指示値の2%)【メーカー値】</li> <li>電源：乾電池（単3形電池）4本</li> <li>測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ</li> <li>管理目標：1.0%以下</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>																																																																								
	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台																																																																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：1.0時間以上</li> </ul>	2台																																																																								
	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式																																																																								
名称	仕様等	配備数量	保管場所																																																																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上)</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）</li> </ul>	2台 <sup>※1</sup>	緊急時対策所																																																																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0.04%～5.0%</li> <li>測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう</li> <li>電源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</li> </ul>	2台 <sup>※1</sup>																																																																								
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所																																																																							
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																																																																								
飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所に保管する。	2,100食 <sup>※2</sup> 1,400本 <sup>※3</sup> (1.5リットル)	資機材保管エリア、緊急時対策所																																																																							
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 <sup>※4</sup>																																																																								
よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/1日服用する。	800錠 <sup>※5</sup>	緊急時対策所																																																																							
名称	仕様等	数量																																																																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定（使用）範囲</li> <li>酸素濃度：0～25.0 vol%</li> <li>二酸化炭素：0～5.00 vol%</li> <li>指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素）</li> <li>電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】</li> <li>検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素）</li> <li>管理目標</li> <li>酸素濃度：19%以上</li> <li>二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> </ul>	4台 <sup>※1</sup>																																																																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー式</li> <li>光源：LED</li> <li>連続点灯時間：1.0時間</li> </ul>	8台 <sup>※2</sup>																																																																								
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	一式																																																																								
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	一式																																																																								
食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所に保管する。	2,520食 <sup>※3</sup> 1,680L <sup>※4</sup>																																																																								
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式																																																																								
安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2000錠																																																																								
<p>※1：予備2台を含む</p>	<p>※1：予備を含む。                  ※2：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食                  ※3：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5リットル/本）                  ※4：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回/1日×7日）=4,900個                  ※5：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日）=800錠</p>	<p>※1：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台）                  ※2：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台                  ※3：120名×3食×7日                  ※4：120名×4本×0.5L×7日</p>																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																	
	<p>5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について                      (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について</p> <p>緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。</p> <p>表 5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>数量<sup>※1</sup></th> <th>最低必要数量<sup>※2</sup></th> <th>最低必要数量<sup>※3</sup>の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内外</td> <td>電力保安通信用電話設備<sup>※1</sup></td> <td>固定電話機 12台</td> <td rowspan="2">12台</td> <td rowspan="2">本部5台、操縦室1台、統括室1台、広聴室1台、技術室1台、放射線管理室1台、保健室1台、発電管理室1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PHS端末 12台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX 1台</td> <td>1台</td> <td>社内連絡用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型) 4台</td> <td>3台</td> <td>社内連絡用2台、社外連絡用1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星電話設備 (携帯型) 10台</td> <td>5台</td> <td>共用 (放射線監視車連絡用等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内</td> <td>送受設備 (ページング)</td> <td>ハンドセット 2台</td> <td>1台</td> <td>社内連絡用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スピーカ 2台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備 (固定型) 1台</td> <td>1台</td> <td>放射線監視車連絡用</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備 (固定型) 4台</td> <td>1台</td> <td>社内連絡用1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>無線連絡設備 (携帯型) 38台</td> <td>19台</td> <td>現場連絡用19台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td>電力保安通信用電話設備<sup>※1</sup></td> <td>衛星保安電話 (固定型) 1台</td> <td>1台</td> <td>発電所外連絡用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム (有線系・衛星系)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td>IP電話 (有線系)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台、当社用1台</td> </tr> <tr> <td>IP電話 (衛星系)</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台、当社用1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備</td> <td>IP-FAX (有線系)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用 共用</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX (衛星系)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用 共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線加入電話設備</td> <td>加入電話機</td> <td>12台</td> <td>—</td> <td>固定電話機又はPHS端末はほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能</td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専用電話設備 (地方公共団体向コトライン)</td> <td>10台</td> <td>—</td> <td>ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：無線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。                      ※2：予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。)                      ※3：今後、訓練等で見直しを行う。</p>	通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠	発電所内外	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	固定電話機 12台	12台	本部5台、操縦室1台、統括室1台、広聴室1台、技術室1台、放射線管理室1台、保健室1台、発電管理室1台		PHS端末 12台		FAX 1台	1台	社内連絡用		衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 4台	3台	社内連絡用2台、社外連絡用1台		衛星電話設備 (携帯型) 10台	5台	共用 (放射線監視車連絡用等)	発電所内	送受設備 (ページング)	ハンドセット 2台	1台	社内連絡用		スピーカ 2台	1台		移動無線設備	移動無線設備 (固定型) 1台	1台	放射線監視車連絡用	無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 4台	1台	社内連絡用1台			無線連絡設備 (携帯型) 38台	19台	現場連絡用19台	発電所外	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	衛星保安電話 (固定型) 1台	1台	発電所外連絡用		社内テレビ会議システム	1式	1式	社内会議用	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム (有線系・衛星系)	1式	1式	社内会議用	IP電話 (有線系)	4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台	IP電話 (衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台	通信連絡設備	IP-FAX (有線系)	2台	1台	発電所内外連絡用 共用	IP-FAX (衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用	無線加入電話設備	加入電話機	12台	—	固定電話機又はPHS端末はほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能	加入FAX	1台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能		専用電話設備 (地方公共団体向コトライン)	10台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能	<p>5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について                      (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について</p> <p>緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。</p> <p>表5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>数量<sup>※1</sup></th> <th>最低必要数量<sup>※2</sup></th> <th>最低必要数量<sup>※3</sup>の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td rowspan="2">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話 (固定) <sup>※1</sup></td> <td>8台</td> <td>8台</td> <td>発電所内外連絡用</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>3台</td> <td>3台</td> <td>発電所内外連絡用</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">指揮所</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>15台</td> <td>10台</td> <td>共用 (給油作業等)</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内連絡用</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>放射線監視車連絡用</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>指揮所・待機所間の情報共有用</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>指揮所・待機所間の情報共有用</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (FAX)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>社外連絡用</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所外</td> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td>IP電話 (地上系)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台、事業者用1台</td> </tr> <tr> <td>IP電話 (衛星系)</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台、事業者用1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加入電話設備</td> <td>IP-FAX (地上系)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX (衛星系)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定電話</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">待機所</td> <td rowspan="2">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話 (固定) <sup>※1</sup></td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内連絡用</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内連絡用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">待機所</td> <td rowspan="3">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>発電所内外連絡用</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>指揮所・待機所間の情報共有用</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>指揮所・待機所間の情報共有用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能                      ※2：予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う。)                      ※3：今後、訓練等で見直しを行う。</p>	場所	通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠	発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) <sup>※1</sup>	8台	8台	発電所内外連絡用	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	3台	3台	発電所内外連絡用	指揮所	衛星電話設備	衛星電話設備 (携帯型)	15台	10台	共用 (給油作業等)	移動無線設備	1台	1台	発電所内連絡用	移動無線設備	1台	1台	放射線監視車連絡用	インターフォン	1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	衛星電話設備	衛星電話設備 (FAX)	1台	1台	社外連絡用	社内テレビ会議システム	1台	1台	社内会議用	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	1台	1台	社内会議用	IP電話 (地上系)	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台	IP電話 (衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台	加入電話設備	IP-FAX (地上系)	2台	1台	発電所内外連絡用	IP-FAX (衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用		固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能	待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) <sup>※1</sup>	1台	1台	発電所内連絡用	移動無線設備	1台	1台	発電所内連絡用	待機所	無線連絡設備 (携帯型)	無線連絡設備 (携帯型)	4台	2台	発電所内外連絡用	インターフォン	1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	<p>・設計の相違                      泊の緊急時対策所は指揮所と待機所の2種構成であることから、情報共有のための通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システムを設ける。</p>
通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠																																																																																																																																																																																																
発電所内外	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	固定電話機 12台	12台	本部5台、操縦室1台、統括室1台、広聴室1台、技術室1台、放射線管理室1台、保健室1台、発電管理室1台																																																																																																																																																																																																
		PHS端末 12台																																																																																																																																																																																																		
		FAX 1台	1台	社内連絡用																																																																																																																																																																																																
	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 4台	3台	社内連絡用2台、社外連絡用1台																																																																																																																																																																																																
		衛星電話設備 (携帯型) 10台	5台	共用 (放射線監視車連絡用等)																																																																																																																																																																																																
発電所内	送受設備 (ページング)	ハンドセット 2台	1台	社内連絡用																																																																																																																																																																																																
		スピーカ 2台	1台																																																																																																																																																																																																	
	移動無線設備	移動無線設備 (固定型) 1台	1台	放射線監視車連絡用																																																																																																																																																																																																
	無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 4台	1台	社内連絡用1台																																																																																																																																																																																																
		無線連絡設備 (携帯型) 38台	19台	現場連絡用19台																																																																																																																																																																																																
発電所外	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	衛星保安電話 (固定型) 1台	1台	発電所外連絡用																																																																																																																																																																																																
		社内テレビ会議システム	1式	1式	社内会議用																																																																																																																																																																																															
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム (有線系・衛星系)	1式	1式	社内会議用																																																																																																																																																																																															
		IP電話 (有線系)	4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台																																																																																																																																																																																															
		IP電話 (衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台																																																																																																																																																																																															
	通信連絡設備	IP-FAX (有線系)	2台	1台	発電所内外連絡用 共用																																																																																																																																																																																															
		IP-FAX (衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用																																																																																																																																																																																															
	無線加入電話設備	加入電話機	12台	—	固定電話機又はPHS端末はほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能																																																																																																																																																																																															
		加入FAX	1台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能																																																																																																																																																																																															
		専用電話設備 (地方公共団体向コトライン)	10台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能																																																																																																																																																																																															
場所	通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠																																																																																																																																																																																															
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) <sup>※1</sup>	8台	8台	発電所内外連絡用																																																																																																																																																																																															
		衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	3台	3台	発電所内外連絡用																																																																																																																																																																																														
指揮所	衛星電話設備	衛星電話設備 (携帯型)	15台	10台	共用 (給油作業等)																																																																																																																																																																																															
		移動無線設備	1台	1台	発電所内連絡用																																																																																																																																																																																															
	移動無線設備	1台	1台	放射線監視車連絡用																																																																																																																																																																																																
	インターフォン	1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用																																																																																																																																																																																																
	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用																																																																																																																																																																																																
	衛星電話設備	衛星電話設備 (FAX)	1台	1台	社外連絡用																																																																																																																																																																																															
	社内テレビ会議システム	1台	1台	社内会議用																																																																																																																																																																																																
	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	1台	1台	社内会議用																																																																																																																																																																																														
			IP電話 (地上系)	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台																																																																																																																																																																																														
			IP電話 (衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台																																																																																																																																																																																														
加入電話設備		IP-FAX (地上系)	2台	1台	発電所内外連絡用																																																																																																																																																																																															
		IP-FAX (衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用																																																																																																																																																																																															
		固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能																																																																																																																																																																																															
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) <sup>※1</sup>	1台	1台	発電所内連絡用																																																																																																																																																																																															
		移動無線設備	1台	1台	発電所内連絡用																																																																																																																																																																																															
待機所	無線連絡設備 (携帯型)	無線連絡設備 (携帯型)	4台	2台	発電所内外連絡用																																																																																																																																																																																															
		インターフォン	1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用																																																																																																																																																																																															
		テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用																																																																																																																																																																																															



第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>緊急時対策所には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p style="text-align: center;">表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="752 432 1290 576"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (IPDS伝送装置)</th> <th>通信経路 (統合原子力防災ネットワーク を介した通信経路設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>84kbps (1-3号炉分)</td> <td>2.3Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>84kbps (1-3号炉分)</td> <td>210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (IPDS伝送装置)	通信経路 (統合原子力防災ネットワーク を介した通信経路設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1-3号炉分)	2.3Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1-3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>3号炉原子炉補助建屋には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p style="text-align: center;">表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="1357 443 1901 632"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信回線種別</th> <th rowspan="2">回線容量</th> <th rowspan="2">必要回線 容量</th> <th colspan="2">通信経路 (統合原子力防災ネットワークに接続する 通信経路設備)</th> </tr> <tr> <th>データ伝送</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>2.5Mbps</td> <td>4.4kbps (1-3号炉分)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>215kbps</td> <td>4.4kbps (1-3号炉分)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	通信経路 (統合原子力防災ネットワークに接続する 通信経路設備)		データ伝送		統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	2.5Mbps	4.4kbps (1-3号炉分)	衛星系 回線	384kbps	215kbps	4.4kbps (1-3号炉分)	<p>【女川】          ・設備の相違（差異理由①）</p>
通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (IPDS伝送装置)	通信経路 (統合原子力防災ネットワーク を介した通信経路設備)																													
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1-3号炉分)	2.3Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																													
	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1-3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																													
通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	通信経路 (統合原子力防災ネットワークに接続する 通信経路設備)																														
			データ伝送																														
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	2.5Mbps	4.4kbps (1-3号炉分)																													
	衛星系 回線	384kbps	215kbps	4.4kbps (1-3号炉分)																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム(SPDS)について                      (1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。(SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。                      バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。                      なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>	<p>5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送している主な※パラメータ(ERSS伝送パラメータ)をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分(1分周期)のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。</p> <p>※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p>	<p>5.4 緊急時対策所情報収集設備のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送しているパラメータ(ERSS伝送パラメータ)をバックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置する。                      バックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各パラメータは、データ収集計算機に2週間分(1分周期)のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。</p>	<p>【大阪】記載内容の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違(差異理由⑩)                      ・システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。</p> <p>【女川】設備の相違(差異理由⑩)</p> <p>【女川】設備の相違(差異理由⑩)                      ・泊3号炉バックアップ伝送ライン(表示用)は、有線系回線および無線系回線ともに同じデータを伝送している。</p> <p>【女川】記載充実(大阪参照)                      【大阪】設備表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違                      ・泊3号炉バックアップ伝送ライン(表示用)は、有線系回線</p>



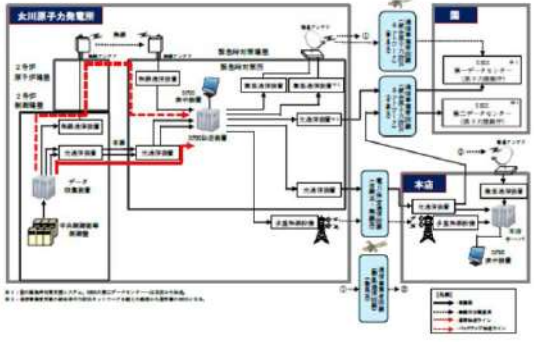
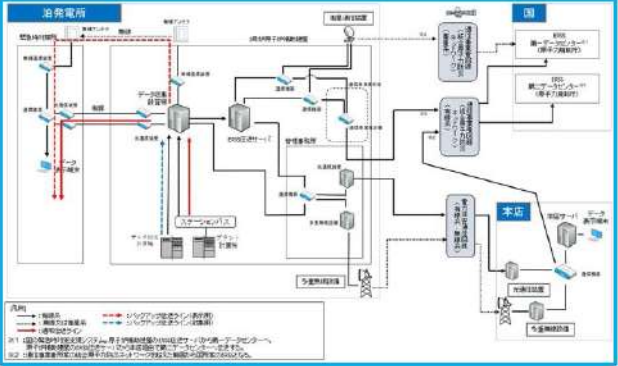
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① 2号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等」の確認に加え、「使用済燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉水位・残留熱除去系洗浄ライン流量を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。</p> <p>また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、<b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</b>（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① 3号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系（ECCS）の状態」の確認に加え、「使用済燃料ピットの状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて代替炉心注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉容器水位・炉心出口温度を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用/収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所に設置する<b>データ表示端末において</b>確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。</p> <p>また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、<b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</b>（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>および無線系回線とも同じデータを伝送している。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
 <p>図5.4-1 安全パラメータ表示システム（SPDS）等のデータ伝送概要</p>	 <p>図5.4-1 緊急時対策所情報設備等のデータ伝送概要</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPDS 入力 パラメータ</th> <th>ERSS へ 伝送している パラメータ</th> <th>バックアップ 対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">炉心圧縮気 の状態確認</td> <td>出力領域中性子密度チャンネル 取込値</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子室</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中性子源領域中性子室</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子室</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">炉心冷却の 状態確認</td> <td>加圧器水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1次冷却材圧力</td> <td>Bループ1次冷却材圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ1次冷却材圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">1次冷却材温度 （広域）</td> <td>Aループ1次冷却材最高温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ1次冷却材最高温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ1次冷却材最高温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Dループ1次冷却材最高温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Aループ1次冷却材最低温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ1次冷却材最低温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ1次冷却材最低温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Dループ1次冷却材最低温度（広域）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○ = DB</p>	目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS へ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	炉心圧縮気 の状態確認	出力領域中性子密度チャンネル 取込値	○	○	—	中間領域中性子室	○	○	○	中性子源領域中性子室	○	○	○	出力領域中性子室	○	○	○	炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○	1次冷却材圧力	Bループ1次冷却材圧力	○	○	○	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○	原子炉水位	○	○	○	1次冷却材温度 （広域）	Aループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Bループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Cループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Dループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Aループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○	Bループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○	Cループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○	Dループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○	<p>表5.4-1 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPDS 入力 パラメータ</th> <th>ERSS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ 対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">炉心圧縮 気の状態 確認</td><td>A炉心域（取込）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（A）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（B）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（C）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（D）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（E）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（F）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（G）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（H）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉心域（I）レベル</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">炉心冷却 の状態確認</td><td>加圧器水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>1次冷却材圧力（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>1次冷却材温度（広域-高温側）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>1次冷却材温度（広域-低温側）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>Cループ1次冷却材最高温度（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>Cループ1次冷却材最低温度（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>主蒸気ライン圧力</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>蒸気発生水量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンク水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンク水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">炉心冷却 の状態確認</td><td>高気圧蒸気発生水量（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-高気圧蒸気発生水量（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-高気圧蒸気発生水量（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-高気圧蒸気発生水量（狭域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-高気圧蒸気発生水量（狭域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-高気圧蒸気発生水量（狭域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-補助給水ライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-補助給水ライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-補助給水ライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>補助給水タンク水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="5">炉心冷却 の状態確認</td><td>電源の状態（ジョーゼル変換機の状態）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-3 A DG状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-3 B DG状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-3 C DG状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-3 D DG状態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="3">炉内停電 （非常用）</td><td>6-2 A 停電発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-2 B 停電発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-2 C 停電発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">サブクール度</td><td>サブクール度（Aループ）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>サブクール度（T/A/C）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目 的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ 対象 パラメータ	炉心圧縮 気の状態 確認	A炉心域（取込）	○	○	○	A炉心域（A）レベル	○	○	○	A炉心域（B）レベル	○	○	○	A炉心域（C）レベル	○	○	○	A炉心域（D）レベル	○	○	○	A炉心域（E）レベル	○	○	○	A炉心域（F）レベル	○	○	○	A炉心域（G）レベル	○	○	○	A炉心域（H）レベル	○	○	○	A炉心域（I）レベル	○	○	○	炉心冷却 の状態確認	加圧器水位	○	○	○	1次冷却材圧力（広域）	○	○	○	1次冷却材温度（広域-高温側）	○	○	○	1次冷却材温度（広域-低温側）	○	○	○	Cループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Cループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○	主蒸気ライン圧力	○	○	○	蒸気発生水量	○	○	○	燃料貯水タンク水位	○	○	○	燃料貯水タンク水位	○	○	○	炉心冷却 の状態確認	高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○	B-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○	C-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○	A-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○	B-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○	C-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○	A-補助給水ライン流量	○	○	○	B-補助給水ライン流量	○	○	○	C-補助給水ライン流量	○	○	○	補助給水タンク水位	○	○	○	炉心冷却 の状態確認	電源の状態（ジョーゼル変換機の状態）	○	○	○	6-3 A DG状態	○	○	○	6-3 B DG状態	○	○	○	6-3 C DG状態	○	○	○	6-3 D DG状態	○	○	○	炉内停電 （非常用）	6-2 A 停電発生	○	○	○	6-2 B 停電発生	○	○	○	6-2 C 停電発生	○	○	○	サブクール度	サブクール度（Aループ）	○	○	○	サブクール度（T/A/C）	○	○	○	<p>表5.4-1 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPDS 入力 パラメータ</th> <th>ERSS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ 対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">炉心圧縮 気の状態 確認</td><td>中性子源領域中性子室</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>中間領域中性子室</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>出力領域中性子室</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>出力領域中性子室（中間部）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">加圧器水位</td><td>A-加圧器水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-加圧器水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="8">炉心冷却 の状態 確認</td><td>加圧器水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>1次冷却材圧力（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>1次冷却材温度（広域-高温側）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>1次冷却材温度（広域-低温側）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>Aループ1次冷却材最高温度（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>Bループ1次冷却材最高温度（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>Cループ1次冷却材最高温度（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>Dループ1次冷却材最高温度（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">炉心冷却 の状態 確認</td><td>A-主蒸気ライン圧力</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-主蒸気ライン圧力</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-主蒸気ライン圧力</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-高圧注入ポンプ出口流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-高圧注入ポンプ出口流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンクAライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンクBライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンクCライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンクDライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料貯水タンクEライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="5">炉心冷却 の状態 確認</td><td>高気圧蒸気発生水量（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-高気圧蒸気発生水量（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-高気圧蒸気発生水量（広域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-高気圧蒸気発生水量（狭域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-高気圧蒸気発生水量（狭域）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="5">炉心冷却 の状態 確認</td><td>A-補助給水ライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-補助給水ライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-補助給水ライン流量</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>補助給水タンク水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>電源の状態（ジョーゼル変換機の状態）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="3">炉内停電 （非常用）</td><td>6-2 A 停電発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-2 B 停電発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6-2 C 停電発生</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">サブクール度</td><td>サブクール度（Aループ）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>サブクール度（T/A/C）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目 的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ 対象 パラメータ	炉心圧縮 気の状態 確認	中性子源領域中性子室	○	○	○	中間領域中性子室	○	○	○	出力領域中性子室	○	○	○	出力領域中性子室（中間部）	○	○	○	加圧器水位	A-加圧器水位	○	○	○	B-加圧器水位	○	○	○	炉心冷却 の状態 確認	加圧器水位	○	○	○	1次冷却材圧力（広域）	○	○	○	1次冷却材温度（広域-高温側）	○	○	○	1次冷却材温度（広域-低温側）	○	○	○	Aループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Bループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Cループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	Dループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○	炉心冷却 の状態 確認	A-主蒸気ライン圧力	○	○	○	B-主蒸気ライン圧力	○	○	○	C-主蒸気ライン圧力	○	○	○	A-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○	B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○	燃料貯水タンクAライン流量	○	○	○	燃料貯水タンクBライン流量	○	○	○	燃料貯水タンクCライン流量	○	○	○	燃料貯水タンクDライン流量	○	○	○	燃料貯水タンクEライン流量	○	○	○	炉心冷却 の状態 確認	高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○	B-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○	C-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○	A-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○	B-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○	炉心冷却 の状態 確認	A-補助給水ライン流量	○	○	○	B-補助給水ライン流量	○	○	○	C-補助給水ライン流量	○	○	○	補助給水タンク水位	○	○	○	電源の状態（ジョーゼル変換機の状態）	○	○	○	炉内停電 （非常用）	6-2 A 停電発生	○	○	○	6-2 B 停電発生	○	○	○	6-2 C 停電発生	○	○	○	サブクール度	サブクール度（Aループ）	○	○	○	サブクール度（T/A/C）	○	○	○	<p>【女川】PWR設計の反映      ・炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違      ・データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。</p>
目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS へ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心圧縮気 の状態確認	出力領域中性子密度チャンネル 取込値	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	中間領域中性子室	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	中性子源領域中性子室	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	出力領域中性子室	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材圧力	Bループ1次冷却材圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Cループ1次冷却材圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1次冷却材温度 （広域）	Aループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Bループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Cループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Dループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Aループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Bループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Cループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		Dループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
目 的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ 対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心圧縮 気の状態 確認	A炉心域（取込）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（A）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（B）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（C）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（D）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（E）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（F）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（G）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（H）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A炉心域（I）レベル	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態確認	加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材圧力（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材温度（広域-高温側）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材温度（広域-低温側）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	Cループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	Cループ1次冷却材最低温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	蒸気発生水量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンク水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンク水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態確認	高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	補助給水タンク水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態確認	電源の状態（ジョーゼル変換機の状態）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-3 A DG状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-3 B DG状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-3 C DG状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-3 D DG状態	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉内停電 （非常用）	6-2 A 停電発生	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-2 B 停電発生	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-2 C 停電発生	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
サブクール度	サブクール度（Aループ）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	サブクール度（T/A/C）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
目 的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ 対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心圧縮 気の状態 確認	中性子源領域中性子室	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	中間領域中性子室	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	出力領域中性子室	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	出力領域中性子室（中間部）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
加圧器水位	A-加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態 確認	加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材圧力（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材温度（広域-高温側）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1次冷却材温度（広域-低温側）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	Aループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	Bループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	Cループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	Dループ1次冷却材最高温度（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態 確認	A-主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C-主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンクAライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンクBライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンクCライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンクDライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	燃料貯水タンクEライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態 確認	高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C-高気圧蒸気発生水量（広域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	A-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-高気圧蒸気発生水量（狭域）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉心冷却 の状態 確認	A-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	補助給水タンク水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電源の状態（ジョーゼル変換機の状態）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
炉内停電 （非常用）	6-2 A 停電発生	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-2 B 停電発生	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6-2 C 停電発生	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
サブクール度	サブクール度（Aループ）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	サブクール度（T/A/C）	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由														
目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	相違理由														
炉心冷却の 状態確認	主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(炉心)	○	○	○	燃料の状態 確認	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○	相違理由														
		B主蒸気圧力	○	○		原子炉炉心温度(狭域)	○	○	○		燃料の状態 確認	炉心出口温度	○	○		○													
		C主蒸気圧力	○	○		原子炉炉心温度(燃料)	○	○	○			燃料の状態 確認	炉心出口平均温度	○		○	○												
		D主蒸気圧力	○	○		原子炉炉心温度(燃料)	○	○	○				燃料の状態 確認	A炉組1次冷却材高温側温度(広域)		○	○	○											
	安全注込流量	A高圧注込流量	○	○		炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(燃料)	○	○					○		燃料の状態 確認	B炉組1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○	相違理由								
		B高圧注込流量	○	○			原子炉炉心温度(燃料)	○	○					○			燃料の状態 確認	C炉組1次冷却材高温側温度(広域)	○	○		○							
	余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○			炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(燃料)	○					○				○	燃料の状態 確認	A炉組1次冷却材低温側温度(広域)		○	○	○	相違理由				
		B余熱除去流量	○	○				原子炉炉心温度(燃料)	○					○				○		燃料の状態 確認		B炉組1次冷却材低温側温度(広域)	○	○		○			
	燃料取替用水 ビット水位	燃料取替用水ビット水位	○	○				炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(燃料)					○				○				○	燃料の状態 確認	C炉組1次冷却材低温側温度(広域)		○	○	○	相違理由
		燃料取替用水ビット水位	○	○					原子炉炉心温度(燃料)					○				○				○		燃料の状態 確認		A炉組1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	
蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(燃料)				○	○				○	燃料の状態 確認			B炉組1次冷却材低温側温度(広域)				○				○	○	相違理由	
	B蒸気発生器水位(広域)	○	○		原子炉炉心温度(燃料)				○	○	○			燃料の状態 確認				C炉組1次冷却材低温側温度(広域)				○				○	○		
	C蒸気発生器水位(広域)	○	○		原子炉炉心温度(燃料)				○	○	○	燃料の状態 確認						格納容器高レベルシグナル(高レベル)				○				○	○		
	D蒸気発生器水位(広域)	○	○		原子炉炉心温度(燃料)				○	○	○		燃料の状態 確認					格納容器高レベルシグナル(低レベル)				○				○	○		
2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○		炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(燃料)			○	○	○					燃料の状態 確認		格納容器高レベルシグナル(高レベル)			○	○				○	相違理由		
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○			原子炉炉心温度(燃料)			○	○	○						燃料の状態 確認	格納容器高レベルシグナル(低レベル)			○	○				○			
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○			原子炉炉心温度(燃料)	○		○	○	燃料の状態 確認							格納容器高レベルシグナル(高レベル)	○		○	○							
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○			原子炉炉心温度(燃料)	○		○	○								燃料の状態 確認	格納容器高レベルシグナル(低レベル)	○	○	○							
所内母線電圧 (非常用)	4-3A母線電圧	○	○			炉心冷却の 状態確認	原子炉炉心温度(燃料)	○	○	○									燃料の状態 確認	格納容器高レベルシグナル(高レベル)	○	○	○		相違理由				
	4-3B母線電圧	○	○				原子炉炉心温度(燃料)	○	○	○										燃料の状態 確認	格納容器高レベルシグナル(低レベル)	○	○	○					
	4-3AEG遮断器	○	○	原子炉炉心温度(燃料)			○	○	○	燃料の状態 確認					格納容器高レベルシグナル(高レベル)						○	○	○						
	4-3BEG遮断器	○	○	原子炉炉心温度(燃料)			○	○	○					燃料の状態 確認	格納容器高レベルシグナル(低レベル)						○	○	○						
1次冷却材 サブクール度	1次冷却材サブクール度(T/C)	○	○	炉心冷却の 状態確認			原子炉炉心温度(燃料)	○	○			○			燃料の状態 確認						格納容器高レベルシグナル(高レベル)	○	○	○		相違理由			
	1次冷却材サブクール度(T/C)	○	○				原子炉炉心温度(燃料)	○	○			○	燃料の状態 確認								格納容器高レベルシグナル(低レベル)	○	○	○					

○=DB

(2/4)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の状態 確認	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○
	炉心出口温度	○	○	○
燃料の状態 確認	1次冷却材温度 (広域・高温側、 低温側)	○	○	○
	格納容器内高レベルシグナルの指示値	○	○	○
	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○
	炉心出口最大温度	○	○	○
	炉心出口平均温度	○	○	○
	A炉組1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
B炉組1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○	
C炉組1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○	
A炉組1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○	
B炉組1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○	
C炉組1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○	
格納容器高レベルシグナル(高レベル)	○	○	○	
格納容器高レベルシグナル(低レベル)	○	○	○	

(3/4)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の状態 確認	原子炉格納容器圧力	○	○	○
	格納容器圧力(A.M用)	○	○	○
	格納容器内温度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○	○
	格納容器水位	○	○	○
	原子炉下部冷却器水位	○	○	○
	アニュラス水素濃度(可変型)	○	○	○
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○	○
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○	○
	格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○
放射能隔離 の状態確認	排気筒ガスモニタの指示値	○	○	○
	排気筒高レベルガスモニタ(高レベル)	○	○	○
ECCSの 状態等	ECCSの状態(高圧注込系)	○	○	○
	ECCSの状態(低圧注込系)	○	○	○
	格納容器スプレイポンプの状態	○	○	○
	ECCSの状態	○	○	○
	原子炉隔離冷却水サージタンク水位	○	○	○
	充てん流量	○	○	○
	原子炉容器水位	○	○	○
	原子炉格納容器隔離の状態	○	○	○
	原子炉格納容器隔離の状態	○	○	○
	原子炉格納容器隔離の状態	○	○	○





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
目的	対象パラメータ				SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝達 している パラメータ	バックアップ 対象パラメー タ								
	ECCSの状態 (低圧注入系)	八倉熱除去ポンプ	〇	〇	—										
		日倉熱除去ポンプ	〇	〇	—										
	ECCSの状態	安全注入作動	〇	〇	〇										
	原子炉トリップ 状態	全群制御全挿入	〇	〇	—										
	S/G細管 漏れ監視	凝水器空気抽出器ガスモニタ	〇	〇	—										
		蒸気発生器ブローダウンモニタ	〇	〇	—										
	凝液代替圧 注水ポンプ流量	加圧代替圧注水循環流量	〇	〇	〇										
	CCWS冷却水 保有水量	原子炉補機冷却水サーージタンク 水位	〇	〇	〇										
	ほう酸タンク 保有水量	八ほう酸タンク水位	〇	〇	〇										
		日ほう酸タンク水位	〇	〇	〇										
	濃水ピット 保有水量	濃水ピット水位	〇	〇	〇										
		排水口の制御線	〇	〇	〇										
	給水流量	八蒸気発生器主給水流量	〇	〇	〇										
		日蒸気発生器主給水流量	〇	〇	〇										
		C蒸気発生器主給水流量	〇	〇	〇										
		D蒸気発生器主給水流量	〇	〇	〇										
		八蒸気発生器補助給水流量	〇	〇	〇										
		日蒸気発生器補助給水流量	〇	〇	〇										
		C蒸気発生器補助給水流量	〇	〇	〇										
D蒸気発生器補助給水流量		〇	〇	〇											
格納容器 スプレイポンプ の状態	A格納容器スプレイポンプ	〇	〇	—											
	B格納容器スプレイポンプ	〇	〇	—											
					(6/10)										
目的	対象パラメータ				SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ	バックアップ 対象パラメー タ								
目的情報 の伝達情報	炉口モニタ内部温度	〇	〇	〇											
	炉口モニタ外部温度	〇	〇	〇											
	M51V(第1)冷却器	〇	〇	〇											
	蒸気発生器凝縮器(A) 凝	〇	〇	〇											
	蒸気発生器凝縮器(B) 凝	〇	〇	〇											
	蒸気発生器凝縮器(C) 凝	〇	〇	〇											
	M51V(第2)冷却器	〇	〇	〇											
	蒸気発生器凝縮器(A) 蒸	〇	〇	〇											
	蒸気発生器凝縮器(B) 蒸	〇	〇	〇											
	蒸気発生器凝縮器(C) 蒸	〇	〇	〇											
	凝縮器凝縮器(A) 凝	〇	〇	〇											
	凝縮器凝縮器(B) 凝	〇	〇	〇											
	凝縮器凝縮器(C) 凝	〇	〇	〇											
	凝縮器凝縮器(A) 蒸	〇	〇	〇											
	凝縮器凝縮器(B) 蒸	〇	〇	〇											
	凝縮器凝縮器(C) 蒸	〇	〇	〇											
情報の 確認	原子炉冷却水圧力	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(2)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(3)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(4)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(5)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(6)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(7)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(8)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(9)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(10)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(11)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(12)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(13)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(14)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(15)	〇	〇	〇											
	原子炉冷却水圧力(16)	〇	〇	〇											
					(7/10)										
目的	対象パラメータ				SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ	バックアップ 対象パラメー タ								
目的情報 の確認	凝水(スプレッド)	〇	〇	〇											
	凝水(凝縮器)	〇	〇	〇											
	凝水(スプレッド)	〇	〇	〇											
	凝水(凝縮器)	〇	〇	〇											
	大気放散	〇	〇	〇											
	調整用モニタリングシステム1	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム2	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム3	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム4	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム5	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム6	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム7	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム8	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム9	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム10	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム11	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム12	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム13	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム14	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム15	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム16	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム17	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム18	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム19	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム20	〇	—	—											
	調整用モニタリングシステム21	〇	—	—											
調整用モニタリングシステム22	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム23	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム24	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム25	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム26	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム27	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム28	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム29	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム30	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム31	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム32	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム33	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム34	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム35	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム36	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム37	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム38	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム39	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム40	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム41	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム42	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム43	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム44	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム45	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム46	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム47	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム48	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム49	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム50	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム51	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム52	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム53	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム54	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム55	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム56	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム57	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム58	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム59	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム60	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム61	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム62	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム63	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム64	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム65	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム66	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム67	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム68	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム69	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム70	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム71	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム72	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム73	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム74	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム75	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム76	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム77	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム78	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム79	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム80	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム81	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム82	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム83	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム84	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム85	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム86	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム87	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム88	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム89	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム90	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム91	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム92	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム93	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム94	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム95	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム96	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム97	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム98	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム99	〇	—	—												
調整用モニタリングシステム100	〇	—	—												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

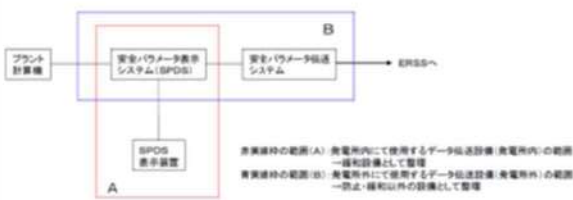

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
	(8/10)																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>対象パラメータ</th> <th>2006 パラメータ</th> <th>2009 改定 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">非常時中心 機能表 (注C C6) の仕様</td><td>A.D.S. A.異常</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A.D.S. B.異常</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>反応100パーセントの燃焼</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>シフトシフト 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内シフト 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (A) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (B) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (C) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (D) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (E) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (F) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (G) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (H) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (I) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料供給 (J) 運転中</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="14">非常時燃料 プールの注 動機</td><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	品 名	対象パラメータ	2006 パラメータ	2009 改定 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	非常時中心 機能表 (注C C6) の仕様	A.D.S. A.異常	○	○	○	A.D.S. B.異常	○	○	○	反応100パーセントの燃焼	○	○	○	シフトシフト 運転中	○	○	○	炉内シフト 運転中	○	○	○	燃料供給 (A) 運転中	○	○	○	燃料供給 (B) 運転中	○	○	○	燃料供給 (C) 運転中	○	○	○	燃料供給 (D) 運転中	○	○	○	燃料供給 (E) 運転中	○	○	○	燃料供給 (F) 運転中	○	○	○	燃料供給 (G) 運転中	○	○	○	燃料供給 (H) 運転中	○	○	○	燃料供給 (I) 運転中	○	○	○	燃料供給 (J) 運転中	○	○	○	非常時燃料 プールの注 動機	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○		
品 名	対象パラメータ	2006 パラメータ	2009 改定 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																		
非常時中心 機能表 (注C C6) の仕様	A.D.S. A.異常	○	○	○																																																																																																																																		
	A.D.S. B.異常	○	○	○																																																																																																																																		
	反応100パーセントの燃焼	○	○	○																																																																																																																																		
	シフトシフト 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	炉内シフト 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (A) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (B) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (C) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (D) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (E) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (F) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (G) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (H) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
	燃料供給 (I) 運転中	○	○	○																																																																																																																																		
燃料供給 (J) 運転中	○	○	○																																																																																																																																			
非常時燃料 プールの注 動機	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																			
非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																			
	(9/10)																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>対象パラメータ</th> <th>2006 パラメータ</th> <th>2009 改定 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">非常時燃料 プールの注 動機</td><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m<sup>3</sup>/s)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="10">大飯機組に よる機組内 燃料供給の 仕様</td><td>燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	品 名	対象パラメータ	2006 パラメータ	2009 改定 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	非常時燃料 プールの注 動機	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○	大飯機組に よる機組内 燃料供給の 仕様	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																														
品 名	対象パラメータ	2006 パラメータ	2009 改定 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																		
非常時燃料 プールの注 動機	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール水位・流量 (オートリレー式)	○	—	○																																																																																																																																		
	非常時燃料プール流量 (燃料リフト上層) (0.00m <sup>3</sup> /s)	○	—	○																																																																																																																																		
大飯機組に よる機組内 燃料供給の 仕様	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール上部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		
	燃料プール下部燃焼計測セル (注補表)	○	—	○																																																																																																																																		





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) <b>データ伝送設備</b>における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置</b>を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERS S等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システム</b>を設置し、これらを<b>防止・緩和以外の設備</b>と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) <b>緊急時対策所情報収集設備</b>における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、<b>データ収集計算機とデータ表示端末</b>を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERS S等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、<b>データ収集計算機とERS S伝送サーバ</b>を設置し、これらを<b>防止でも緩和でもない設備</b>と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>図5.4-2 緊急時対策所情報収集設備の概要</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載充実(大阪参照)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。</p> <p>なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <table border="1" data-bbox="91 925 678 1093"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部要員</td> <td>3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。</td> <td>40名</td> <td rowspan="2">69名</td> </tr> <tr> <td>各班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名	各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="741 925 1279 1198"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を確保して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を確保して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>5.5 緊急時対策所の要員とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計60名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員計20名に、1,2号炉運転員3名を加えた合計83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1359 938 1951 1129"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>3号炉が重大事故に至った場合、重大事故等に対処するための指揮を行うために最低限必要な本部要員は、発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員、各班長と、緊急時対策所内で交代、代行を行なうための要員として、副班長で構成する。</td> <td>29名</td> <td rowspan="2">60名</td> </tr> <tr> <td>機能班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故への対処を行う各班員がとどまる。</td> <td>31名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	3号炉が重大事故に至った場合、重大事故等に対処するための指揮を行うために最低限必要な本部要員は、発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員、各班長と、緊急時対策所内で交代、代行を行なうための要員として、副班長で構成する。	29名	60名	機能班員	本部要員の指示のもと、重大事故への対処を行う各班員がとどまる。	31名	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 ・体制の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称相違</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違 指示を行う要員の指 示のもと対処を行う 班員を含めることか ら他と表現とした。 (大飯と同様)</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>
要員	考え方	人数	合計																																				
本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名																																				
各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名																																					
要員	考え方	人数	合計																																				
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																																				
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を確保して、緊急時対策所にとどまる。	13名																																					
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																																					
要員	考え方	人数	合計																																				
本部長他	3号炉が重大事故に至った場合、重大事故等に対処するための指揮を行うために最低限必要な本部要員は、発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員、各班長と、緊急時対策所内で交代、代行を行なうための要員として、副班長で構成する。	29名	60名																																				
機能班員	本部要員の指示のもと、重大事故への対処を行う各班員がとどまる。	31名																																					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="73 694 712 837"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員(協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要の都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>	要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p> <table border="1" data-bbox="712 614 1335 1109"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するもの。ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、夜間も運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td rowspan="8">36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 現場要員</td> <td>重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>モニタリング要員</td> <td>作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するもの。ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、夜間も運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))	4名		大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名		燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名		ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	2名		放射性物質 拡散抑制 対応要員	6名		放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名	モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対応設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1335 614 1966 1109"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>6名</td> <td rowspan="6">20名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>放射性物質の拡散抑制</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>土木建築 工作班員</td> <td>放射性物質の拡散抑制</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放管班員</td> <td>・作業現場のサーベイ等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>燃料補給</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	6名	20名	運転班員	放射性物質の拡散抑制	6名	土木建築 工作班員	放射性物質の拡散抑制	2名	放管班員	・作業現場のサーベイ等	4名	事務局員	燃料補給	2名		・可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	2名	<p>【大阪】          ・表題の相違          【女川】          ・記載方針の相違          (大阪審査実績の反映)          【大阪】          ・設備名称の相違            【大阪】          ・対象運転号炉の相違          【大阪】          ・要員名称の相違            【大阪】          ・記載表現の相違          手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。</p>
要員	考え方	人数	合計																																																															
緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																															
運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																																
要員	考え方	人数	合計																																																															
運転員	2号炉中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するもの。ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、夜間も運転操作を行う。	7名	36名																																																															
保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 (電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。))	4名																																																																
	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名																																																																
	燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名																																																																
	ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	2名																																																																
	放射性物質 拡散抑制 対応要員	6名																																																																
	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名																																																																
モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名																																																																
要員	考え方	人数	合計																																																															
運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	6名	20名																																																															
運転班員	放射性物質の拡散抑制	6名																																																																
土木建築 工作班員	放射性物質の拡散抑制	2名																																																																
放管班員	・作業現場のサーベイ等	4名																																																																
事務局員	燃料補給	2名																																																																
	・可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	2名																																																																





赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別添2-1 警戒事象発生時の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事象を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01</td> <td>敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクログラム毎時以上の放射線量が検出されたとき。</td> </tr> <tr> <td>②AL11</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL21</td> <td>原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④AL22</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL23</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL25</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL29</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL30</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> </tr> <tr> <td>⑩AL42</td> <td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失のおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL51</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL52</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬AL53</td> <td>重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失のおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が生じた場合(竜巻、洪水、台風、火山等)が生じた場合、当該原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクログラム毎時以上の放射線量が検出されたとき。	②AL11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21	原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	④AL22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥AL25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位設定値まで低下すること。	⑧AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	⑩AL42	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失のおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑪AL51	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑫AL52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失のおそれがあること。	⑭	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が生じた場合(竜巻、洪水、台風、火山等)が生じた場合、当該原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の連絡基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別添2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事象に該当する事象の連絡基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡基準 (警戒事象に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL1.1)</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材の漏えい (AL2.1)</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL2.4)</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL2.5)</td> </tr> <tr> <td>非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL2.9)</td> </tr> <tr> <td>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL3.0)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL4.2)</td> </tr> <tr> <td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失のおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL5.1)</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に据する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>新内外通信連絡機能の一部喪失 (AL5.2)</td> </tr> <tr> <td>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL5.3)</td> </tr> <tr> <td>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること、密安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別添2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響(地震)</td> </tr> <tr> <td>泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響(津波)</td> </tr> <tr> <td>泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>重要な故障等(オンサイト統括判断)</td> </tr> <tr> <td>オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響(設計基準超過)</td> </tr> <tr> <td>泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響(委員長判断)</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準 (警戒事象に該当する事象)	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL1.1)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。	原子炉冷却材の漏えい (AL2.1)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL2.4)	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL2.5)	非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL2.9)	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL3.0)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL4.2)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失のおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL5.1)	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に据する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	新内外通信連絡機能の一部喪失 (AL5.2)	泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL5.3)	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること、密安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別添2-1-5に示すものをいう。	外的事象による影響(地震)	泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。	外的事象による影響(津波)	泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。	重要な故障等(オンサイト統括判断)	オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	外的事象による影響(設計基準超過)	泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。	外的事象による影響(委員長判断)	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表構成の相違</li> </ul>
略称	警戒事象を判断する基準																																																															
①AL01	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクログラム毎時以上の放射線量が検出されたとき。																																																															
②AL11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																																															
③AL21	原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																																															
④AL22	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																															
⑤AL23	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																															
⑥AL25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																															
⑦AL29	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位設定値まで低下すること。																																																															
⑧AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																															
⑨AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ																																																															
⑩AL42	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失のおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																															
⑪AL51	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																															
⑫AL52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																															
⑬AL53	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失のおそれがあること。																																																															
⑭	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が生じた場合(竜巻、洪水、台風、火山等)が生じた場合、当該原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																															
連絡基準 (警戒事象に該当する事象)																																																																
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL1.1)																																																																
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																																
原子炉冷却材の漏えい (AL2.1)																																																																
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																																
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL2.4)																																																																
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。																																																																
非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL2.5)																																																																
非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																																
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL2.9)																																																																
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																																
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL3.0)																																																																
使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																																
単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL4.2)																																																																
燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失のおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																																
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL5.1)																																																																
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に据する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																																
新内外通信連絡機能の一部喪失 (AL5.2)																																																																
泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																																
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL5.3)																																																																
重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること、密安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別添2-1-5に示すものをいう。																																																																
外的事象による影響(地震)																																																																
泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。																																																																
外的事象による影響(津波)																																																																
泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。																																																																
重要な故障等(オンサイト統括判断)																																																																
オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。																																																																
外的事象による影響(設計基準超過)																																																																
泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。																																																																
外的事象による影響(委員長判断)																																																																
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																																



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別添2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。                      a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合                      b. 当該数値が落着く時に検出された場合                      (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。                      a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値                      b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値                      c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>表5.6-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別添2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(1/3)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。                      a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合                      b. 当該数値が落着く時に検出された場合                      (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。                      a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値                      b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値                      c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。                      a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合                      b. 当該数値が落着く時に検出された場合                      (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。                      a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値                      b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値                      c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																																																						
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき																																																																						
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																																																						
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																																																						
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																																																						
略称	法令																																																																						
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																																																																						
⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること																																																																						
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																																																																						
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																																																																						
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																																																																						
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																																																																						
略称	法令																																																																						
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき																																																																						
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																																																						
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																																																						
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																																																						
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																																																																						
⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること																																																																						
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																																																																						
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																																																																						
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																																																																						
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																																																																						
略称	法令																																																																						
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内空気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落着く時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき																																																																						
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																																																						
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																																																																						
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																																																						
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																																																																						
⑥SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること																																																																						
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																																																																						
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																																																																						
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主循環器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																																																																						
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																																																																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (3/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE27 直流電源の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>②SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が基幹貯蔵槽集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	②SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が基幹貯蔵槽集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑩SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (3/3) より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（S.E.5.1） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の全て喪失（S.E.5.2） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>火災・溢水による安全機能の一部喪失（S.E.5.3） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S.E.5.5） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量の上昇（X.S.E.6.1） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射性物質漏えい（X.S.E.6.2） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（S.E.5.1） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	所内外通信連絡機能の全て喪失（S.E.5.2） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	火災・溢水による安全機能の一部喪失（S.E.5.3） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S.E.5.5） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量の上昇（X.S.E.6.1） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）	事業所外運搬での放射性物質漏えい（X.S.E.6.2） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																					
①SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。																																					
②SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																																					
③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																					
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が基幹貯蔵槽集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																																					
⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																																					
⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																					
⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																					
⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																					
⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																					
⑩SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																					
⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																					
⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																																					
⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																					
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）																																						
原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（S.E.5.1） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																						
所内外通信連絡機能の全て喪失（S.E.5.2） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																						
火災・溢水による安全機能の一部喪失（S.E.5.3） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。																																						
防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S.E.5.5） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																						
事業所外運搬での放射線量の上昇（X.S.E.6.1） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）																																						
事業所外運搬での放射性物質漏えい（X.S.E.6.2） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）																																						



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。）が5<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5<math>\mu</math>Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5<math>\mu</math>Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④GE04 大気爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準として1時間当たり500<math>\mu</math>Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。                      a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値                      b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値                      c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内（原子炉外）での核燃料物質の異常状態</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が異常状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主循環系により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。）が5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）	④GE04 大気爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準として1時間当たり500 $\mu$ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値	⑥GE06 施設内（原子炉外）での核燃料物質の異常状態	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が異常状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主循環系により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原災法第15条第1項に基づく通報基準（1/2）</p> <p>（泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（1/2）より抜粋）</p> <p>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</p> <p>敷地境界付近の放射線量の上昇（GE E 0 1）      原災法第15条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり5<math>\mu</math>Svを超過するか又は一地点について1時間当たり5<math>\mu</math>Svを10分間以上継続して検出したとき。      ・ただし、測定の上記に検出された場合又は検出高がモニタリングアラーム設定値にこれらを上り検出された数値が異常と認められない場合であって、1時間当たり5<math>\mu</math>Sv以上となつている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。</p> <p>通常放出経路での気体放射性物質の放出（GE E 0 2）      排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5<math>\mu</math>Svに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>通常放出経路での液体放射性物質の放出（GE E 0 3）      敷設その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5<math>\mu</math>Svに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>大気爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（GE E 0 4）      火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。      ・管理区域外の場所において、1時間当たり5 mSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>大気爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（GE E 0 5）      火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。      ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり500<math>\mu</math>Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>施設内（原子炉外）での核燃料物質（GE E 0 6）      原子炉の運転等のための施設内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が異常状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p> <p>全ての原子炉を停止操作の失敗（GE E 1 1）      原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（GE E 2 1）      原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>原子炉注水機能の喪失（GE E 2 2）      原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失（GE E 2 3）      原子炉の運転中に主循環系により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>全ての交流電源の1時間以上の喪失（GE E 2 5）      全ての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>表5.6-4 原災法第15条第1項に基づく通報基準（2/2）</p> <p>（泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（2/2）より抜粋）</p> <p>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</p> <p>非常用交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>全交流電源の5分間以上喪失（GE E 2 5）      全ての非常用交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>炉心損傷の検出（GE E 2 8）      炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器の出口温度を検知すること。</p> <p>停止中の原子炉冷却材漏えいによる注水不能（GE E 2 9）      蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から冷却材を除去する機能が喪失し、かつ、燃料貯留水タンク（1、2号機）/燃料貯留水タンク（3号機）からの注水ができないこと。</p> <p>使用済燃料貯蔵罐の冷却機能喪失・放射線放出（GE E 3 0）      使用済燃料貯蔵罐の冷却が放射線遮蔽体の内部から上方メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵罐の水位を測定できないこと。</p> <p>格納容器出口の異常上昇（GE E 3 1）      原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>2つの炉心温度及び1つの炉心の発生又は発生のおそれ（GE E 4 2）      燃料貯蔵罐の腐蝕及び原子炉冷却系の腐蝕が喪失した場合において、原子炉格納容器の腐蝕が喪失するおそれがあること。</p> <p>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE E 5 1）      原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉心停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵罐に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>住民の避難を要する必要がある事象発生（GE E 5 2）      その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を要する必要がある事象が発生すること。</p> <p>非常用電源での放射線量の異常上昇（GE E 6 1）      火災、爆発等の発生の際に、非常用電源に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。      ・事業所外運搬に使用する容器から10m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。）</p> <p>非常用電源での放射性物質の異常上昇（GE E 6 2）      火災、爆発等の発生の際に、非常用電源に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。      ・事業所外運搬の場合においては、当該運搬に使用する容器（1号型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する法令に定められた量（A<sub>1</sub>値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。）</p>	<p>【女川】          ・構成の相違</p>
略称	法令																												
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。）が5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量を検出すること。																												
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）																												
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力発電所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力発電所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）																												
④GE04 大気爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																												
略称	法令																												
⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力発電所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準として1時間当たり500 $\mu$ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値																												
⑥GE06 施設内（原子炉外）での核燃料物質の異常状態	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が異常状態にあること。																												
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																												
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																												
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																												
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主循環系により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																												
⑪GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																												



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月                      別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/3) )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩GE27 全直流電源の5分以上喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE55 必要がある事象発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩XGE61 事業所外連搬での放射線量率の異常上昇</td> <td>事業所外連搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</td> </tr> <tr> <td>⑩XGE62 事業所外連搬での放射性物質の異常漏えい</td> <td>事業所外連搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外連搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該連搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの濃縮性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑩GE27 全直流電源の5分以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	⑩GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	⑩GE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	⑩GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑩GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	⑩GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	⑩GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	⑩GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	⑩GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	⑩XGE61 事業所外連搬での放射線量率の異常上昇	事業所外連搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。	⑩XGE62 事業所外連搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外連搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外連搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該連搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの濃縮性が高い状態にあること。		<p>【女川】                      ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
⑩GE27 全直流電源の5分以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
⑩GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
⑩GE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
⑩GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																										
⑩GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
⑩GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
⑩GE42 2つの隔壁喪失及び1つの隔壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。																										
⑩GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
⑩GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																										
⑩XGE61 事業所外連搬での放射線量率の異常上昇	事業所外連搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
⑩XGE62 事業所外連搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外連搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外連搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該連搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの濃縮性が高い状態にあること。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。（図5.7-1）</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム（SPDS）や通信連絡設備を用い，発電課長からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，SPDS表示装置等によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心に，本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応にあたり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく（図5.7-1）。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末，又は通信連絡設備を用いて発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部内に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，各号炉の指揮者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤事務局は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式等からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（女川審査実績の反映）</li> <li>・組織名称の相違</li> <li>・運用の相違 運転班員は，発電課長（当直）から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。</li> <li>・運用の相違 泊では事務局がホワイトボードに情報を記載する。</li> <li>・運用の相違 班長だけでなく副本部長，号機責任者から意見等を受ける。</li> <li>・運用の相違 事務局は発話内容をホワイトボードに入力し，OA機器内の共通様式には技術班が入力する。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>④情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有                      発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>【凡例】                      ●：本部要員                      ●：現場要員</p> <p>2号中央制御室                      本店対策本部</p> <p>図5.7-1 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>④事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード、OA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有                      発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>・指揮スペースには、発電所対策本部長、副本部長、号炉責任者、各班長、事務局員等を配置している。                      ・各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード、OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。                      ・事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示、命令、報告、業務内容をホワイトボード、OA機器内の共通様式等に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>図5.7-1 緊急時対策所内のレイアウト、情報共有のイメージ</p>	<p>・運用の相違                      情報共有にホワイトボードも使用する。</p> <p>【女川】                      ・緊急時対策所レイアウトの相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>各事象に対する設計方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>敷地内に横断排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>地滑りに対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除災あるいは修繕等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部等にシーリングを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に火発点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>飛来物</td> <td>原子炉室への航空機落下物体については「家用発電用原子炉施設への航空機落下物体の評価基準について」（平成14・07・29 院発第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院発））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10<sup>4</sup>回/年、4号炉は約3.0×10<sup>4</sup>回/年であり、防護体系の要否を判断する基準である10<sup>7</sup>回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（樹高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの距離距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設からの火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（樹高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの距離距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機機体落下に伴う火災発生時及び発電所構内に入港する船舶の火災発生時には、防火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機機体落下による火災に伴う爆発発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から距離距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修繕等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に横断排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地滑り	地滑りに対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除災あるいは修繕等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部等にシーリングを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に火発点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原子炉室への航空機落下物体については「家用発電用原子炉施設への航空機落下物体の評価基準について」（平成14・07・29 院発第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院発））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/年、4号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 <sup>7</sup> 回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（樹高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの距離距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	近隣工場等の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設からの火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（樹高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの距離距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機機体落下に伴う火災発生時及び発電所構内に入港する船舶の火災発生時には、防火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機機体落下による火災に伴う爆発発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から距離距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修繕等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>竜巻により損傷する場合を考慮し、代替設備により必要な機能を確保する、又は安全上支障のない期間に修復する等の対応を行うことにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川）</p> <p>設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条文に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違（女川審査実績の反映）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準値の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計方針の相違</li> </ul> <p>緊急時対策所は堅牢な構造であり、内部に設置する設備については防護可能であるとともに屋外の一部設備については、損傷を考慮し代替設備により多様性を確保することで緊急時対策所機能は維持可能。</p>
事象	各事象に対する設計方針等																																								
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																								
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																								
降水	敷地内に横断排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
地滑り	地滑りに対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																								
火山	降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に除災あるいは修繕等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部等にシーリングを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に火発点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
飛来物	原子炉室への航空機落下物体については「家用発電用原子炉施設への航空機落下物体の評価基準について」（平成14・07・29 院発第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院発））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/年、4号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 <sup>7</sup> 回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。																																								
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																								
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（樹高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの距離距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																								
近隣工場等の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその機能に係る設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設からの火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（樹高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの距離距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機機体落下に伴う火災発生時及び発電所構内に入港する船舶の火災発生時には、防火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機機体落下による火災に伴う爆発発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように入気取入ダンパを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から距離距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																								
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修繕等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 凍結                      石巻特別地域気象観測所での観測記録(1887～2017年)によれば、最低気温は-14.6℃(1919年1月6日)である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度(-14.6℃)の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水                      石巻特別地域気象観測所での観測記録(1937～2017年)によれば、最大1時間降水量は、91.0mm(2014年9月11日)である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水に対し、排水口及び構内排水路による海城への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪                      石巻特別地域気象観測所での観測記録(1887～2017年)によれば、月最深積雪は43cm(1923年2月17日)である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量(43cm)の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量(43cm)に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷                      雷害防止対策として、緊急時対策所等へ避雷設備を設置するとともに、構内接地網を布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備(発電所内)について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線(有線系)は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万が一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結                      小樽特別地域気象観測所での観測記録(1943年～2020年)によれば、最低気温は-18.0℃(小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日)である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度(-19.0℃)の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水                      寿都特別地域気象観測所での観測記録(1938～2020年)によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm(1990年7月25日)である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量(57.5mm/h)の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪                      寿都特別地域気象観測所での観測記録(1884～2020年)によれば、月最深積雪の最大値は、189cm(1945年3月17日)であるが、発電所構内の除雪体制が確立されていること、さらに積もるまでに一定の時間を要することから、除雪により基準積雪量150cmを上回らない積雪量に抑えることが可能であるため、設計基準積雪量は、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則に基づく垂直積雪量150cmとする。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量(150cm)の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量(150cm)に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷                      雷害防止対策として、緊急時対策所周辺建屋(定検機材倉庫)に避雷設備を設け、構内接地網と接続し、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備(発電所内)について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線(有線系)は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万が一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】                      ・立地場所の相違</p> <p>【女川】                      ・設計基準値の相違</p> <p>【女川】                      ・立地場所の相違</p> <p>【女川】                      ・設計基準値の相違</p> <p>【女川】                      ・設計方針の相違</p> <p>泊は除雪により一定の積雪量に抑えることが可能であるため建築基準法に基づく垂直積雪量を設計基準とする。</p> <p>【女川】                      ・設計基準値の相違</p> <p>【女川】                      ・設計基準値の相違</p> <p>【女川】                      ・設計の相違</p> <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 地滑り                      地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p> <p>(9) 火山の影響                      地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。                      緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ばないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。                      降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。                      緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。                      降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象                      生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。                      海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。                      小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(8) 地滑り</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>追而                          （地滑りについて、当社空中写真判読、公開の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため）</p> </div> <p>(9) 火山の影響                      地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】                          （立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div> <p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。                      降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象                      生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。                      海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。                      小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の建屋貫通部及び端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設計の相違                      船は空調上層に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(11) 森林火災                      森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火災からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮                      発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位は0.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位が0.P. +1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P. +3.5m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 外部人為事象の考慮                      (1) 飛来物（航空機落下）                      原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10<sup>7</sup>回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊                      緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発                      発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(11) 森林火災                      森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火災からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮                      発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された最高潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. +1.00m、朔望平均満潮位がT.P. +0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +10.0m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 外部人為事象の考慮                      (1) 飛来物（航空機落下）                      原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10<sup>7</sup>回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊                      緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発                      発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】                      ・設計方針の相違                      防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点毎に設定している。</p> <p>【女川】                      ・立地条件の相違</p> <p>【女川】                      ・設計方針の相違                      立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。</p> <p>【女川】                      ・河川名称の相違</p> <p>【女川】                      ・立地条件の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災                      発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。                      なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は<b>西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</b>                      また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災                      発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災                      発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。                      なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）                      発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス                      有毒ガスの漏えいについては、固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突                      船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災                      発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。                      なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は<b>東北東約70kmの石狩地区である。</b>                      また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災                      発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災                      発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。                      なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）                      発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス                      有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突                      船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】                      ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 電磁的障害</p> <p>電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(7) 電磁的障害</p> <p>電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 3</p> <p>1 3. 複合災害時の体制について</p> <p>複合災害時の緊急時対策所にかかる体制は、指揮命令の明確化、情報の輻輳防止等の観点から、以下の体制で活動することとしている。</p>  <p>① 情報収集・計画立案                  ② 現場対応                  ③ 対外対応                  ④ 情報管理                  ⑤ 資機材等リソース管理</p>	<p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方                  女川原子力発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。                  発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <p>・機能ごとの整理                  まず基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</p> <p>① 情報収集・計画立案                  ② 現場対応                  ③ 対外対応                  ④ 情報管理                  ⑤ 資機材等リソース管理</p> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。                  このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>・権限委譲と自律的活動                  あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。                  なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</p> <p>・戦略の策定と対応方針の確認                  技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方                  泊発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。                  発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <p>・機能ごとの整理                  まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</p> <p>(1) 情報収集・計画立案                  (2) 現場対応                  (3) 情報管理・火災対応                  (4) 資機材等リソース管理・社外対応</p> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。                  このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <p>・権限委譲と自律的活動                  あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。                  なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</p> <p>・戦略の策定と対応方針の確認                  技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</p>	<p>【大飯】                  記載方針の相違                  （女川記載に統一）</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応                      長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動                      初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、保修班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション）                      発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。                      この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と保修班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。                      これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。                      万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応                      長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が65℃に到達するまでに1号及び2号炉は約5日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動                      消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、事務局長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション）                      発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。                      この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、電気工作班、機械工作班、土木建築工作班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。                      これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くても、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。                      万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。                      また、運転班に属する災害対策要員は、運転支援活動、電源復旧活動、可搬型設備を用いた注水活動等を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象号炉の相違</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>・評価結果の相違</li> </ul> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員名称の相違</li> <li>・体制の相違</li> </ul> <p>泊の消火要員は事務局長の所屬としている。自衛消防隊の本部長兼隊長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから、事務局長に消火要員を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織名称の相違</li> <li>・組織体制の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織名称の相違</li> <li>・体制の相違</li> </ul> <p>泊では、可搬型設備を用いた注水活動等を行う専任チームを設けており、運転班に所属し、重大事故等の対応にあたる。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○<b>保修班</b>：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。                  これらの対応の実施については、<b>保修班</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>保修班</b>が手順にしたがって自律的に準備し、<b>保修班長</b>へ状況の報告を行う。                  また、火災の場合には、<b>消火活動</b>を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて                  発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。                  なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他                  (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制                  夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方                  特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。                  具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○<b>電気工作班</b>、<b>機械工作班</b>、<b>土木建築工作班</b>：                  設備や機能の復旧を実施する。                  これらの対応の実施については、<b>各工作班</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>各工作班</b>が手順にしたがって自律的に準備し、<b>各工作班長</b>へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて                  発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。                  なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他                  (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制                  夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部が構築されるまでの間、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、運転手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応操作を継続する。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方                  特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。                  具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>・体制の相違                  泊は電気設備、機械設備、土木建築設備ごとに設備の復旧を行う班で構成している。                  火災発生時には、事務局長の指揮下で消火要員が消火活動を行う。</p> <p>・記載方針の相違                  泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>本部分</td> <td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討</td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・不具合設備の応急復旧の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び発電設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び発電設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部分	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集	総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項	広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討	保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・不具合設備の応急復旧の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動	発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び発電設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び発電設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・発電所対策本部の設置・運営・統括及び活動に関する方針決定 ・発電所原子力防災体制の発令、解除の決定</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>・本部長の補佐</td> </tr> <tr> <td>委員※2</td> <td>・本部長への意見具申 ・各班長への助言又は協力 ※2：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉毎に責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>・発電所対策本部の運営 ・関係箇所への通報、連絡及び報告 ・所内外の情報収集及び各班情報の収集 ・火災を伴う場合の消火活動 ・可搬型設備への給油</td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td>・人・資機材の調達輸送 ・原子力事業所内の警備（入構規制含む） ・原子力災害医療の実施 ・広報活動 ・避難誘導</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・事故状況の把握評価 ・燃料破損の可能性の評価、放出放射能量の予測 ・事故時影響緩和操作の検討・評価</td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握 ・被ばく管理、汚染管理 ・放出放射能量の推定及び放射能影響範囲の推定</td> </tr> <tr> <td>電気工作班 機械工作班 土木建築工作班</td> <td>・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのカギ撤去</td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td>・発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握、事故拡大の可能性等の予測 ・事故拡大防止に必要な措置 ・給電指令箇所との連絡 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・発電所対策本部の設置・運営・統括及び活動に関する方針決定 ・発電所原子力防災体制の発令、解除の決定	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	副本部長	・本部長の補佐	委員※2	・本部長への意見具申 ・各班長への助言又は協力 ※2：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉毎に責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。	事務局	・発電所対策本部の運営 ・関係箇所への通報、連絡及び報告 ・所内外の情報収集及び各班情報の収集 ・火災を伴う場合の消火活動 ・可搬型設備への給油	業務支援班	・人・資機材の調達輸送 ・原子力事業所内の警備（入構規制含む） ・原子力災害医療の実施 ・広報活動 ・避難誘導	技術班	・事故状況の把握評価 ・燃料破損の可能性の評価、放出放射能量の予測 ・事故時影響緩和操作の検討・評価	放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握 ・被ばく管理、汚染管理 ・放出放射能量の推定及び放射能影響範囲の推定	電気工作班 機械工作班 土木建築工作班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのカギ撤去	運転班	・発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握、事故拡大の可能性等の予測 ・事故拡大防止に必要な措置 ・給電指令箇所との連絡 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握	<p style="text-align: center;">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の相違</li> <li>・発電所の原子力防災組織の構成の相違</li> </ul>
職位	ミッション																																														
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																														
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																														
本部分	・本部長及び各班長への助言・助勢																																														
情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集																																														
総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項																																														
広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援																																														
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																														
放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討																																														
保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・不具合設備の応急復旧の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動																																														
発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び発電設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び発電設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作																																														
職位	ミッション																																														
本部長	・発電所対策本部の設置・運営・統括及び活動に関する方針決定 ・発電所原子力防災体制の発令、解除の決定																																														
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																														
副本部長	・本部長の補佐																																														
委員※2	・本部長への意見具申 ・各班長への助言又は協力 ※2：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉毎に責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。																																														
事務局	・発電所対策本部の運営 ・関係箇所への通報、連絡及び報告 ・所内外の情報収集及び各班情報の収集 ・火災を伴う場合の消火活動 ・可搬型設備への給油																																														
業務支援班	・人・資機材の調達輸送 ・原子力事業所内の警備（入構規制含む） ・原子力災害医療の実施 ・広報活動 ・避難誘導																																														
技術班	・事故状況の把握評価 ・燃料破損の可能性の評価、放出放射能量の予測 ・事故時影響緩和操作の検討・評価																																														
放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握 ・被ばく管理、汚染管理 ・放出放射能量の推定及び放射能影響範囲の推定																																														
電気工作班 機械工作班 土木建築工作班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのカギ撤去																																														
運転班	・発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握、事故拡大の可能性等の予測 ・事故拡大防止に必要な措置 ・給電指令箇所との連絡 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

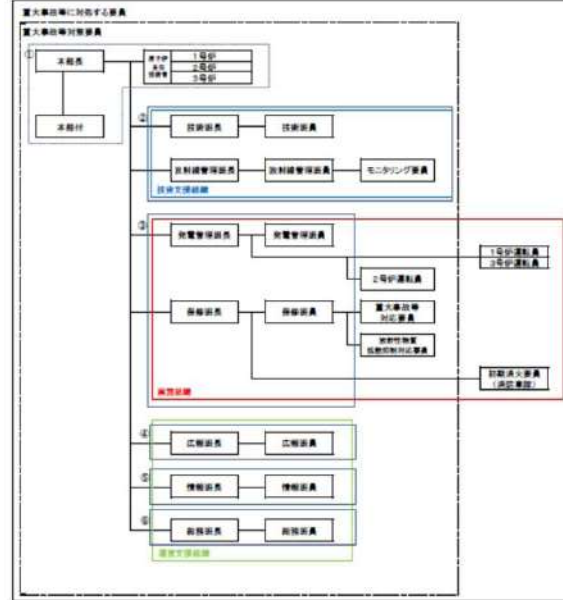


図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図

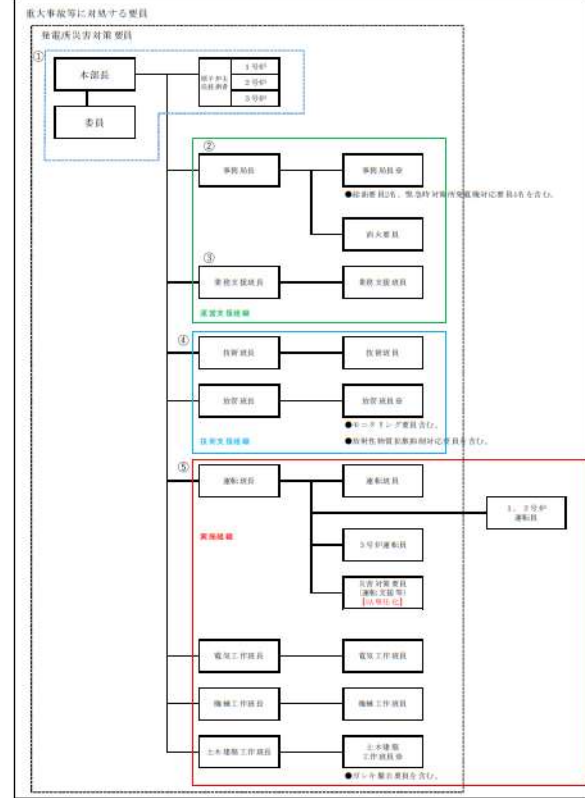


図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図

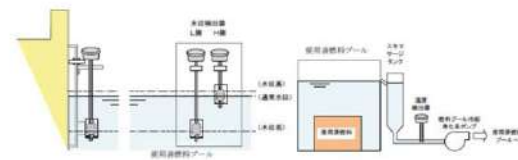
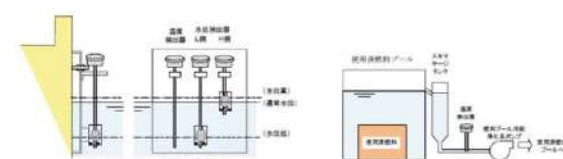
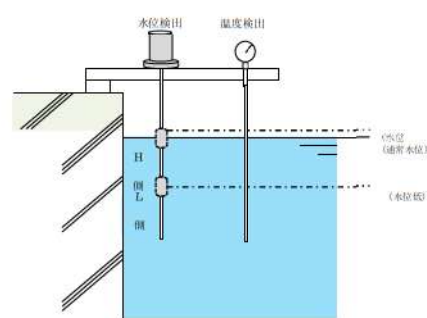
・体制の相違  
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号炉及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦退避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ピット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>・停止中号炉の相違</p> <p>・設計方針の相違                  女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。                  ・設計方針の相違                  泊では中央制御室待避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。</p> <p>・設計方針の相違                  女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</p> <p>・設計の相違                  泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所においてパラメータを確認する。</p> <p>・設備名称の相違                  女川：使用済燃料プール                  泊：使用済燃料ピット                  （以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象                      2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。                      なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約430時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法                      1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。                      また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図（1号炉）</p>  <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図（3号炉）</p>	<p>(1) 監視対象                      3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。                      なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である。（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約144時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法                      1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。                      また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料ピット水位・温度計概要図（1号炉及び2号炉）</p>	<p>・評価結果の相違                      使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法                      測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝送方法                      測定した1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ピットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	



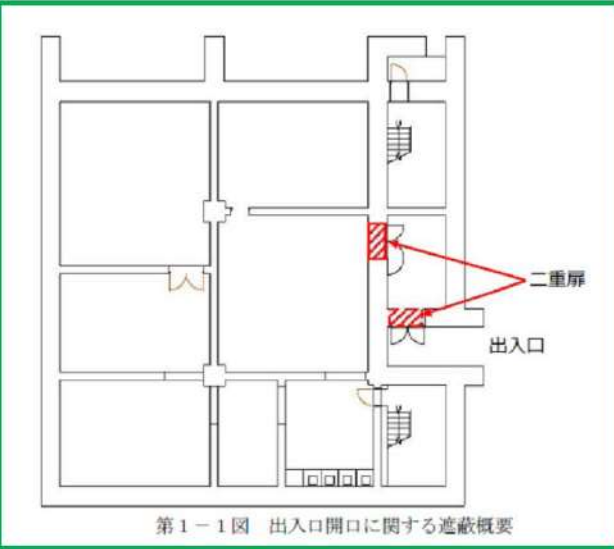
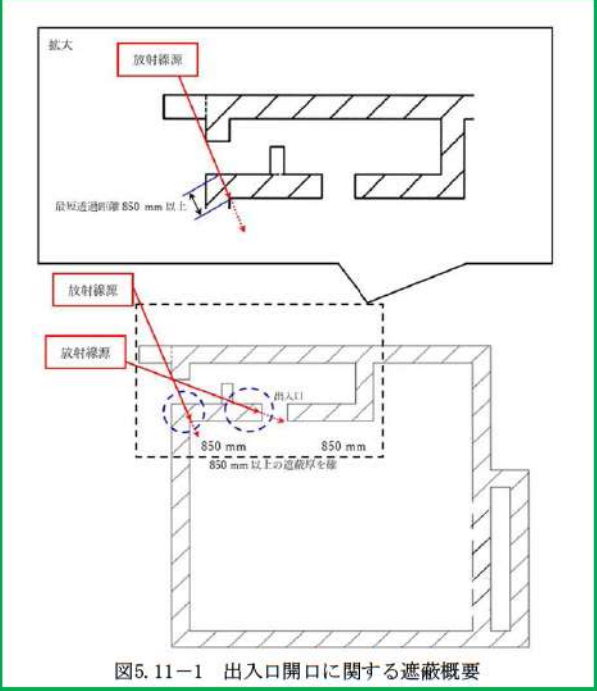
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を第2-1図示す。</p> <p>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。</p> <p>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <p>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても850mm以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</p> <p>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できるとに相違なし。</p>

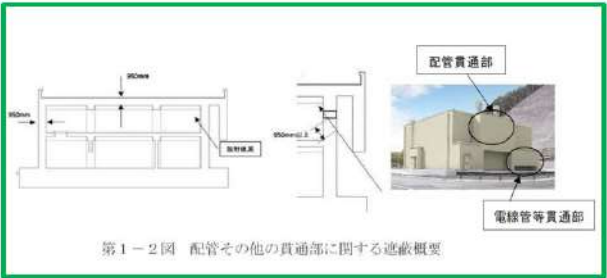
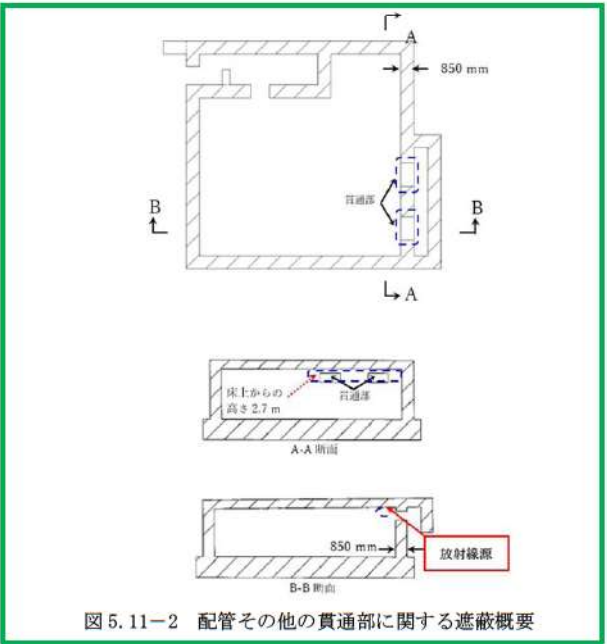
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要</p>		 <p>図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。</li> </ul>

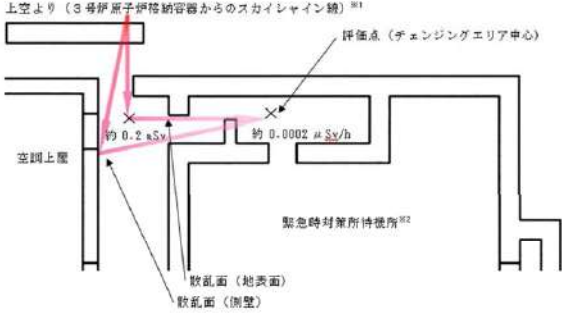
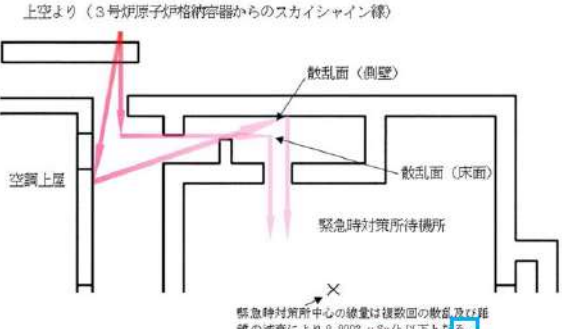
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

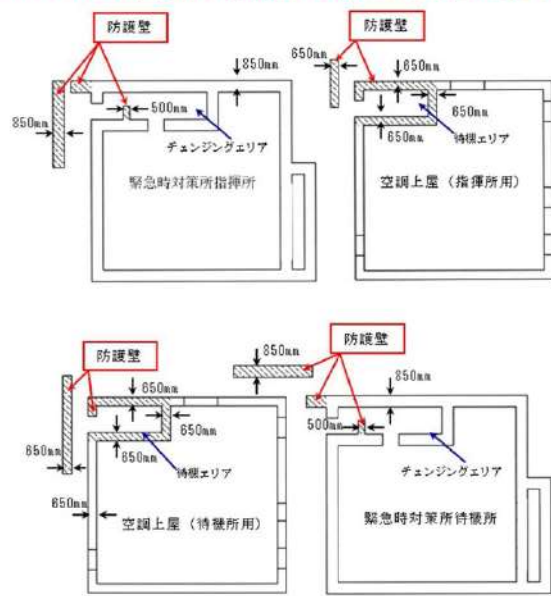
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、<b>モルタルを充填する等の措置</b>を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の<b>遮蔽</b>を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p>  <p>第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p>		<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を図5.11-2に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、<b>鉛毛処理等の措置</b>を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の<b>遮蔽</b>を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p>  <p>図5.11-2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違 泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3.遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違 泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価</p> <p>緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所出入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERING コードを用いて評価した結果、約0.2 mSv (7日間積算)となる。</p> <p>また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式(微分線量アルドはChilton とHuddrestonの経験式を用いて計算)を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002 <math>\mu</math>Sv/hとなる。</p> <p>このため、緊急時対策所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p> <p>上空より(3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線)<sup>※1</sup></p>  <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込めないため、直接線による影響は考慮しない。          ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線(概念図)</p> <p>上空より(3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線)</p>  <p>緊急時対策所中心の線量は複数回の散乱及び距離の減衰により0.0002 <math>\mu</math>Sv/h以下となる。</p> <p>図5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線(概念図)</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <p>記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置</p> <p>緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>5.12 泊発電所1号及び2号炉 使用済燃料ピット発災時の緊急時対策所への影響について</p> <p>泊発電所1、2号炉使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）には燃料が貯蔵されており、万一の場合には燃料の損傷等による緊急時対策所への悪影響が考えられる。泊発電所1、2号炉では、保安規定において緊急安全対策として泊発電所1、2号炉発災時の要員参集体制を整備しており、SFP冷却水の漏えい等の事故が発生した場合は、参集要員がSFPへの水の補給又はスプレイを行うこととしているが、泊発電所1、2号炉SFP冷却水の大規模な漏えいという重大事故を上回る状況を想定した場合の燃料の健全性評価と緊急時対策所への影響について検討を行った。</p> <p>検討にあたっては、仮想的にSFPの冷却水が全量喪失した場合において、燃料被覆管が到達する最高温度より、被覆管がクリープラプチャするまでの最短時間を簡易的に評価し、貯蔵されている燃料集合体の健全性は約1ヶ月間維持されることを確認した。さらに、何らかの事象により泊発電所1、2号炉SFP冷却水の大規模な漏えいが発生した場合においては、実際にSFP冷却水の全量喪失するまでには一定の時間を要すると考えられ、参集要員がSFPへの水の補給又はスプレイ操作を実施し、被覆管のクリープラプチャ発生を防止する対応にあたるための時間的な余裕は十分に確保できる。</p> <p>また、上記により燃料の健全性が確保できる前提において、泊発電所1、2号炉SFPの冷却水が全て喪失した場合における緊急時対策所への参集時、緊急時対策所の居住性及び緊急時対策所用発電機への給油作業に及ぼす影響について評価した。</p> <p>評価の結果、泊発電所1、2号炉SFP周辺における泊発電所3号炉の重大事故等発生時の屋外の対応作業や緊急時対策所内の活動が実施可能であることを確認した。</p> <p>(1) 泊発電所1、2号炉のSFP 冷却水が喪失した場合の燃料健全性の評価</p> <p>a. 評価条件</p> <p>使用済燃料集合体の崩壊熱は以下の条件にて算出した。（添付1）</p> <p>(a) 燃料仕様：14×14 型燃料，ステップ2燃料（最高燃焼度：55,000MWd/t）</p> <p>(b) 保管数量及び崩壊熱</p> <table border="1" data-bbox="1339 1337 1930 1433"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>体数</th> <th>ピット全体の崩壊熱</th> <th>最も冷却期間の短い燃料1体あたりの崩壊熱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>404体</td> <td>467kW</td> <td>1.40kW</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>469体</td> <td>550kW</td> <td>1.52kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※体数は新燃料を含まない</p>	号炉	体数	ピット全体の崩壊熱	最も冷却期間の短い燃料1体あたりの崩壊熱	1号炉	404体	467kW	1.40kW	2号炉	469体	550kW	1.52kW	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の相違</li> </ul> <p>停止号炉である泊1・2号炉の使用済燃料ピットの冷却水が全量喪失するような事象が発生した場合においても、緊急時対策所で活動する要員へ影響を与えないことを評価した。</p> <p>(2016年9月6日審査会合にてご説明した内容を資料化したもの。)</p>
号炉	体数	ピット全体の崩壊熱	最も冷却期間の短い燃料1体あたりの崩壊熱												
1号炉	404体	467kW	1.40kW												
2号炉	469体	550kW	1.52kW												



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p><b>b. 評価手法</b>                      最も冷却期間の短い燃料1体あたりの崩壊熱が大きい2号炉を対象として以下の評価を実施した。</p> <p><b>(a)</b> 最も冷却期間の短い（崩壊熱の高い）燃料の崩壊熱を入熱とした空気の温度上昇を評価。（空気の自然循環による冷却をラック内外において考慮する。）</p> <p><b>(b)</b> 最も冷却期間の短い（崩壊熱の高い）燃料とラック内空気の熱伝達を評価し、燃料被覆管とラック内空気の温度差を評価。</p> <p><b>(c)</b> a + b により、燃料被覆管温度を評価。</p>  <p>図 5.12-1 燃料被覆管温度評価の概念図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																						
		<p><b>c. 評価の結果</b>                      表5.12-1 のとおり、評価を行った結果、燃料被覆管温度は泊2号炉で450℃程度となった。</p> <p>表5.12-1 燃料被覆管温度の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラック内側の面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>ラック当たりの燃料棒/シングル管/計装用管の占有面積(m<sup>2</sup>) (ラック断面積を考慮)</td> <td><math>\pi \times (1.072E-2/2)^2 \times 179 \text{本} + \pi \times (1.369E-2/2)^2 \times 16 \text{本} + \pi \times (1.072E-2/2)^2 \times 1 \text{本} = 0.01860 \text{m}^2</math></td> </tr> <tr> <td>ラック内側の流路面積A(m<sup>2</sup>)</td> <td>[ ] - 0.01860 = [ ] m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ラック内側の流速V(m/s) (添付3)</td> <td>0.222 m/s</td> </tr> <tr> <td>自然循環流量(kg/s) G = ρ × 流速V × 流路面積A</td> <td>G = 0.6402 × 0.222 × [ ] = [ ] kg/s</td> </tr> <tr> <td>ラック内側の温度Tm(℃) (添付4) ラック外側の温度Ta(℃) (添付4)</td> <td>Tm : 278.3℃ Ta : 152.5℃</td> </tr> <tr> <td>ラックの内側から外側への伝熱による放熱量Q'(kW) (添付4)</td> <td>0.364kW</td> </tr> <tr> <td>ラック内の空気の温度上昇(℃) ΔTg = (Q - Q') ÷ (G × Cp) (添付4)</td> <td>(1.52 - 0.364) ÷ ([ ] × 1.043) = 300℃ (5℃刻みで切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>燃料被覆管と空気の温度差(℃) ΔTw = Q2 ÷ (熱伝達率 × 伝熱面積)</td> <td>Q2 = 5kW ΔTw = 5 × 1000 ÷ (14.41 × 21.96) = 20℃ (5℃刻みで切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>燃料被覆管温度(℃)</td> <td>130 + 300 + 20 = 450℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>※空気の物性値 (密度 ρ、比熱 Cp) は、伝熱工学資料 (圧力 0.1MPa、約 278℃ (ラック内側空気の出入口平均温度)) の値を使用。(添付5参照)                  ρ : 0.6402 (kg/m<sup>3</sup>)      Cp : 1.043 (kJ/kg/K)</p> <p>※燃料棒の熱伝達率 h1 = Nu × (λ ÷ Dn) = 4.36 × (42.6E-3 ÷ 1.289E-2) = 14.41 (W/m<sup>2</sup>/K)                  Nu : 発達した管内層流<sup>1</sup>の強制対流熱伝達に対するヌセルト数 (4.36、伝熱工学資料より)                  λ : 空気の熱伝導率 (42.6E-3 (W/m/K)、伝熱工学資料より、約 278℃の値)                  Dn : 代表長さ (0.01289m、等価直径)</p> <p>※燃料棒の伝熱面積 AH = (π × 被覆管外径) × 燃料有効長 × 燃料棒本数 = 21.96 m<sup>2</sup></p> <p>※ラック内側入口部 (燃料入口部) の空気温度は、CFD解析による試算で求めた建屋内雰囲気温度から 130℃に設定した (添付8)。</p> <p>本評価には、発熱量の軸方向分布、酸化反応に伴う発熱等を考慮して、最も高温となる燃料の崩壊熱の評価値に保守生を見込んだ 5 kW の値を設定。</p> <p>[ ] : 枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p><sup>1</sup> 燃料棒周辺の流れは燃料棒に四方を囲まれた管内流れと考えられ、燃料棒1本当たりの流路に対する代表長さ(水力等価直径)を適用し評価する。</p>	項目	泊2号炉	ラック内側の面積(m <sup>2</sup> )	[ ]	ラック当たりの燃料棒/シングル管/計装用管の占有面積(m <sup>2</sup> ) (ラック断面積を考慮)	$\pi \times (1.072E-2/2)^2 \times 179 \text{本} + \pi \times (1.369E-2/2)^2 \times 16 \text{本} + \pi \times (1.072E-2/2)^2 \times 1 \text{本} = 0.01860 \text{m}^2$	ラック内側の流路面積A(m <sup>2</sup> )	[ ] - 0.01860 = [ ] m <sup>2</sup>	ラック内側の流速V(m/s) (添付3)	0.222 m/s	自然循環流量(kg/s) G = ρ × 流速V × 流路面積A	G = 0.6402 × 0.222 × [ ] = [ ] kg/s	ラック内側の温度Tm(℃) (添付4) ラック外側の温度Ta(℃) (添付4)	Tm : 278.3℃ Ta : 152.5℃	ラックの内側から外側への伝熱による放熱量Q'(kW) (添付4)	0.364kW	ラック内の空気の温度上昇(℃) ΔTg = (Q - Q') ÷ (G × Cp) (添付4)	(1.52 - 0.364) ÷ ([ ] × 1.043) = 300℃ (5℃刻みで切り上げ)	燃料被覆管と空気の温度差(℃) ΔTw = Q2 ÷ (熱伝達率 × 伝熱面積)	Q2 = 5kW ΔTw = 5 × 1000 ÷ (14.41 × 21.96) = 20℃ (5℃刻みで切り上げ)	燃料被覆管温度(℃)	130 + 300 + 20 = 450℃	
項目	泊2号炉																								
ラック内側の面積(m <sup>2</sup> )	[ ]																								
ラック当たりの燃料棒/シングル管/計装用管の占有面積(m <sup>2</sup> ) (ラック断面積を考慮)	$\pi \times (1.072E-2/2)^2 \times 179 \text{本} + \pi \times (1.369E-2/2)^2 \times 16 \text{本} + \pi \times (1.072E-2/2)^2 \times 1 \text{本} = 0.01860 \text{m}^2$																								
ラック内側の流路面積A(m <sup>2</sup> )	[ ] - 0.01860 = [ ] m <sup>2</sup>																								
ラック内側の流速V(m/s) (添付3)	0.222 m/s																								
自然循環流量(kg/s) G = ρ × 流速V × 流路面積A	G = 0.6402 × 0.222 × [ ] = [ ] kg/s																								
ラック内側の温度Tm(℃) (添付4) ラック外側の温度Ta(℃) (添付4)	Tm : 278.3℃ Ta : 152.5℃																								
ラックの内側から外側への伝熱による放熱量Q'(kW) (添付4)	0.364kW																								
ラック内の空気の温度上昇(℃) ΔTg = (Q - Q') ÷ (G × Cp) (添付4)	(1.52 - 0.364) ÷ ([ ] × 1.043) = 300℃ (5℃刻みで切り上げ)																								
燃料被覆管と空気の温度差(℃) ΔTw = Q2 ÷ (熱伝達率 × 伝熱面積)	Q2 = 5kW ΔTw = 5 × 1000 ÷ (14.41 × 21.96) = 20℃ (5℃刻みで切り上げ)																								
燃料被覆管温度(℃)	130 + 300 + 20 = 450℃																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>本評価に基づきラック内側の流れに対してレイノルズ(Re)数、グラスホフ(Gr)数及びレイリー(Ra)数(Gr数とプラントル(Pr)数の積)を算出したところ、それぞれ約70、約9,250、約6,570となった。一般に鉛直管内流れの層流条件は、Re数<math>\leq 10^4</math>、<math>10^4 \leq Ra</math>数<math>\leq 10^6</math>とされていることから、ラック内側は層流であると確認できる。</p> <p>燃料被覆管温度450℃におけるクリープラプチャ発生時間は約1ヶ月(添付2)であり、燃料集合体の健全性は一定期間確保されることを確認した。従って、泊発電所3号炉において重大事故等が同時に発生した場合でも、泊発電所1、2号炉SFPの冷却水喪失に伴い、燃料被覆管がクリープラプチャするまでに、参集要員がSFPへの補給又はスプレイ操作の対応にあたるための時間的な余裕は十分に確保できることから、泊発電所3号炉の重大事故等対応に影響を与えることはない(添付7)。</p> <p>なお、第385回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における資料では、ラック内側入口部の空気温度条件としてMAAP5を用いた敦賀発電所2号炉の解析結果を参考に建屋内雰囲気温度相当である155℃と設定し、この場合の燃料被覆管温度評価結果500℃、クリープラプチャが発生する最短時間約1日を泊発電所1、2号炉の評価結果としていた。</p> <p>しかし、添付8に示す泊発電所2号炉SFPを対象としたCFD解析による試算では、空気最高温度約400℃より燃料被覆管最高温度は420℃、クリープラプチャが発生する最短時間は約10ヶ月と評価される。敦賀発電所2号炉の解析はプラント停止期間が短く(2年)、停止後4年以上が経過している泊発電所1、2号炉SFPの評価に用いるには過度に保守的であると見え、適切なラック内側入口部の空気温度を設定することとした。</p> <p>具体的には、泊発電所2号炉のCFD解析による試算においてラック内側入口部は約80℃であったが、建屋内空気の混合状況や時間的な揺らぎによる不確かさを考慮し、CFD解析結果の建屋床面におけるSFP周辺部雰囲気温度の最高値に一定の保守性を持たせ、ラック内側入口部の空気温度を130℃に見直した。</p> <p>表5.12-2にラック入口部の空気温度見直し前後の燃料被覆管温度及びクリープラプチャが発生する最短時間の評価結果を示す。上記のとおり敦賀発電所2号炉の解析は過度に保守的と考えられること、また、ラック内側入口部の空気温度130℃はCFD解析結果に保守性を持たせて設定したものであり、泊発電所1、2号炉のSFPにおいて冷却水が喪失した状況においても、燃料の健全性は最低でも1ヶ月以上にわたり確保されるものとする。</p> <p>表5.12-2 燃料被覆管最高温度及びクリープラプチャが発生する最短時間</p> <table border="1" data-bbox="1370 1337 1944 1471"> <thead> <tr> <th>評価ケース</th> <th>燃料被覆管最高温度</th> <th>クリープラプチャが発生する最短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラック内側入口部の空気温度：155℃</td> <td>500℃</td> <td>約1日</td> </tr> <tr> <td>CFD解析</td> <td>420℃</td> <td>約10ヶ月</td> </tr> <tr> <td>ラック内側入口部の空気温度：130℃</td> <td>450℃</td> <td>約1ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	評価ケース	燃料被覆管最高温度	クリープラプチャが発生する最短時間	ラック内側入口部の空気温度：155℃	500℃	約1日	CFD解析	420℃	約10ヶ月	ラック内側入口部の空気温度：130℃	450℃	約1ヶ月	
評価ケース	燃料被覆管最高温度	クリープラプチャが発生する最短時間													
ラック内側入口部の空気温度：155℃	500℃	約1日													
CFD解析	420℃	約10ヶ月													
ラック内側入口部の空気温度：130℃	450℃	約1ヶ月													



第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>なお、SFPの保有水量は1,500m<sup>3</sup>以上あり、何らかの事象によりSFPが損壊しSFP冷却水の漏えいが発生した場合でも、SFP冷却水の全量喪失までには一定の時間を要する<sup>(注)</sup>と考えられる。</p> <p>(注) SFPの冷却水喪失事故における漏えい規模の想定について                  泊発電所 1, 2号炉のSFPにおいて重大事故等を想定した場合、長期停止に伴い崩壊熱も小さいことから、SFP冷却水が沸騰に至るまで約6日を要し、安全対策上は問題とされない。一方、重大事故を上まわるSFPからの漏えいを伴うような事故に関しては、具体的な漏えい規模を想定することは難しいが、米国のガイドを参考に、以下考察を行った。</p> <p>仮に、泊発電所 1, 2号炉SFPにて米国NEI12-06 (FLEXガイド)、NEI06-12 (B.5.b対応ガイド) で要求されるSFPスプレイ能力200gpm (約45.4m<sup>3</sup>/h) に相当するSFP冷却水の漏えいを仮定した場合、SFP冷却水が全量喪失に至るまでは約33時間となり、SFP冷却水の全量喪失に至るまでには一定の時間余裕がある。</p> <p>さらに、NEI06-12で要求されるSFPへの水の補給能力500gpm (約114m<sup>3</sup>/h) に相当するSFP冷却水の漏えいを仮定した場合には、SFP冷却水が全量喪失に至るまでは約13時間となるが、本条件は航空機の直接衝突を仮定したものであり、耐震SクラスであるSFP設備において、地震によりこのような大規模な漏えいが発生することは考え難い。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NEI12-06 (FLEXガイド)                      2011年の福島第一原子力発電所での事故を受けた大規模な自然災害への対応ガイドであり、SFPについては、SFPへの水のスプレイ能力200gpmが要求されている。</li> <li>・NEI06-12 (B.5.b対応ガイド)                      2001年の同時多発テロを受けた航空機テロへの対応ガイドであり、SFPについては、SFPへの水の補給能力500gpm及びSFPへの水のスプレイ能力200gpmが要求されている（補給とスプレイを同時に実施する必要はない）。</li> </ul>	

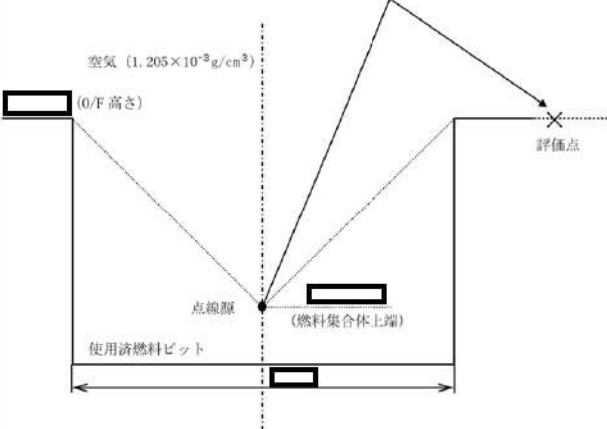
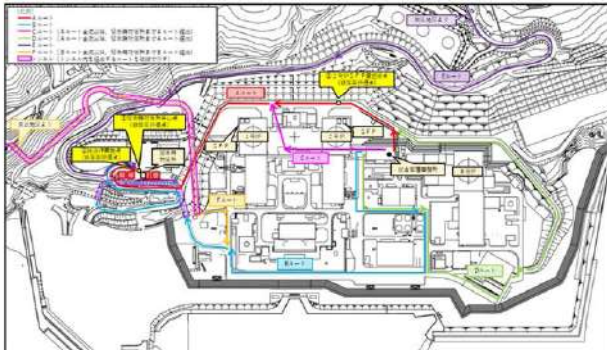
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
		<p>(2) 泊発電所1, 2号炉のSFP冷却水の全量喪失を想定した場合の緊急時対策所への影響評価</p> <p>a. 評価条件</p> <p>(a) 線源強度</p> <p>燃料集合体の線源強度は以下のとおり計算した。</p> <p>イ. 現在、泊発電所1, 2号炉は停止中であり、また、泊発電所1, 2号炉SFPに3号炉用の燃料は貯蔵しないことから、泊発電所1, 2号炉SFPに新たに使用済燃料が追加されることはない。従って、平成28年1月1日時点の燃料貯蔵状況等を考慮することとし、燃料集合体を次のとおり分類する。</p> <p>(i) 燃焼度（燃焼時間）については、使用サイクル数を踏まえて0～10,000時間、10,000～20,000時間、20,000～30,000時間、30,000～40,000時間に分類し、それぞれの上限值を使用する。</p> <p>(ii) 冷却時間については、3年～4年、4年～5年、5年～7年、7年～10年、10年～に分類し、それぞれの下限值を使用する。評価に用いた分類毎の燃料集合体の数量を表5.12-3及び表5.12-4に示す。</p> <p>なお、燃料は全てステップ2燃料とする。</p> <p>ロ. 計算にはORIGEN2コードを使用し、線源強度は表5.12-5に示すとおり7群のガンマ線エネルギーに分類する。</p> <p>表5.12-3 泊発電所1号炉SFP 燃料集合体の評価条件</p> <p style="text-align: right;">(単位：体)</p> <table border="1" data-bbox="1384 831 1906 1002"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃焼度（燃焼時間）</th> <th colspan="5">冷却期間</th> </tr> <tr> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000時間</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20,000時間</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>30,000時間</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>40,000時間</td> <td>0</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>39</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> <td>121</td> <td>57</td> <td>73</td> <td>153</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.12-4 泊発電所2号炉SFP 燃料集合体の評価条件</p> <p style="text-align: right;">(単位：体)</p> <table border="1" data-bbox="1384 1066 1906 1236"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃焼度（燃焼時間）</th> <th colspan="5">冷却期間</th> </tr> <tr> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000時間</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20,000時間</td> <td>0</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>30,000時間</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>4</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>40,000時間</td> <td>0</td> <td>41</td> <td>73</td> <td>52</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> <td>121</td> <td>99</td> <td>56</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.12-5 ガンマ線のエネルギー分類</p> <table border="1" data-bbox="1424 1289 1861 1460"> <thead> <tr> <th>代表エネルギー (MeV)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4</td> <td>E ≤ 0.4</td> </tr> <tr> <td>0.8</td> <td>0.4 &lt; E ≤ 0.9</td> </tr> <tr> <td>1.3</td> <td>0.9 &lt; E ≤ 1.35</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>1.35 &lt; E ≤ 1.8</td> </tr> <tr> <td>2.2</td> <td>1.8 &lt; E ≤ 2.2</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>2.2 &lt; E ≤ 2.6</td> </tr> <tr> <td>3.5</td> <td>2.6 &lt; E</td> </tr> </tbody> </table>	燃焼度（燃焼時間）	冷却期間					3年	4年	5年	7年	10年	10,000時間	0	12	0	0	0	20,000時間	0	20	4	4	3	30,000時間	0	44	12	30	96	40,000時間	0	45	41	39	54	合計	0	121	57	73	153	燃焼度（燃焼時間）	冷却期間					3年	4年	5年	7年	10年	10,000時間	0	0	0	0	0	20,000時間	0	45	4	0	0	30,000時間	0	35	22	4	109	40,000時間	0	41	73	52	84	合計	0	121	99	56	193	代表エネルギー (MeV)	エネルギー範囲 (MeV)	0.4	E ≤ 0.4	0.8	0.4 < E ≤ 0.9	1.3	0.9 < E ≤ 1.35	1.7	1.35 < E ≤ 1.8	2.2	1.8 < E ≤ 2.2	2.5	2.2 < E ≤ 2.6	3.5	2.6 < E	
燃焼度（燃焼時間）	冷却期間																																																																																																				
	3年	4年	5年	7年	10年																																																																																																
10,000時間	0	12	0	0	0																																																																																																
20,000時間	0	20	4	4	3																																																																																																
30,000時間	0	44	12	30	96																																																																																																
40,000時間	0	45	41	39	54																																																																																																
合計	0	121	57	73	153																																																																																																
燃焼度（燃焼時間）	冷却期間																																																																																																				
	3年	4年	5年	7年	10年																																																																																																
10,000時間	0	0	0	0	0																																																																																																
20,000時間	0	45	4	0	0																																																																																																
30,000時間	0	35	22	4	109																																																																																																
40,000時間	0	41	73	52	84																																																																																																
合計	0	121	99	56	193																																																																																																
代表エネルギー (MeV)	エネルギー範囲 (MeV)																																																																																																				
0.4	E ≤ 0.4																																																																																																				
0.8	0.4 < E ≤ 0.9																																																																																																				
1.3	0.9 < E ≤ 1.35																																																																																																				
1.7	1.35 < E ≤ 1.8																																																																																																				
2.2	1.8 < E ≤ 2.2																																																																																																				
2.5	2.2 < E ≤ 2.6																																																																																																				
3.5	2.6 < E																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 評価モデル</p> <p>泊発電所1, 2号炉SFP周辺の評価点における線量評価モデルは以下のとおりとした。</p> <p>イ. 最も厳しい状態としてSFP水位がゼロの場合を想定する。なお、燃料の健全性は保たれていることを前提とする。</p> <p>ロ. SFP直上での作業を行うことはないこと、SFP上部開口部以外における直接線の影響はSFP側壁のコンクリート厚さを踏まえると無視できることから、鉛直上方向に放出されるガンマ線のスカイシャイン線を評価対象とする。</p> <p>ハ. (a)イ.にて分類した各燃料集合体を、その上端部に位置する点線源に変換する。変換に当たっては、燃料集合体の自己遮蔽を考慮し、SPAN-SLAB コードを用いて上空での線量率を求め、当該位置においてその線量率と等価な線量率を与える点線源強度を設定する。</p> <p>ニ. 評価モデルの概要を図5.12-2に示す。評価点におけるスカイシャイン線量率の計算にあたっては、ハ.にて設定した点線源がSFPの中心に配置されているものとしてSCATTERINGコードにより計算する。</p> <p>ホ. 影響評価に当たって設定する評価点とその評価条件を図5.12-3及び表5.12-6に示す。</p> <p>評価点選定の考え方は以下のとおりとした。</p> <p>(イ) 緊急時対策所への複数の参集ルートを踏まえ、参集ルートのうち線量影響が最大となる2号炉SFP最近接点を評価点として選定する。</p> <p>なお、貯蔵している燃料状況から1号炉SFPよりも2号炉SFPからの線量影響の方が大きい。</p> <p>(ロ) 緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業地点を評価点として選定する。</p> <p>(ハ) 緊急時対策所の居住性の観点から緊急時対策所中心点を評価点として選定する。</p> <p>なお、中心点の評価では、コンクリート（密度：2.15g/cm<sup>3</sup>）による遮蔽効果を考慮する。</p>	



大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																									
		 <p>図5.12-2 スカイシャイン線量の評価モデル</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p>図 5.12-3 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点</p> <p>表 5.12-6 緊急時対策所にかかる評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1332 1157 1937 1364"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th colspan="2">SFP 中心からの距離 (m)</th> <th>コンクリート厚さ※ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①参集ルートのうち2号炉 SFP 最近接点</td> <td>1号炉</td> <td>約 196m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>約 36m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②緊急時対策所用発電機への給油作業地点</td> <td>1号炉</td> <td>約 220m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>約 407m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③緊急時対策所中心点</td> <td>1号炉</td> <td>約 217m</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>約 402m</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価に当たっては、マイナス側許容差 5mm を考慮する。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	評価点	SFP 中心からの距離 (m)		コンクリート厚さ※ (cm)	①参集ルートのうち2号炉 SFP 最近接点	1号炉	約 196m	—	2号炉	約 36m	—	②緊急時対策所用発電機への給油作業地点	1号炉	約 220m	—	2号炉	約 407m	—	③緊急時対策所中心点	1号炉	約 217m	□	2号炉	約 402m	□	
評価点	SFP 中心からの距離 (m)		コンクリート厚さ※ (cm)																									
①参集ルートのうち2号炉 SFP 最近接点	1号炉	約 196m	—																									
	2号炉	約 36m	—																									
②緊急時対策所用発電機への給油作業地点	1号炉	約 220m	—																									
	2号炉	約 407m	—																									
③緊急時対策所中心点	1号炉	約 217m	□																									
	2号炉	約 402m	□																									

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p><b>b. 評価結果</b>                      線量率の評価結果を表5.12-7に示す。                      表5.12-7 泊発電所1, 2号炉SFP冷却水喪失時の線量評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1335 268 1939 467"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価点</th> <th colspan="2">線量率(mSv/h)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>号炉別</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①参集ルートのうち2号炉SFP最近接点</td> <td>1号炉SFP</td> <td>約<math>3.2 \times 10^{-1}</math></td> <td rowspan="2">約6.4</td> </tr> <tr> <td>2号炉SFP</td> <td>約6.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②緊急時対策所用発電機への給油作業地点</td> <td>1号炉SFP</td> <td>約<math>2.7 \times 10^{-1}</math></td> <td rowspan="2">約<math>3.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>2号炉SFP</td> <td>約<math>3.8 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③緊急時対策所中心点</td> <td>1号炉SFP</td> <td>約<math>3.4 \times 10^{-4}</math></td> <td rowspan="2">約<math>3.8 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>2号炉SFP</td> <td>約<math>4.7 \times 10^{-5}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所への参集ルート上で、泊発電所1, 2号炉SFP内の使用済燃料からの線量影響が最大となる地点における線量率は約6.4mSv/h、緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業地点における線量率は約0.31mSv/hとなった。緊急時対策所への移動に際して、参集ルート上の線量率をこの線量率で代表し移動時間を考慮しても線量は小さくアクセス性に問題なく、また、給油も7日間の作業を考慮しても約0.12mSvであるため作業性に問題はない。</p> <p>また、緊急時対策所中心点における線量率は約<math>0.38 \mu\text{Sv/h}</math>であり、7日間の滞在を考慮しても約0.064mSvであるため、居住性に与える影響は極めて小さい。</p> <p>以上より、泊発電所1, 2号炉SFP発災時においても、緊急時対策所を拠点とする活動に支障がないことを確認した。</p>	評価点	線量率(mSv/h)		合計	号炉別		①参集ルートのうち2号炉SFP最近接点	1号炉SFP	約 $3.2 \times 10^{-1}$	約6.4	2号炉SFP	約6.0	②緊急時対策所用発電機への給油作業地点	1号炉SFP	約 $2.7 \times 10^{-1}$	約 $3.1 \times 10^{-1}$	2号炉SFP	約 $3.8 \times 10^{-2}$	③緊急時対策所中心点	1号炉SFP	約 $3.4 \times 10^{-4}$	約 $3.8 \times 10^{-4}$	2号炉SFP	約 $4.7 \times 10^{-5}$	
評価点	線量率(mSv/h)			合計																							
	号炉別																										
①参集ルートのうち2号炉SFP最近接点	1号炉SFP	約 $3.2 \times 10^{-1}$	約6.4																								
	2号炉SFP	約6.0																									
②緊急時対策所用発電機への給油作業地点	1号炉SFP	約 $2.7 \times 10^{-1}$	約 $3.1 \times 10^{-1}$																								
	2号炉SFP	約 $3.8 \times 10^{-2}$																									
③緊急時対策所中心点	1号炉SFP	約 $3.4 \times 10^{-4}$	約 $3.8 \times 10^{-4}$																								
	2号炉SFP	約 $4.7 \times 10^{-5}$																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																
		<p style="text-align: right;">添付 1</p> <p style="text-align: center;"><b>泊発電所 1、2号炉SFP発災時の 燃料健全性評価に用いた崩壊熱について</b></p> <p>泊発電所 1、2号炉のSFPの冷却水が全量喪失した状態を想定した場合の燃料健全性評価に用いた崩壊熱については、ステップ 2 燃料の安全審査時に用いた評価条件を基に以下の通り算出した。</p> <p>1. ステップ 2 燃料の安全審査での評価条件</p> <p>表5.12-8 泊発電所 1、2号炉安全審査における使用済燃料ピット熱負荷評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1332 494 1892 782"> <thead> <tr> <th colspan="2">泊1（2）号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊熱曲線</td> <td>・F P崩壊熱：日本原子力学会推奨値＋不確定性（3σ）※ ・アクチニド崩壊熱：ORIGEN2 コード評価値＋不確定性（20%）</td> </tr> <tr> <td>燃料条件</td> <td>・燃焼度 3 回照射燃料 55,000MWd/t 2 回照射燃料 36,700MWd/t 1 回照射燃料 18,300MWd/t ・ウラン濃縮度：4.8wt%</td> </tr> <tr> <td>照射回数</td> <td>3 サイクル照射取出</td> </tr> <tr> <td>運転期間</td> <td>13 ヶ月</td> </tr> <tr> <td>停止期間</td> <td>30 日</td> </tr> <tr> <td>燃料取出期間</td> <td>7.5 日</td> </tr> <tr> <td>燃料取出</td> <td>1/3 炉心分が定検ごとに使用済燃料ピットに取り出され、また、1 スキーム（2）号炉の全炉心分とあわせて使用済ピット貯蔵容量一杯に保管されているものと仮定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「軽水炉動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成4年6月11日一部改定）」においてその使用が認められている。</p> <p>2. 今回の評価に用いる崩壊熱</p> <p>今回の評価に用いるSFP保管燃料の崩壊熱については、ステップ 2 燃料の安全審査で用いた発熱量及び冷却期間を基に実際の冷却期間に応じた崩壊熱を算出した。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 例えば、泊発電所 1号炉の1,715日冷却の燃料（前サイクル装荷燃料121 体）については、冷却日数が 4 サイクル冷却（1,708 日）と 5 サイクル冷却（2,133日）の間で内挿することにより算出した。その他冷却期間の燃料についても同様に算出した。</li> <li>② 1号炉の 7 サイクル冷却（2,983日）以上の冷却燃料については、保守的に全て 7 サイクル冷却燃料として扱う。</li> <li>③ 2号炉の 7 サイクル冷却（2,983日）以上の冷却燃料については、保守的に全て 7 サイクル冷却燃料として扱う。</li> <li>④ 実際の燃焼度にかかわらず、保守的に全て55,000MWd/tと設定する。</li> </ol> <p>上記方法により、泊発電所 1、2号炉SFP発災時の燃料健全性評価用の崩壊熱を表5.12-9、表5.12-10のとおり算出した。</p>	泊1（2）号炉		崩壊熱曲線	・F P崩壊熱：日本原子力学会推奨値＋不確定性（3σ）※ ・アクチニド崩壊熱：ORIGEN2 コード評価値＋不確定性（20%）	燃料条件	・燃焼度 3 回照射燃料 55,000MWd/t 2 回照射燃料 36,700MWd/t 1 回照射燃料 18,300MWd/t ・ウラン濃縮度：4.8wt%	照射回数	3 サイクル照射取出	運転期間	13 ヶ月	停止期間	30 日	燃料取出期間	7.5 日	燃料取出	1/3 炉心分が定検ごとに使用済燃料ピットに取り出され、また、1 スキーム（2）号炉の全炉心分とあわせて使用済ピット貯蔵容量一杯に保管されているものと仮定	
泊1（2）号炉																			
崩壊熱曲線	・F P崩壊熱：日本原子力学会推奨値＋不確定性（3σ）※ ・アクチニド崩壊熱：ORIGEN2 コード評価値＋不確定性（20%）																		
燃料条件	・燃焼度 3 回照射燃料 55,000MWd/t 2 回照射燃料 36,700MWd/t 1 回照射燃料 18,300MWd/t ・ウラン濃縮度：4.8wt%																		
照射回数	3 サイクル照射取出																		
運転期間	13 ヶ月																		
停止期間	30 日																		
燃料取出期間	7.5 日																		
燃料取出	1/3 炉心分が定検ごとに使用済燃料ピットに取り出され、また、1 スキーム（2）号炉の全炉心分とあわせて使用済ピット貯蔵容量一杯に保管されているものと仮定																		





大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所1, 2号炉<sup>2)</sup>発災時の クリープラプチャ発生時間の評価結果について</p> <p>泊発電所1, 2号炉<sup>2)</sup>SFPの冷却水が喪失し燃料被覆管温度が上昇した状態におけるクリープラプチャ発生までの時間を以下の通り評価し、相当な期間、燃料の健全性が確保されることを確認した。</p> <p>1. クリープラプチャ発生時間評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価条件を以下のとおり設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃料被覆管温度：500℃</li> <li>● 燃料被覆管周方向応力<math>\sigma</math>：134MPa</li> </ul> $\sigma = \frac{pD}{2r}$ <p><math>p</math>：燃料棒内圧（=16.4MPa<sup>2)</sup>：ステップ2燃料の設置許可申請書上の炉心における内圧評価値と同等と設定。）</p> <p><math>D</math>：被覆管平均径（=<math>\frac{D_o + D_i}{2}</math>=10.1mm）</p> <p><math>D_o</math>：被覆管外径（=10.72mm）</p> <p><math>D_i</math>：被覆管内径（=9.48mm）</p> <p><math>r</math>：被覆管肉厚（=0.62mm）</p> <p>(2) 評価手法</p> <p>「04-基炉報-0001 平成15年度 リサイクル燃料資源貯蔵施設安全解析コード改良試験（燃料の長期安全性に関する評価報告書）」（独立行政法人原子力安全基盤機構）に示されるラーソンミラー・パラメータと応力の相関式<sup>3)</sup>のうち、使用済燃料被覆管の式を用いて、クリープラプチャ発生時間を評価する。</p> $\sigma = 1.097 \times 10^5 \cdot \exp(-4.059 \times 10^{-4} \times \text{LMP})$ <p><math>\sigma</math>：周方向応力（=134MPa）</p> <p>LMP：ラーソンミラー・パラメータ（=<math>T(20 + \log_{10} tr)</math>）</p> <p><math>T</math>：試験温度（=773K：燃料被覆管温度500℃を想定）</p> <p><math>tr</math>：破断時間（時間）</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>上記評価条件でのクリープラプチャ発生時間は、約730時間（約30日）である。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>2. まとめ</p> <p>泊発電所 1, 2号炉のSFP冷却水が喪失し燃料被覆管温度が上昇した状態において、クリープラブチャが発生するまでの時間評価の結果を踏まえると、相当な期間、燃料の健全性は確保される。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><small>2 定格運転時における燃料棒最高内圧評価値 14.6MPa（泊 1/2号機 14×14型燃料体設置許可申請書の記載値）に不確定性を考慮した保守的な設定。                      3 使用済燃料被覆管を用いた被覆管クリープラブチャ試験の結果に基づくフィッティング式。</small></p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付3</p> <p style="text-align: center;">燃料ラック内側の自然対流速度の評価について</p> <p>SFP冷却材の喪失時には、ラック内にある燃料集合体が露出するが、燃料集合体で加熱された空気の密度が小さくなるために密度差（浮力）に起因する自然対流が発生する。この加熱された空気はSFP上側に流出するが、事故時に建屋解放の運用とすることで、加熱された空気を建屋外に放出し、建屋外から外気を流入させることで燃料集合体を冷却させる自然循環が形成される。</p> <p>自然対流による空気の循環流量は、SFPにあるラック内外の空気密度差を駆動力とし、循環経路の各部で発生する圧力損失を考慮することで決まる。SFP建屋は大きな空間であり、循環経路で発生する圧力損失は主として燃料体を流れる空気の摩擦抵抗となることから、空気密度差とこの摩擦抵抗の運動量バランスから、SFP系内を循環する自然対流速度が推定できる。</p> <p>機械工学便覧では、発達した領域における層流のヌセルト数Nuと管摩擦係数Cfの定義式として、</p> $Nu = \frac{\alpha \cdot d_s}{\lambda} \quad \text{①}$ $c_f = \left  \frac{\Delta p}{\rho v^2} \right  \cdot \left( \frac{d_s}{2} \right) \cdot \left( \frac{1}{\rho v^2} \right) \quad \text{②}$ <p>が記載されており、②式が自然対流速度に関係している。②式においてdsは代表長さ（円管の場合は直径）(m)、<math>\left  \frac{\Delta p}{\rho v^2} \right </math>は単位長さ当たりの圧力損失(Pa/m)、ρは密度(kg/m<sup>3</sup>)、vは流速(m/s)である。</p> <p>また、管群での発達した領域における層流で、管からの一様の発熱を仮定する場合<sup>4</sup>、文献(NUREG/CR-7144)によると管群体系では</p> $c_f \cdot Re = 25, \quad \text{③}$ <p>の関係があり、ここで、レイノルズ数 Re は、</p> $Re = \frac{d_s \cdot v}{\nu} \quad \text{④}$ <p>により定義される。νは動粘性係数(m<sup>2</sup>/s)である。③式に②式及び④式を代入して、流速vについて整理すると、</p> $v = \frac{1}{25} \left  \frac{\Delta p}{\rho} \right  \cdot \left( \frac{d_s}{2} \right) \cdot \left( \frac{1}{\rho \nu} \right) \quad \text{⑤}$ <p>を得る。一方、自然対流冷却状態においては圧力損失と自然循環力がバランスし、</p> $\left  \frac{\Delta p}{\rho} \right  = \Delta \rho \cdot g = \frac{\rho \cdot \nu \cdot \alpha \cdot \ln}{2} \cdot g = \frac{\Delta \rho}{2} \cdot g \quad \text{⑥}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><sup>4</sup> 本評価では平均流速を導出するため出力分布は一律として考える。但し、考慮する出力は燃料1体あたりの崩壊熱が最も高い場合を考える。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

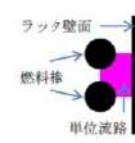
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>となる。ここでは差圧を発生させる密度差の定義として、ラック内側空気の平均密度（入口／出口流の平均）とラック外側空気の密度の差</p> $\Delta \rho^* = \frac{\rho_{in} + \rho_{out}}{2} - \rho_{in} = \frac{\rho_{out} - \rho_{in}}{2} = \frac{\Delta \rho}{2}$ <p>とする。<math>\Delta \rho</math>は流路出入口の密度差(kg/m<sup>3</sup>)、は重力加速度(m/s<sup>2</sup>)である。⑥式を⑤式に代入し、</p> $v = \frac{1}{100} \cdot g \cdot \Delta \rho \cdot \left( \frac{d_0^4}{\rho \cdot \nu} \right) \quad (7)$ <p>が得られ、本式により自然対流速度vを評価する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>機械工学便覧の抜粋</p> </div> <p>第5章 伝 熱</p> <p style="text-align: right;">A6-111</p> <p>される場合のヌセルト数で、式(539)によって評価すること          ができる。          以上は流体の物性値が一定の場合であるが、実際には物性値          変化が顕著なほど温度差(ΔT)が小さい場合がある。流体が気体          の場合には、物性値と温度差 ΔT(=T<sub>in</sub>-T<sub>out</sub>)で評価し、          流体の場合には平均温度 T<sub>m</sub>で物性値を評価する方法が          採用されている。前者の場合には、上記の方法が適用されて          いるが、後者の場合には、上記の方法が適用されている。          ①-2 管内流（内部流）の軸対称発達流れ状態          管内（内部）流の発達状態を定義するにあたっては、本項では          流体の代表温度として、流路断面内の流体の混合平均温度          T<sub>m</sub>（① mixed mean temperature、② bulk temperature）          を用いる。T<sub>m</sub>は、たとえば管内に温度と断面の分があるま          だを容積に按じてよくよく平均したときの平均温度である。入          口断面 T<sub>m1</sub>、出口断面 T<sub>m2</sub>の差に等しい。入口からある          位置 x までの Q(x) の熱流が与えられるとき、x にお          ける混合平均温度は、  <math display="block">T_m(x) = T_{m1} + Q(x)/\dot{m} \quad (543)</math>         となる。h は流体の定圧比熱 [kJ/kg・K] である。          流体 h の質量を例とし、断面内の温度分布 T(r) と速度分          布 v(r) が半径 r の関数であるとき、混合平均温度は、  <math display="block">T_m = \frac{\int_0^R v(r) T(r) 2\pi r dr}{\int_0^R v(r) 2\pi r dr} \quad (542)</math>         と定義される。ここで、上記のように熱伝達のみ          から求められるので、管内流の代表温度として用いられること          が多い。          ② 発達した領域における熱伝達係数 流体の断面に沿う          流れの場合とは異なり、管内流においては、入口から十分流          路          での発達した流れが形成される（図4-2-2も参照）。このた          き、加熱（または冷却）開始点から十分発達までには、熱伝          達率は流れ方向に一定となり、これを発達した領域における          熱伝達率 (heat transfer coefficient of fully developed region)          ③ という。ただし、加熱条件などが流れ方向に変化したとき、流体          の物性値の温度依存性が無視できない場合には、完全な一定値          とはなり得ない。          ④ T<sub>m</sub>には、管壁に近づく発達した熱伝達率 (heat transfer          coefficient of fully developed laminar flow) と管壁温度          (static coefficient of fully developed laminar flow) を、円          管と二次流管に対して、管壁一定と熱伝達率一定の熱伝達率          ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付 4</p> <p>燃料ラック（キャン型）からラック外側への伝熱量の評価について</p> <p>燃料崩壊熱量の高い泊発電所 2号炉を対象に、空気自然循環による冷却を燃料ラック（キャン型）の内外において考慮し、燃料ラックの内外面の表面熱伝達を求めてラック外側への伝熱量を評価する。</p> <p>なお、燃料ラックの内外面の熱伝達率と比較すると、ラック本体（材質：ステンレス鋼、板厚：<input type="text"/>mm）の熱抵抗は十分小さいことから、燃料ラックの内外面の温度は同じとみなす。</p> <p>以降、添え字「1」はラック内側を、「2」はラック外側を表す。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>① 燃料ラック内側の熱伝達率（<math>\alpha_1</math>）</p> <p>燃料ラック内部は、燃料被覆管の表面熱伝達に考慮しているNu数4.36を用い、壁面近傍の流路形状を反映して評価する。</p> <p>表面熱伝達率 <math>\alpha_1</math> は以下の(1)式で表せられる。</p> $\alpha_1 = Nu \times (\lambda_1 / De) \quad \dots(1)$ <p>但し、<math>\alpha_1</math>：ラック内面熱伝達率 (W/m<sup>2</sup>/K)  <math>\lambda_1</math>：ラック内空気熱伝導率 (W/m/K)  <math>De</math>：燃料棒-ラック壁面間流路の等価直径 (m)</p> <p><math>\lambda_1</math>の参照温度 <math>T_{r1}</math>は、出入口の平均温度にて設定する。なお、<math>T_{out1}</math>後述する繰り返し計算により算出する値である。</p> <p><input type="text"/>：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p><b>1</b> 板厚、<math>\lambda_{sus}</math>：ラックの熱伝導率=16.5(W/m/K)@400Kとすると、ラック本体の熱抵抗  <b>1</b> <math>\lambda_{sus}</math>は10*のオーダーである。  <b>2</b> 燃料ラック内側壁面近傍の流れはラック及び燃料棒に囲まれた管内流れと考えられることから、発達した管内層流の熱伝達率を求める。</p>	



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p> <math>Tr_1 = 0.5 \times (Tin + Tout_1) \dots (2)</math>                      但し、<math>Tout_1</math>：ラック内側出口温度(℃)  <math>Tin</math>：ラック内側入口温度(℃) (=130℃)                 </p> <p>                     等価直径<math>De</math>は以下の(3)式で表せられる。単位流路面積<math>A</math>は燃料棒ピッチ14.1mm、燃料棒直径10.72mm及び燃料棒中心-壁面間距離□mmより算出できる。                 </p> <p> <math>De = 4A \div L \dots (3)</math>                      但し、<math>A</math>：単位流路面積(m<sup>2</sup>)  <math>L</math>：濡れぶち長さ(m)                 </p>  <p>                     以上、(1)式～(3)式からラック内面熱伝達率<math>\alpha_1</math>を得る。                 </p> <p>                     ② 燃料ラック外側の熱伝達率 (<math>\alpha_2</math>)                      燃料ラック外部は、壁面からの熱流束を一定とした場合<sup>1</sup>の自然対流を考慮して評価する。                      鉛直平板周りの自然対流熱伝達特性を表すNu数<sup>2</sup>は、空気の場合、伝熱工学資料より以下の(4)式で表せられる。                 </p> <p> <math>Nu = 0.0185 \times Ra^{0.4} \dots (4)</math>                      但し、<math>Ra</math>：レイリー数(-)                 </p> <p> <math>Ra = Gr \times Pr \dots (5)</math>                      但し、<math>Gr</math>：グラスホフ数(-)  <math>Pr</math>：プラントル数(-) (0.71)                 </p> <p> <math>Gr = g \times \beta \times (Tout_2 - Tin) \times Heff^3 \div \nu_2^2 \dots (6)</math>                      但し、<math>g</math>：重力加速度(m/s<sup>2</sup>)  <math>\beta</math>：空気の体積膨張率(1/K) (<math>Tin = 130^\circ C</math>時)  <math>Heff</math>：有効伝熱面高さ(m)                      (□)：サポートプレート間距離の半分  <math>\nu_2</math>：動粘性係数(m<sup>2</sup>/s)                 </p> <p>                     □：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p> <p> <sup>1</sup> 本評価では、ラック外側への総過熱量を導出するために平均的な熱伝達率を考える。但し、考慮する出力は燃料1体あたりの前燃熱が最も高い場合を考える。  <sup>2</sup> ラック外側（キャン外面圧筒）の空気流れはラック内側からの入熱による温度上昇によって自然対流となり、その伝熱特性に基づきラック外側へ放熱される。このような体系における伝熱特性は鉛直平板周りの自然対流伝熱特性に相当し、その相関式が適用出来る。                 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ここで、(6)式において、ラック外側の自然対流における空気の流れがサポートプレートにより制限を受け、有効伝熱高さ全体がラック内外の熱伝達において十分に寄与しない可能性を考慮し、有効伝熱面高さ<math>H_{eff}</math>を保守的にサポートプレート間距離の半分とした。</p> <p><math>v_2</math>の参照温度<math>Tr_2</math>は、(7)式の通り出入口の平均温度にて設定する。<math>T_{out2}</math>は後述する繰り返し計算により算出する値である。</p> $Tr_2 = 0.5 \times (T_{in} + T_{out2}) \dots (7)$ <p>ここで<math>Ra</math>数を導出すると、<math>1 \times 10^9</math>以上で乱流領域にあり、(5)式の適用範囲にあることが確認できる。</p> <p>ラック外面熱伝達率<math>\alpha_2</math>は以下の(8)式で表せられる。</p> $\alpha_2 = Nu \times (\lambda_2 \div H_{eff}) \dots (8)$ <p>但し、<math>\alpha_2</math>：ラック外面熱伝達率(W/m<sup>2</sup>/K)  <math>\lambda_2</math>：ラック外空気熱伝導率(W/m/K)</p> <p>以上、(4)式～(8)式からラック外面熱伝達率<math>\alpha_2</math>を得る。</p> <p>なお、<math>\alpha_2</math>はラック外側の自然対流を前提としているため、その成立性については添付6にて確認している。</p> <p>③ 燃料ラック内外の熱収支</p> <p>燃料ラック内面から外面への熱通過率<math>K</math>(W/m<sup>2</sup>/K)は、(1)式及び(8)式より以下の(9)式の通り設定される。</p> $K = 1 \div (1 \div \alpha_1 + 1 \div \alpha_2) \dots (9)$ <p>これを用い、燃料ラックの内側から外側への伝熱量<math>Q'</math>(W)は以下の(10)式により表せられる。</p> $Q' = K \times A_1 \times (T_m - T_a) \dots (10)$ <p>但し、<math>A_1</math>：ラック熱伝達面積(m<sup>2</sup>)  <math>T_m</math>：ラック内代表温度(°C)  <math>T_a</math>：ラック外代表温度(°C)</p> <p>ラック熱伝達面積<math>A_1</math>はラック外幅<math>\square</math>m及び有効伝熱面高さ<math>H_{eff}</math>より算出される。</p> <p>ラック内代表温度<math>T_m</math>及びラック外代表温度<math>T_a</math>は以下の(11)式、(12)式より設定される。</p> $T_m = T_{out1} - 0.50 \times (T_{out1} - T_{in}) \dots (11)$ $T_a = T_{out2} - 0.50 \times (T_{out2} - T_{in}) \dots (12)$ <p><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(9)式～(12)式よりQ' が定まれば、表5.12-1に示したラック内の空気の温度上昇ΔTgを求めることができる。</p> $\Delta T_g = T_{out1} - T_{in} = (Q - Q') \div (G \times C_p) \dots (13)$ <p>但し、Q：燃料の崩壊熱(W) (=1,520W)                  G：自然循環流量(kg/s) (= <input type="text"/> kg/s)                  Cp：ラック内空気の比熱(J/kg/K) (温度Tr<sub>1</sub>における空気の比熱)</p> <p>以上の(1)式から(13)式まで（ただし、(3)式を除く）の計算を、ラック内外の熱収支が大よそ釣り合うまで繰り返し行う。その結果、表5.12-11に示す値となる。</p> <p><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

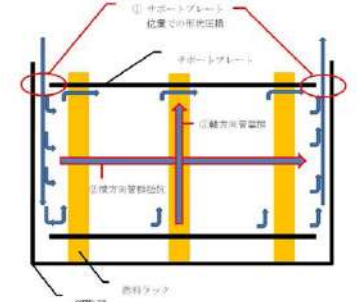
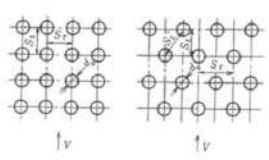
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		<p style="text-align: right;">添付5</p> <p>空気物性値（伝熱工学資料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>T</th> <th><math>\rho</math></th> <th><math>c_p</math></th> <th><math>\eta</math></th> <th><math>\nu</math></th> <th><math>\lambda</math></th> <th><math>\alpha</math></th> <th>Pr</th> </tr> <tr> <td></td> <td>K</td> <td>kg/m<sup>3</sup></td> <td>kJ/(kg·K)</td> <td>μPa·s</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>mW/(m·K)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>100</td><td>3.610 9</td><td>1.072</td><td>7.1<sup>(M)</sup></td><td>1.97</td><td>9.22<sup>(M)</sup></td><td>2.38</td><td>0.826</td><td></td></tr> <tr><td>150</td><td>2.366 1</td><td>1.018</td><td>10.4<sup>(M)</sup></td><td>4.40</td><td>13.75<sup>(M)</sup></td><td>5.71</td><td>0.770</td><td></td></tr> <tr><td>200</td><td>1.767 9</td><td>1.009</td><td>13.4<sup>(M)</sup></td><td>7.58</td><td>18.10<sup>(M)</sup></td><td>10.15</td><td>0.747</td><td></td></tr> <tr><td>240</td><td>1.471 5</td><td>1.007</td><td>15.5<sup>(M)</sup></td><td>10.5</td><td>21.45<sup>(M)</sup></td><td>14.48</td><td>0.728</td><td></td></tr> <tr><td>260</td><td>1.357 8</td><td>1.007</td><td>16.6<sup>(M)</sup></td><td>12.2</td><td>23.05<sup>(M)</sup></td><td>16.86</td><td>0.725</td><td></td></tr> <tr><td>280</td><td>1.260 6</td><td>1.007</td><td>17.6<sup>(M)</sup></td><td>14.0</td><td>24.61<sup>(M)</sup></td><td>19.39</td><td>0.720</td><td></td></tr> <tr><td>300</td><td>1.176 3</td><td>1.007</td><td>18.62</td><td>15.83</td><td>26.14</td><td>22.07</td><td>0.717</td><td></td></tr> <tr><td>320</td><td>1.102 6</td><td>1.008</td><td>19.69</td><td>17.86</td><td>27.59</td><td>24.82</td><td>0.719</td><td></td></tr> <tr><td>340</td><td>1.037 6</td><td>1.009</td><td>20.63</td><td>19.88</td><td>29.00</td><td>27.70</td><td>0.718</td><td></td></tr> <tr><td>360</td><td>0.979 9</td><td>1.011</td><td>21.54</td><td>21.98</td><td>30.39</td><td>30.68</td><td>0.717</td><td></td></tr> <tr><td>380</td><td>0.928 2</td><td>1.012</td><td>22.42</td><td>24.15</td><td>31.73</td><td>33.78</td><td>0.715</td><td></td></tr> <tr><td>400</td><td>0.881 8</td><td>1.015</td><td>23.27</td><td>26.39</td><td>33.05</td><td>36.93</td><td>0.715</td><td></td></tr> <tr><td>420</td><td>0.839 8</td><td>1.017</td><td>24.10</td><td>28.70</td><td>34.37</td><td>40.24</td><td>0.713</td><td></td></tr> <tr><td>440</td><td>0.801 6</td><td>1.020</td><td>24.90</td><td>31.06</td><td>35.68</td><td>43.64</td><td>0.712</td><td></td></tr> <tr><td>460</td><td>0.766 7</td><td>1.023</td><td>25.69</td><td>33.51</td><td>36.97</td><td>47.14</td><td>0.711</td><td></td></tr> <tr><td>480</td><td>0.734 7</td><td>1.027</td><td>26.46</td><td>36.01</td><td>38.25</td><td>50.69</td><td>0.710</td><td></td></tr> <tr><td>500</td><td>0.705 3</td><td>1.031</td><td>27.21</td><td>38.58</td><td>39.51</td><td>54.33</td><td>0.710</td><td></td></tr> <tr><td>550</td><td>0.641 2</td><td>1.041</td><td>29.03</td><td>45.27</td><td>42.6</td><td>63.8</td><td>0.709</td><td></td></tr> <tr><td>600</td><td>0.587 8</td><td>1.052</td><td>30.78</td><td>52.36</td><td>45.6</td><td>73.7</td><td>0.710</td><td></td></tr> <tr><td>650</td><td>0.542 5</td><td>1.064</td><td>32.47</td><td>59.9</td><td>48.4</td><td>83.9</td><td>0.714</td><td></td></tr> <tr><td>700</td><td>0.503 8</td><td>1.076</td><td>34.10</td><td>67.7</td><td>51.3</td><td>94.6</td><td>0.715</td><td></td></tr> <tr><td>800</td><td>0.440 8</td><td>1.099</td><td>37.23</td><td>84.5</td><td>56.9</td><td>117</td><td>0.719</td><td></td></tr> <tr><td>900</td><td>0.391 8</td><td>1.122</td><td>40.22</td><td>102.7</td><td>62.5</td><td>142</td><td>0.722</td><td></td></tr> <tr><td>1000</td><td>0.352 7</td><td>1.142</td><td>43.08</td><td>122.1</td><td>67.2</td><td>167</td><td>0.732</td><td></td></tr> <tr><td>1100</td><td>0.320 6</td><td>1.160</td><td>45.84</td><td>143.0</td><td>71.7</td><td>193</td><td>0.742</td><td></td></tr> <tr><td>1200</td><td>0.293 9</td><td>1.175</td><td>48.52</td><td>165.1</td><td>75.9</td><td>220</td><td>0.751</td><td></td></tr> <tr><td>1500</td><td>0.235 1</td><td>1.212</td><td>56.11</td><td>238.7</td><td>87.0</td><td>305</td><td>0.782</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>約319℃（592K）の                  空気物性値                  ・<math>\rho</math>：0.5965(kg/m<sup>3</sup>)                  ・<math>c_p</math>：1.052(kJ/K/kg)                  ・<math>\lambda</math>：45.0E-3(W/m/K)</p> <p>ヌセルト数（伝熱工学資料）</p> <p>第2章 伝熱工学 51</p> <p>h. 強制対流熱伝達係数                  1. 異速した領域における層流熱伝達係数 異速した領域における層流のヌセルト数(Nu)と管壁温度(T)を、表6の対流形質について、表1に示す。表中[TL][DT]、[H]は30%標準偏差を示す記号である。すなわち、                  [T]：壁温が流れ方向にも断面内径方向にも一定。                  [H]：断面内径方向にも断面内径方向にも一定（連続していない領域では、熱伝達の異なる場合を含む。円柱によっては、径方向の温度分布は一定とはならない。）</p> <p>表1 異速した管内層流の熱伝達係数と管壁温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形状</th> <th>管壁条件</th> <th><math>f</math></th> <th><math>h</math></th> <th>管壁温度 [T] [DT] [H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>—</td> <td><math>f_{iso}</math></td> <td>38</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>[T]</td> <td>—</td> <td>3.68</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>[DT] [H]</td> <td>Nu</td> <td>4.28</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	物質	T	$\rho$	$c_p$	$\eta$	$\nu$	$\lambda$	$\alpha$	Pr		K	kg/m <sup>3</sup>	kJ/(kg·K)	μPa·s	mm <sup>2</sup> /s	mW/(m·K)	mm <sup>2</sup> /s	—	100	3.610 9	1.072	7.1 <sup>(M)</sup>	1.97	9.22 <sup>(M)</sup>	2.38	0.826		150	2.366 1	1.018	10.4 <sup>(M)</sup>	4.40	13.75 <sup>(M)</sup>	5.71	0.770		200	1.767 9	1.009	13.4 <sup>(M)</sup>	7.58	18.10 <sup>(M)</sup>	10.15	0.747		240	1.471 5	1.007	15.5 <sup>(M)</sup>	10.5	21.45 <sup>(M)</sup>	14.48	0.728		260	1.357 8	1.007	16.6 <sup>(M)</sup>	12.2	23.05 <sup>(M)</sup>	16.86	0.725		280	1.260 6	1.007	17.6 <sup>(M)</sup>	14.0	24.61 <sup>(M)</sup>	19.39	0.720		300	1.176 3	1.007	18.62	15.83	26.14	22.07	0.717		320	1.102 6	1.008	19.69	17.86	27.59	24.82	0.719		340	1.037 6	1.009	20.63	19.88	29.00	27.70	0.718		360	0.979 9	1.011	21.54	21.98	30.39	30.68	0.717		380	0.928 2	1.012	22.42	24.15	31.73	33.78	0.715		400	0.881 8	1.015	23.27	26.39	33.05	36.93	0.715		420	0.839 8	1.017	24.10	28.70	34.37	40.24	0.713		440	0.801 6	1.020	24.90	31.06	35.68	43.64	0.712		460	0.766 7	1.023	25.69	33.51	36.97	47.14	0.711		480	0.734 7	1.027	26.46	36.01	38.25	50.69	0.710		500	0.705 3	1.031	27.21	38.58	39.51	54.33	0.710		550	0.641 2	1.041	29.03	45.27	42.6	63.8	0.709		600	0.587 8	1.052	30.78	52.36	45.6	73.7	0.710		650	0.542 5	1.064	32.47	59.9	48.4	83.9	0.714		700	0.503 8	1.076	34.10	67.7	51.3	94.6	0.715		800	0.440 8	1.099	37.23	84.5	56.9	117	0.719		900	0.391 8	1.122	40.22	102.7	62.5	142	0.722		1000	0.352 7	1.142	43.08	122.1	67.2	167	0.732		1100	0.320 6	1.160	45.84	143.0	71.7	193	0.742		1200	0.293 9	1.175	48.52	165.1	75.9	220	0.751		1500	0.235 1	1.212	56.11	238.7	87.0	305	0.782		形状	管壁条件	$f$	$h$	管壁温度 [T] [DT] [H]	C	—	$f_{iso}$	38	—	[T]	—	3.68	—	[DT] [H]	Nu	4.28	—	
物質	T	$\rho$	$c_p$	$\eta$	$\nu$	$\lambda$	$\alpha$	Pr																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	K	kg/m <sup>3</sup>	kJ/(kg·K)	μPa·s	mm <sup>2</sup> /s	mW/(m·K)	mm <sup>2</sup> /s	—																																																																																																																																																																																																																																																																																		
100	3.610 9	1.072	7.1 <sup>(M)</sup>	1.97	9.22 <sup>(M)</sup>	2.38	0.826																																																																																																																																																																																																																																																																																			
150	2.366 1	1.018	10.4 <sup>(M)</sup>	4.40	13.75 <sup>(M)</sup>	5.71	0.770																																																																																																																																																																																																																																																																																			
200	1.767 9	1.009	13.4 <sup>(M)</sup>	7.58	18.10 <sup>(M)</sup>	10.15	0.747																																																																																																																																																																																																																																																																																			
240	1.471 5	1.007	15.5 <sup>(M)</sup>	10.5	21.45 <sup>(M)</sup>	14.48	0.728																																																																																																																																																																																																																																																																																			
260	1.357 8	1.007	16.6 <sup>(M)</sup>	12.2	23.05 <sup>(M)</sup>	16.86	0.725																																																																																																																																																																																																																																																																																			
280	1.260 6	1.007	17.6 <sup>(M)</sup>	14.0	24.61 <sup>(M)</sup>	19.39	0.720																																																																																																																																																																																																																																																																																			
300	1.176 3	1.007	18.62	15.83	26.14	22.07	0.717																																																																																																																																																																																																																																																																																			
320	1.102 6	1.008	19.69	17.86	27.59	24.82	0.719																																																																																																																																																																																																																																																																																			
340	1.037 6	1.009	20.63	19.88	29.00	27.70	0.718																																																																																																																																																																																																																																																																																			
360	0.979 9	1.011	21.54	21.98	30.39	30.68	0.717																																																																																																																																																																																																																																																																																			
380	0.928 2	1.012	22.42	24.15	31.73	33.78	0.715																																																																																																																																																																																																																																																																																			
400	0.881 8	1.015	23.27	26.39	33.05	36.93	0.715																																																																																																																																																																																																																																																																																			
420	0.839 8	1.017	24.10	28.70	34.37	40.24	0.713																																																																																																																																																																																																																																																																																			
440	0.801 6	1.020	24.90	31.06	35.68	43.64	0.712																																																																																																																																																																																																																																																																																			
460	0.766 7	1.023	25.69	33.51	36.97	47.14	0.711																																																																																																																																																																																																																																																																																			
480	0.734 7	1.027	26.46	36.01	38.25	50.69	0.710																																																																																																																																																																																																																																																																																			
500	0.705 3	1.031	27.21	38.58	39.51	54.33	0.710																																																																																																																																																																																																																																																																																			
550	0.641 2	1.041	29.03	45.27	42.6	63.8	0.709																																																																																																																																																																																																																																																																																			
600	0.587 8	1.052	30.78	52.36	45.6	73.7	0.710																																																																																																																																																																																																																																																																																			
650	0.542 5	1.064	32.47	59.9	48.4	83.9	0.714																																																																																																																																																																																																																																																																																			
700	0.503 8	1.076	34.10	67.7	51.3	94.6	0.715																																																																																																																																																																																																																																																																																			
800	0.440 8	1.099	37.23	84.5	56.9	117	0.719																																																																																																																																																																																																																																																																																			
900	0.391 8	1.122	40.22	102.7	62.5	142	0.722																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1000	0.352 7	1.142	43.08	122.1	67.2	167	0.732																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1100	0.320 6	1.160	45.84	143.0	71.7	193	0.742																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1200	0.293 9	1.175	48.52	165.1	75.9	220	0.751																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1500	0.235 1	1.212	56.11	238.7	87.0	305	0.782																																																																																																																																																																																																																																																																																			
形状	管壁条件	$f$	$h$	管壁温度 [T] [DT] [H]																																																																																																																																																																																																																																																																																						
C	—	$f_{iso}$	38	—																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	[T]	—	3.68	—																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	[DT] [H]	Nu	4.28	—																																																																																																																																																																																																																																																																																						

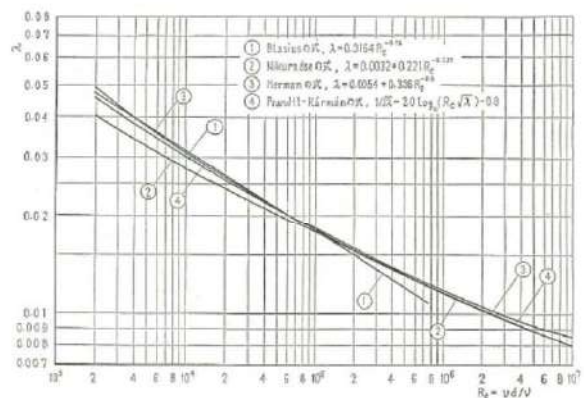
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付6</p> <p style="text-align: center;">ラック外側の流動抵抗の評価について</p> <p>ラック外側流れの密度差駆動力と流動抵抗による圧力損失（流れ図は図5.12-4参照）を以下のように求めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① サポートプレート部の形状圧損を、サポートプレート開口部とラック部位の開口部の面積を考慮した縮拡流より導出。</li> <li>② 自然対流で前提とした軸流速が全て横流速として振る舞うと仮定し、ラックを円管に見立てた円管群の抗力係数を導出。</li> <li>③ ラック外部の出入口温度差による駆動力に考慮する高さには、伝熱面積を約半分とした有効伝熱面高さを適用して導出。</li> </ol> <p>ラック外部の出入口温度差による駆動力に考慮する高さには、サポートプレート間距離を適用して導出する。</p> <p>サポートプレート開口部面積をAs、ラック部位の開口部面積をArと置いた時、開口比はAs/Arと定義される。この開口比と、自然対流で前提とした軸流速から導出されるRe数の組み合わせから、縮拡流による形状圧損係数を求める。なお、この圧損係数は、流れの流入部と流出部のそれぞれに考慮する。</p> <p>次に円管群の抗力係数は<math>CD=0.33 \cdot Re^{-0.2}</math>より算出し、また、円管摩擦はブラジウスの式より算出する。これより、円管群の抗力係数と円管摩擦を足してラック部の圧損係数を求める。</p> <p>その結果、流動抵抗は15（5刻み切り上げ：ラック外側代表流速基準）となり、これを以下の式に代入して圧力損失を算出した。</p> $\Delta P = \zeta \cdot \frac{1}{2} \rho v^2$ <p>流動抵抗による圧力損失は約0.15Paである。一方、密度差駆動力は有効伝熱面高さHeffを用いて以下の式により算出した。</p> $\Delta P(\rho) = \frac{\rho_{out} - \rho_{in}}{2} \cdot g \cdot H_{eff}$ <p>その結果、密度差駆動力は約0.67Paとなった。</p> <p>以上より、密度差駆動力（約0.67Pa）が流動抵抗による圧力損失（約0.15Pa）を上回ることが分かり、ラック外側の自然対流が機能することが確認された。</p> <p><small>① ラック外側のフローパターンには不確実性があるが、図5.12-4に示すようにラック外面から流入した空気の流路の長さが長くなるよう、キャンとキャンの間を横方向及び軸方向に流れ、流入した場所の反対側から流出することを仮定し、その分の圧力損失を大きめ（保守的）に評価する。</small></p> <p><small>② 層流条件よりも圧損係数が大きくなる乱流条件を考える。また、ラック外側の流れのRe数に基つき円管の摩擦係数評価式はブラジウスの式を適用する。</small></p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		 <p>図5.12-4 ラック外側で想定する流れ図</p> <p>円管群の抗力係数 (機械工学便覧)</p> <p>表 218 円管群の抗力係数</p> <table border="1" data-bbox="1344 654 1926 877"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構成</th> <th rowspan="2">C<sub>D</sub> の定式</th> <th colspan="2">適用範囲</th> </tr> <tr> <th>管径比</th> <th>レイノルズ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群管形</td> <td><math>C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}</math></td> <td><math>\frac{R_{t1}}{d_1} \cdot \frac{S_T S'_t}{d_1} &lt; 1.25</math> <math>&lt; 100, \frac{S_T S'_t}{d_1} &gt; -1.50</math></td> <td>100 &lt; R<sub>t1</sub> &lt; 20,000 5,000 &lt; R<sub>t1</sub> &lt; 40,000</td> </tr> <tr> <td>干鳥形</td> <td><math>C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}</math></td> <td><math>C_D = \frac{70}{R_{t1}} \left( \frac{d_1}{S_T} \right)^{1.4}</math></td> <td><math>C_D = 0.25(R_{t1})^{-0.4}</math> <math>C_D = (R_{t1})^{-0.4} \left[ 0.044 + \frac{0.08(S'_t/d_1)}{\left( \frac{S_T}{d_1} - 1 \right)^{0.0001094211}} \right]</math></td> </tr> <tr> <td>鳥形</td> <td><math>C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}</math></td> <td><math>C_D = \frac{70}{R_{t1}} \left( \frac{d_1}{S_T} \right)^{1.4}</math></td> <td><math>C_D = 0.15(R_{t1})^{-0.4}</math> <math>C_D = (R_{t1})^{-0.4} \left[ 0.25 + \frac{0.1175}{\left( \frac{S_T}{d_1} - 1 \right)^{1.08}} \right]</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、dP: 円管群全体の圧力降下、N<sub>T</sub>: 円管群の列数、R<sub>t1</sub> = <math>\frac{d_1 V}{\nu}</math>、R<sub>t2</sub> = <math>\frac{(S_T - d_1) V}{\nu}</math>、R<sub>t3</sub> = <math>\frac{d_1 V}{\nu}</math>、d<sub>1</sub> = <math>\frac{S_T S'_t - (S_T d_1)^2}{4 d_1}</math></p>  <p>(a) 群管形 (b) 干鳥形</p> <p>図 218 円管群の配列</p>	構成	C <sub>D</sub> の定式	適用範囲		管径比	レイノルズ数	群管形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}$	$\frac{R_{t1}}{d_1} \cdot \frac{S_T S'_t}{d_1} < 1.25$ $< 100, \frac{S_T S'_t}{d_1} > -1.50$	100 < R <sub>t1</sub> < 20,000 5,000 < R <sub>t1</sub> < 40,000	干鳥形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}$	$C_D = \frac{70}{R_{t1}} \left( \frac{d_1}{S_T} \right)^{1.4}$	$C_D = 0.25(R_{t1})^{-0.4}$ $C_D = (R_{t1})^{-0.4} \left[ 0.044 + \frac{0.08(S'_t/d_1)}{\left( \frac{S_T}{d_1} - 1 \right)^{0.0001094211}} \right]$	鳥形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}$	$C_D = \frac{70}{R_{t1}} \left( \frac{d_1}{S_T} \right)^{1.4}$	$C_D = 0.15(R_{t1})^{-0.4}$ $C_D = (R_{t1})^{-0.4} \left[ 0.25 + \frac{0.1175}{\left( \frac{S_T}{d_1} - 1 \right)^{1.08}} \right]$	
構成	C <sub>D</sub> の定式	適用範囲																			
		管径比	レイノルズ数																		
群管形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}$	$\frac{R_{t1}}{d_1} \cdot \frac{S_T S'_t}{d_1} < 1.25$ $< 100, \frac{S_T S'_t}{d_1} > -1.50$	100 < R <sub>t1</sub> < 20,000 5,000 < R <sub>t1</sub> < 40,000																		
干鳥形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}$	$C_D = \frac{70}{R_{t1}} \left( \frac{d_1}{S_T} \right)^{1.4}$	$C_D = 0.25(R_{t1})^{-0.4}$ $C_D = (R_{t1})^{-0.4} \left[ 0.044 + \frac{0.08(S'_t/d_1)}{\left( \frac{S_T}{d_1} - 1 \right)^{0.0001094211}} \right]$																		
鳥形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{dP}{\rho V^2 N_T}$	$C_D = \frac{70}{R_{t1}} \left( \frac{d_1}{S_T} \right)^{1.4}$	$C_D = 0.15(R_{t1})^{-0.4}$ $C_D = (R_{t1})^{-0.4} \left[ 0.25 + \frac{0.1175}{\left( \frac{S_T}{d_1} - 1 \right)^{1.08}} \right]$																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

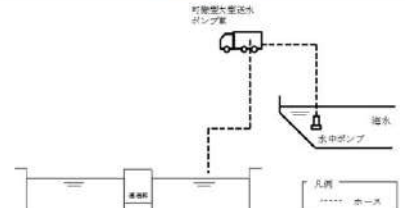
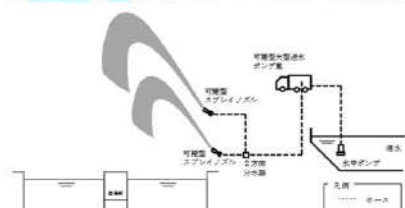
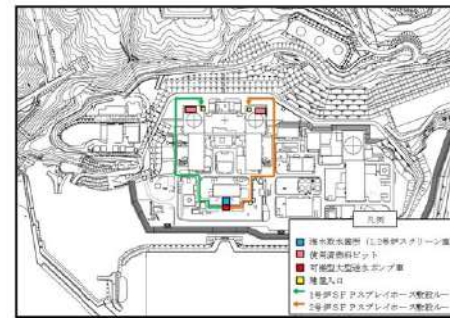
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>ブラジウスの式（伝熱工学資料）</p> <p>ii. 圧力損失 <math>2000 &lt; R_e &lt; 10^6</math> に対してブラジウスの式<sup>(19)</sup></p> $\lambda = \frac{0.3164}{R_e^{1/4}} \quad (3 \cdot 27)$ <p><math>R_e &gt; 10^6</math> に対してニクラッセ (Nikuradse) の式<sup>(20)</sup></p> $\lambda = 0.0032 + 0.221 R_e^{-0.457} \quad (3 \cdot 28)$ <p><math>R_e = 8 \times 10^4</math> までブラジウスの式とよく一致し、工業的によく利用される範囲 <math>R_e &lt; 1.5 \times 10^6</math> に対して成立するHermann の式<sup>(21)</sup></p> $\lambda = 0.0054 + 0.395 R_e^{-0.4} \quad (3 \cdot 29)$ <p><math>10^6 &lt; R_e &lt; 10^7</math> に対して十分正確な値を与えるプラントル・カルマン (Prandtl-Kármán) の式<sup>(22)</sup></p> $\frac{1}{\sqrt{\lambda}} = 2.0 \log_{10}(R_e \sqrt{\lambda}) - 0.8 = 2.0 \log_{10} \left( \frac{R_e \sqrt{\lambda}}{2.32} \right) \quad (3 \cdot 30)$ <p>などがある。これらの式の値は、すべて図 5・12 に示してある。</p>  <p>図 5・12 摩擦係数 λ とレイノルズ数 <math>R_e</math> との関係</p>	

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付7</p> <p>泊発電所1、2号炉のSFP への補給又はスプレイを行う体制等について</p> <p>1. 参集体制について                  泊発電所1、2号炉のSFP発災後の状況判断については泊発電所1、2号炉中央制御室にいる運転員により判断可能であり、泊発電所1、2号炉のSFPへの補給又はスプレイ操作については、泊発電所3号炉の災害対策要員等とは別に、保安規定において泊発電所1、2号炉発災時の要員参集体制を整備しており、事象発生12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能である。なお、発電所に近接した社員の居住地域（共和町宮丘地区）から発電所への参集に要する時間は約3時間と想定している。</p> <p>2. 泊発電所1、2号炉のSFPへの補給又はスプレイ操作について                  泊発電所1、2号炉のSFPが発災した場合には、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車によるSFPへの補給又はスプレイを行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、海水取水箇所への水中ポンプの設置、可搬型ホースの敷設等を行う。（SFPへのスプレイには可搬型スプレイノズルの設置も行う。）                  泊発電所1、2号炉のSFPへの補給又はスプレイに係る概略系統及びホース敷設ルート図を図5.12-5~7に示す。                  泊発電所3号炉におけるSFPへの補給（注水）は、要員3名により作業を実施し、所要時間は約4時間と想定している。泊発電所1、2号炉におけるSFP発災に対し、要員の参集に要する時間を数時間、SFPへの補給又はスプレイ作業に要する時間を各号炉それぞれ数時間と想定しても、事象発生の十数時間後までには泊発電所1、2号炉SFPへの補給又はスプレイを実施できる。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 5.12-5 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による泊発電所1、2号炉SFPへの補給 概略系統</p>  <p>図 5.12-6 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる泊発電所1、2号炉SFPへのスプレイ 概略系統</p>  <p>図 5.12-7 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による泊発電所1、2号炉SFPへの補給又はスプレイ ホース敷設ルート図</p> <p>【参考】              泊3号炉における海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済塗料ビットへの注水 タイムチャート</p> <table border="1" data-bbox="1388 1244 1881 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">準備の項目</th> <th rowspan="2">器具(台)</th> <th colspan="5">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済塗料ビットへの注水</td> <td rowspan="2">1台</td> <td>準備</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>注水</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	準備の項目	器具(台)	経過時間(時間)					1	2	3	4	5	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済塗料ビットへの注水	1台	準備	0.5	0.5	0.5	0.5	注水	0.5	0.5	0.5	0.5	合計		1.0	1.0	1.0	1.0	
準備の項目	器具(台)	経過時間(時間)																															
		1	2	3	4	5																											
海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済塗料ビットへの注水	1台	準備	0.5	0.5	0.5	0.5																											
		注水	0.5	0.5	0.5	0.5																											
合計		1.0	1.0	1.0	1.0																												

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付 8</p> <p>CFD 解析による泊発電所 2号炉SFP発災時のSFP内空気温度について</p> <p>泊発電所 2号炉SFPの冷却水が全て喪失した場合を想定し、燃料集合体及び燃料ラック周囲の空気自然循環による除熱を模擬したCFD解析により、SFP内の空気温度を評価した。</p> <p>1. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図5.12-8に示すとおり泊発電所 2号炉のSFP及びSFPを内包する建屋（燃料取扱棟）全体を3次元でモデル化し、SFP内とSFP上部空間での空気自然循環及び建屋開口部における外気の流入を考慮する。</li> <li>・SFP内では、図5.12-9に示す泊発電所 2号炉SFPの実燃料配置を模擬し、燃料の冷却期間に応じた発熱量を考慮する。</li> <li>・建屋開口部からの空気の流出入は自然流出入条件（建屋外側は大気圧条件）とする。</li> <li>・建屋の主要な放熱面は、天井及び側壁（建屋床面から高さ2.2mまで）とする。</li> <li>・輻射伝熱は考慮しない。</li> <li>・外気の温度は、35℃とする<sup>1)</sup>。</li> <li>・解析コードは汎用熱流動解析コードFluent ver.14.5を使用する。</li> </ul> <p>2. 評価結果</p> <p>上記条件で建屋内の温度分布を評価した結果を図5.12-10に示す。燃料ラック出入口での空気温度上昇は約320℃となった。</p> <p>建屋内の空気の流況については、建屋開口部から流入した外気は建屋の床付近を流れSFPへ流入し、SFP底部に到達した時点の空気温度Tinは約80℃であった。この空気が燃料により温度上昇し、燃料ラック頂部における空気の最高温度は約400℃となる。</p> <p>CFDの評価では上記の結果となったが、建屋開口部から流入する空気とSFP内で温度上昇した空気の混合状況によりTinは不確かさが大きいパラメータであることから、簡易評価においては建屋床面におけるSFP周辺部の雰囲気温度の最高値（約120℃）に保守性を持たせTinを130℃に設定した。</p> <p>また、燃料ラック内外の空気の流況、ラック壁の内側から外側への熱の伝達状況等についても、簡易評価のモデルが概ね妥当であることを示すものであった。</p> <p><sup>1)</sup> 泊発電所最寄りの気象観測所（寿都）の日最高気温 34.0℃より設定</p>	

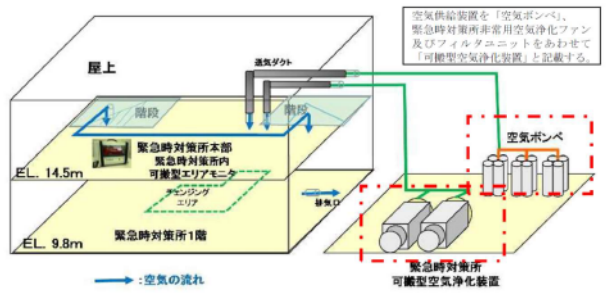
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図5.12-8 評価モデルの概要図</p> <p>図5.12-9 泊発電所2号炉SFPの燃料貯蔵状況 (H28.1.1時点)</p> <p>図5.12-10 CFD解析による建屋内空気温度の評価結果</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p>2. 緊急時対策所周辺の機器配置等について</p> <p>緊急時対策所周辺に配備する機器等は以下のとおり。</p>  <p style="text-align: center;">緊急時対策所周辺機器 配置図</p> <p> <span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> = DB（設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載）              （ただし、<span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>で囲む部分を除く）         </p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>緊急時対策所周辺に配備する機器等については、各項目ごとに説明または図示することから、同様の資料は作成しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

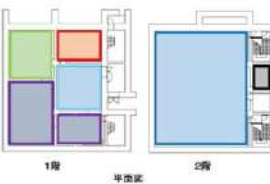
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">添付資料12</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所内の要員及び必要スペースについて</p> <p>12-1. 緊急時対策所内のスペースについて</p> <p>(1) 緊急時対策所は、要員数が最大となるブルーム通過時を想定し、必要な要員として本部要員65名、緊急安全対策要員23名及び3号炉及び4号炉の運転員12名の合計100名に、1号炉及び2号炉の運転員の10名※1を加えた計110名を収容するものとして設計している。</p> <p>緊急時対策所内には、対策所本部要員が対応を行う及び緊急安全対策要員等が打合せや休憩を行う、対策本部（約110席）、本部要員等が仮眠・休憩を行う、休憩室（38床）に分かれる。なお、休憩室については対策本部等と別区画とする。また、これらとは別に会議スペース（6席）を設ける。</p> <p>次に、重大事故等対応時の要員の動きを踏まえた必要スペースを示し、上記のスペース（座席数、床数）満足していることを示す。（図12-1）</p> <p>※1：今後の手続きにより、1号炉及び2号炉の運転員数を変更する予定であるが、現行の人数に基づき10名を緊急時対策所の収容人数として設計する。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <table border="1" data-bbox="369 869 660 1252"> <thead> <tr> <th>各エリア</th> <th>面積</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チェンレンジエリア</td> <td>約63m<sup>2</sup></td> <td>緊急時対策所内に放射性物質を持ち込まないためのエリアとして活用。</td> </tr> <tr> <td>電源室</td> <td>約96m<sup>2</sup></td> <td>電源室等設置スペース</td> </tr> <tr> <td>対策本部（約110席）</td> <td>約327m<sup>2</sup></td> <td>緊急時対策本部要員(65名)、原子力規制庁(2名)が活動するスペース 緊急安全対策要員(19名)、運転員(12名)の打合せ・休憩、さらに、外部からの必要要員の打合せに活用するスペース</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>約40m<sup>2</sup></td> <td>緊急時対策本部要員等が交代で休憩するスペース</td> </tr> <tr> <td>会議スペース（6席）</td> <td>約14m<sup>2</sup></td> <td>必要に応じて使用する会議スペース</td> </tr> <tr> <td>3A層機械保管エリア</td> <td>約128m<sup>2</sup></td> <td>資機材等の保管スペース</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>約96m<sup>2</sup></td> <td>誘導通路室、階段室、廊下室</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約736m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	各エリア	面積	説明	チェンレンジエリア	約63m <sup>2</sup>	緊急時対策所内に放射性物質を持ち込まないためのエリアとして活用。	電源室	約96m <sup>2</sup>	電源室等設置スペース	対策本部（約110席）	約327m <sup>2</sup>	緊急時対策本部要員(65名)、原子力規制庁(2名)が活動するスペース 緊急安全対策要員(19名)、運転員(12名)の打合せ・休憩、さらに、外部からの必要要員の打合せに活用するスペース	休憩室	約40m <sup>2</sup>	緊急時対策本部要員等が交代で休憩するスペース	会議スペース（6席）	約14m <sup>2</sup>	必要に応じて使用する会議スペース	3A層機械保管エリア	約128m <sup>2</sup>	資機材等の保管スペース	その他	約96m <sup>2</sup>	誘導通路室、階段室、廊下室	合計	約736m <sup>2</sup>				<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違</li> </ul> <p>本内容については、2-1「建物及び収容人数」に記載し、女川と比較する。</p>
各エリア	面積	説明																												
チェンレンジエリア	約63m <sup>2</sup>	緊急時対策所内に放射性物質を持ち込まないためのエリアとして活用。																												
電源室	約96m <sup>2</sup>	電源室等設置スペース																												
対策本部（約110席）	約327m <sup>2</sup>	緊急時対策本部要員(65名)、原子力規制庁(2名)が活動するスペース 緊急安全対策要員(19名)、運転員(12名)の打合せ・休憩、さらに、外部からの必要要員の打合せに活用するスペース																												
休憩室	約40m <sup>2</sup>	緊急時対策本部要員等が交代で休憩するスペース																												
会議スペース（6席）	約14m <sup>2</sup>	必要に応じて使用する会議スペース																												
3A層機械保管エリア	約128m <sup>2</sup>	資機材等の保管スペース																												
その他	約96m <sup>2</sup>	誘導通路室、階段室、廊下室																												
合計	約736m <sup>2</sup>																													

図12-1：緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>12-2. 緊急時対策所に必要な要員とスペースについて</p> <p>緊急時対策所にとどまる必要のある最大要員数として、ブルーム通過中における①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故への対処を行う各班員の計65名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員35名に1号炉及び2号炉の運転員の10名※1を加えた合計110名となる。（図12-2、表12-1）</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <p>3号炉及び4号炉が同時に重大事故に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長の40名で構成する。また、本部要員の指示のもと、重大事故への対処を行う各班員が29名とどまる。</p> <p>上記の本部要員、各班員の合計65名が緊急時対策所に留まることとなり、この要員数に必要な対策本部65席、対策本部に留まる1/3程度の要員の休憩室23床を確保する。</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員23名は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員（1,2号炉10名、3,4号炉12名）が実施する。ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <p>上記の緊急安全対策要員23名、運転員22名の合計45名が緊急時対策所に留まることとなり、この要員数に必要な対策本部45席、対策本部に留まる1/3程度の要員の休憩室15床を確保する。</p> <p>※1：今後の手続きにより、1号炉及び2号炉の運転員数を変更する予定であるが、現行の人数に基づき10名を緊急時対策所の収容人数として設計する。</p> <p>12-3. まとめ</p> <p>以上より、緊急時対策所の本部、打合せ・休憩、仮眠等の各スペースを活用することで、本部対応、現場対応等それぞれの活動を阻害することなく実施できる。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																										
																																																																																																																																																																																																																													
<p>図12-2：緊急時対策所 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き</p>																																																																																																																																																																																																																													
<p>表12-1：重大事故発生時等の各体制における緊急時対策所の収容人数</p>																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">体制</th> <th rowspan="2">要員数</th> <th colspan="2">緊急時対策所</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">収容人数</th> </tr> <tr> <th>1号機</th> <th>2号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">① 初期</td> <td>運営員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>24</td> <td rowspan="10">80</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">② 中期</td> <td>運営員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>24</td> <td rowspan="10">80</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">③ 後期</td> <td>運営員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>24</td> <td rowspan="10">80</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">④ 緊急時対策所</td> <td>運営員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>24</td> <td rowspan="10">110</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">⑤ 緊急時対策所</td> <td>運営員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>24</td> <td rowspan="10">117</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1.2号機運転員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	体制	要員数	緊急時対策所		合計	収容人数	1号機	2号機	① 初期	運営員	12	12	24	80	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	② 中期	運営員	12	12	24	80	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	③ 後期	運営員	12	12	24	80	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	④ 緊急時対策所	運営員	12	12	24	110	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	⑤ 緊急時対策所	運営員	12	12	24	117	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20	1.2号機運転員	10	10	20			
体制			要員数	緊急時対策所			合計	収容人数																																																																																																																																																																																																																					
	1号機	2号機																																																																																																																																																																																																																											
① 初期	運営員	12	12	24	80																																																																																																																																																																																																																								
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
② 中期	運営員	12	12	24	80																																																																																																																																																																																																																								
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
③ 後期	運営員	12	12	24	80																																																																																																																																																																																																																								
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
④ 緊急時対策所	運営員	12	12	24	110																																																																																																																																																																																																																								
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
⑤ 緊急時対策所	運営員	12	12	24	117																																																																																																																																																																																																																								
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									
	1.2号機運転員	10	10	20																																																																																																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p style="text-align: center;">添付資料14</p> <p>大飯発電所緊急時対策所の機能の移行に係る手順と作業について</p> <p>緊急時対策所の機能の移行は、工程上おおまかに以下A、B、C、Dのステップに分かれる。</p> <table border="1" data-bbox="73 352 665 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>ステップA</th> <th>ステップB</th> <th>ステップC</th> <th>ステップD</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新緊急時対策所設置工事中</td> <td>新緊急時対策所使用前検査完了まで</td> <td>新緊急時対策所運用開始</td> <td>現緊急時対策所撤去関係検査完了後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現緊急時対策所(1,2号中央制御室横)</td> <td>供用</td> <td>供用</td> <td>供用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>供用</td> <td>供用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図1 緊急時対策所の移行工程イメージ</p> <p>Aは現状であり、Bは現緊急時対策所（1、2号中央制御室横）の機能を維持しつつ新緊急時対策所の関係する検査の状態、Cは新緊急時対策所の運用を開始した状態、Dは現緊急時対策所（1、2号中央制御室横）の廃止手続きが完成した状態である。</p> <p>現緊急時対策所（1、2号中央制御室横）に設置されているSPDS表示装置は、SPDSサーバから信号線で接続されたHUBを経由して接続し、HUBには複数の空きポートが存在している。</p> <p>新緊急時対策所の設備工事において、3、4号原子炉補助建屋から新緊急時対策所に対してSPDS表示装置用の耐震をもった信号線を新規に敷設し、新緊急時対策所内にSPDS表示装置を設置した後、SPDSサーバから信号線で接続されたHUBの空きポートに新緊急時対策所に設置するSPDS表示装置向けの信号線を接続する。HUBは複数の空きポートを備えており、現緊急時対策所（1、2号中央制御室横）に設置しているSPDS表示装置への接続を維持したまま工事することが可能である。本工事により、現緊急時対策所（1、2号中央制御室横）及び新緊急時対策所の双方で3号および4号の必要なパラメータの監視ができる状態となり、新緊急時対策所の使用前検査を受検することが可能である。</p> <p>次にB→Cに移行する際の手順、作業として、新緊急時対策所の使用前検査が完了した後は、速やかに新緊急時対策所の運用を開始し、現緊急時対策所（1、2号中央制御室横）のSPDS表示装置については使用を中止し、その後撤去する。なお、撤去の際、新緊急時対策所に設置されているSPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムに悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>C→Dに移行する際の手順、作業として、緊急時対策所（1、2号中央制御室横）の撤去に関する工事計画認可後の関係検査が完了した後、撤去する。</p>		ステップA	ステップB	ステップC	ステップD	新緊急時対策所設置工事中	新緊急時対策所使用前検査完了まで	新緊急時対策所運用開始	現緊急時対策所撤去関係検査完了後		現緊急時対策所(1,2号中央制御室横)	供用	供用	供用	—	新緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)	—	—	供用	供用			<p>・記載内容の相違</p> <p>泊3号炉においては緊急時対策所の機能移行（建替え）は現状では発生しないので該当資料を作成しない。</p>
	ステップA	ステップB	ステップC	ステップD																			
新緊急時対策所設置工事中	新緊急時対策所使用前検査完了まで	新緊急時対策所運用開始	現緊急時対策所撤去関係検査完了後																				
現緊急時対策所(1,2号中央制御室横)	供用	供用	供用	—																			
新緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)	—	—	供用	供用																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: center;">【女川】 ・資料名称の相違</p>



第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】                      工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。                      【解釈】                      —</p> </div> <pre>                     graph TD                         A[緊急時対策所を設置する] --&gt; B[必要な情報を把握する]                         A --&gt; C[緊急時対策所]                         B --&gt; D[発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う]                         C --&gt; E[情報収集設備]                         C --&gt; F[通信連絡設備]                     </pre>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】                      工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。                      【解釈】                      —</p> </div> <pre>                     graph TD                         A[設置場所及び収容人員] --&gt; B[プラントの状態を把握するための設備]                         A --&gt; C[発電所内外間連絡箇所との通信連絡設備]                         A --&gt; D[中央制御室以外の場所に、緊急時対策所を設置する]                         B --&gt; E[安全パラメータ表示システム (SPDS)]                         C --&gt; F[酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握]                         C --&gt; G[通信連絡設備]                         E --&gt; H[酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計]                         F --&gt; I[酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握]                     </pre>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】                      工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。                      【解釈】                      —</p> </div> <pre>                     graph TD                         A[設置場所及び収容人数] --&gt; B[プラントの状態を把握するための設備]                         A --&gt; C[発電所内外間連絡箇所との通信連絡設備]                         A --&gt; D[中央制御室以外の場所に、緊急時対策所を設置する。]                         B --&gt; E[緊急時対策所情報収集設備]                         C --&gt; F[酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握]                         C --&gt; G[通信連絡設備]                         F --&gt; H[酸素濃度・二酸化炭素濃度計]                     </pre>	<p>【女川】                      表構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>保守管理に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										